

平成23年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

平成23年9月13日開会～9月22日閉会 会期10日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	13	火	本会議        全協 委員会	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 (3) 報告第3～4号の報告 ○陳情第6号～9号の委員会付託(4件) ○議案第33号～第34号議案上程(2件提案理由まで) ○議案第35号～議案第41号議案上程(7件) (質疑～討論～採決まで) ○認定第1号～認定第8号(8件)(提案理由まで) ○決算審査特別委員会設置、付託 ○全員協議会 ○付託案件(各常任委員会への陳情等付託審査)	町長提出 団体  町長提出
〃	14	水	休 会		
〃	15	木	休 会		
〃	16	金	本会議	○一般質問(琉議員、永岡議員、杉並議員、常議員)	
〃	17	⊕	休 会		
〃	18	⊕	休 会	町内各中学校体育祭	
〃	19	⊕	休 会	(敬老の日)	

〃	20	火	委員会	○付託案件審議（決算審査特別委員会）	
〃	21	水	委員会	○行政調査	
〃	22	木	委員会 最終本会議	○行財政調査特別委員会 ○最終本会議	

平成23年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年9月13日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 （1）諸般の報告

○日程第4 （2）行政報告

○日程第5 陳情第6号 町道ハナサキ線の排水処理について

（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第6 陳情第7号 川内原発増設計画の中止などを求める陳情書

（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第7 陳情第8号 陳情書

（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第8 陳情第9号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第9 報告第3号 平成22年度健全化判断比率

○日程第10 報告第4号 平成22年度資金不足比率

○日程第11 議案第33号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例（提案理由まで）

○日程第12 議案第34号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由まで）

○日程第13 議案第35号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第36号 伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第37号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第38号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）

○日程第17 議案第39号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）

○日程第18 議案第40号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）

○日程第19 議案第41号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～

採決)

- 日程第20 認定第1号 平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第21 認定第2号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第22 認定第3号 平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第23 認定第4号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第24 認定第5号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第25 認定第6号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第26 認定第7号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（提案理由まで）
- 日程第27 認定第8号 平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由まで）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君                      事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	福永正徳君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	亀山喜一郎君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター次長	平山栄文君
ほーらい館長	四本延宏君		
総務課課長補佐	田島輝久君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹）

（午前班）伊藤晋吾・重村浩次・穂浩一

（午後班）元原克也・重村浩次・田中勝也

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成23年第3回伊仙町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、杉並廣規君、琉 理人君、予備署名議員に上木 勲君、美島盛秀君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月13日から9月27日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日9月13日から9月27日までの15日間と決定しました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成23年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。したがって、主な項目についてだけ報告いたします。

平成23年8月25日、26日の両日、副議長の参加の下、議会中継システム説明会を開催。

今定例会は庁舎内の中継ですが、12月議会からは全世界へ中継したいと思っています。

また、9月9日には打越代議士が表敬訪問され、活発な意見交換が行われました。

以上で、議長の動静の報告を終わります。

総務文教厚生委員長、議会運営委員長、議会広報委員長の辞任に伴い、新しく総務文教厚生常任

委員会、議会運営委員会の委員長に、杉並議員が互選されました。また、議会広報委員会の委員長に琉議員が互選されましたので報告いたします。

伊仙町監査委員より、平成23年8月までの例月出納検査の結果、適正に処理されているとの報告がなされています。

閲覧を希望される場合は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

#### △ 日程第4 行政報告

##### ○議長（常 隆之君）

日程第4 行政報告について。

報告の申し出がありますので、これを許します。

##### ○町長（大久保明君）

おはようございます。

6月議会以降の主な行政報告を行ってまいります。

お手元の資料にある内容について、重要な点につきまして補足説明をしていきたいと思っております。

6月20日に徳之島農業青年クラブ連絡協議会、そして6月21日にあまみ農業協同組合の総代会がありまして、この中で鹿児島県の農業生産額約4,000億円のうち、奄美全体の農業生産額が5%から7%の間ということの説明いたしまして、奄美農業がまだまだ農業生産額を伸ばしていかなければならないということなどを本土の自治体等を比較しながら説明をいたしました。

6月30日に奄美・やんばる交流推進協議会総会が与論町で行われまして、前回からですけれども、各自治体の議長も参加いたしました。世界自然遺産に対しまして、国の那覇の所長さんのほうから、自然遺産についての説明、そして平成25年度には国立公園化に持っていきたいという話等がございました。

与論町の視察におきまして、与論町が航空機のこの小さなコネクターを生産しているアロカという会社を誘致いたしまして、地元で約40人の雇用、そして本社で与論出身の三十数名の雇用を生んでおります。

このような企業誘致、企業立地に関しまして、町議会、執行部、町長はもちろんでありますけれども、与論にIターンで来ている方々の人脈などが大きな貢献をしたということでもあります。

7月6日に、これには載っていませんけれども、県原田教育長が来島いたしまして、議員の代表の方々ともお話をいたしました。私も翌日お会いいたしまして、伊仙町議会が提案いたしました、そして郡の委員大会でも採択されました大島養護学校の徳之島農業高校跡地への誘致ということについて、県の教育長に要望と説明をいたしました。

7月9日には、全国農村交流ネットが伊仙町で開催されました。これは3日間、多くの方が農業高校に寝泊りしながら、全国の民間の新しい農業で最先端をいっている方々の研修会がありまして、

島内からも多くの方々が参加いたしました。

7月23日に、徳之島の将来の医療福祉を考える会の設立総会がありました。平成23年度の事業といたしまして、9月24、25日に、全国離島地域医療サミットを開催することを決定いたしました。各町から100万円ずつの補助金をこのサミットと今年の運営費に充てるということに決定いたしました。

7月25日に子ども議会が行われまして、子供を褒める日の制定、そして子供にわかりやすいガイドマップ、公園の充実等の議会での提案がございました。

7月27日、28日には、徳之島愛ランド広域議会で四国の徳島県上勝町を視察いたしまして、これは葉っぱビジネスと、それから上勝町も伊仙町と同様、焼却炉の設置がなかった地域であります。新しく焼却炉をつくるという事業を断念いたしまして、そのかわり分別を徹底していくということで26品目の分別を見事に行っております。そして焼却をなくしていくという目標を掲げております。このことを説明いたしましたNPOの方々は、徳之島は広域美化のほうでも島に来ていただきまして研修をしていければという話でございました。

7月30日には、待望の西部地区におきまして、亀戸団地の新築工事の地鎮祭が行われまして、今後住宅政策を中心に行政の優先順位を一番に持ってきまして、これから始めていこうということになります。

8月2日には、徳之島全体におきますケアマネジメントの研修会がございまして、佐藤信人先生、この方は厚生労働省のOBでありますけれども、介護保険の政策にかかわった方で、ケアマネジメントの父と言われるぐらい全国的に活動している方でありました。この方ともお話しいたしまして、養護学校を障害のある方々を島に集めていくという発想は、これは評価すべき発想だということを申し上げていました。

8月4日には、鹿児島県知事と市町村との年1回の懇談会がありまして、この中で離島医療の充実について、知事に改めて要望したところであります。

8月8日は、台風9号の影響で、今回からは一らい祭りという形で、犬田布岬での夏祭りを開催いたしました。いろいろ懸念材料はあったわけですが、このアクセスの問題、駐車場の問題等を解決いたしまして、無事成功裏に終了することができました。

飛びまして、8月20日には、わくわくサマースクールイン徳之島学習会がございまして、養育研究会の方々、障害者の方々とともに、そのときの合同金婚式におきまして、車いすの森圭一郎さん、そしてあずままだかさんたちとともに、いい形での行事ができたと思っております。

8月25日には、国保連合会中央会からの要請で、鹿児島県がこの健康なまちづくりシンポジウムに伊仙町を推薦していただきまして、全国から3つの自治体の発表がございました。

伊仙町の保健センターを中心とした創生に対する取り組み、そしてほ一らい館における健康効果などとともに、今厚生労働省が強く指導しています特定健診につきまして、伊仙町が今回、副町長と保健センター中心にやった取り組みで、最終的には65%という健診率をアップいたしまして、さ

らに本年度中に75%に向かっていくという取り組みを発表したところ、800人以上の全国の自治体の方々から驚きと賞賛を得たんじゃないかと思っております。

県の離島行政懇談会が8月26日に開催されまして、この中で39人の県議会議員の先生方にも、その離島医療サミットの参加を資料を配ってお願いをいたしました。

9月8日に、町村会の理事会で岩手県の大船渡市、そして宮城県の女川町を視察いたしまして、両市町・町長といろいろ話をいたしました。大船渡のほうは復旧復興がかなり進んでいますけれども、女川町は、いろんな映像でも見たと思いますけれども、3階建てのビルがほとんど、2階建てのビルも倒壊しているのを見て、改めて津波の威力というか力の恐ろしさを感じたところでありました。両市長・町長は、国に対しまして、かなり強い要望をしているけれども、なかなか対応できていないということでありました。両町で高台への移転を説明会で説明したところ、5割程度の方々は理解するけれども、水産業にかかわっている方々を中心に、なかなか説得がうまくはいっていないということも申しておりました。

9月10日に全国闘牛サミット in 小千谷大会がございまして、再来年に伊仙町において闘牛サミットを開催するように決定いたしました。

きのうは、日本島嶼学会徳之島大会ということで、多くの専門家の方々が来ていただきまして、全国の島嶼学会の中でも奄美郡と徳之島に対する関心、そしてその存在価値について、かなりの関心があるやに私たちも思いました。

以上で、長くなりましたけれども、この間の行政報告といたします。

#### ○議長（常 隆之君）

以上で諸報告を終わります。

△ 日程第5 陳情第6号 町道ハナサキ線の排水処理について

△ 日程第6 陳情第7号 川内原発増設計画の中止などを求める陳情書

△ 日程第7 陳情第8号 陳情書

△ 日程第8 陳情第9号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

#### ○議長（常 隆之君）

日程第5 陳情第6号、町道ハナサキ線の排水処理について、日程第6 陳情第7号、川内原発増設計画の中止などを求める陳情書、日程第7 陳情第8号、陳情書、日程第8 陳情第9号、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書の4件を一括して議題とします。

6月の定例会閉会後に、これまで受理した陳情は、陳情第6号、町道ハナサキ線の排水処理について、陳情第7号、川内原発増設計画の中止などを求める陳情書、陳情第8号、陳情書、陳情第9号、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書、陳情第10号、川内原発に関する陳情書の5件であります。

お手元にお配りしました陳情第6号、7号、8号、9号の4件を経済建設常任委員会に付託します。

なお、町外から陳情につきましては申し合わせのとおり文書配付とします。

△ 日程第9 報告第3号 平成22年度健全化判断比率

△ 日程第10 報告第4号 平成22年度資金不足比率

○議長（常 隆之君）

日程第9 報告第3号、平成22年度健全化判断比率、日程第10 報告第4号、平成22年度資金不足比率の2件を一括して議題とします。

説明を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第3号及び第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債比率14.0%、将来負担率144.3%となりました。公営企業会計における資金不足比率については、簡易水道特別会計、上水道事業会計ともになかったので報告いたします。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。

報告第3号、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するとございます。

監査委員決算審査意見書の10ページにございます。平成22年度決算に基づく健全化判断比率における連結実質赤字比率は、マイナス11.54%、これは実質収支が黒字の場合、実質赤字比率は負の値で表示されるようになっており、赤字ではないということでございます。

また、将来負担率が144.3%、早期健全化の基準では350%でございますけれども、早期健全化基準団体以下ではあるが、今後の医療費の状況及び公債費の発行状況では、早期健全化団体に近づくことも考えられるので、将来負担率が増加しないように財政計画を推進していただきたいという意見を賜っております。これに基づいて今後努力してまいりたいと思います。

続きまして、報告第4号、監査の意見書、26ページにございます。

意見のとおり、資金不足比率がないため黒字であるということを記載しております。

なお、健全化比率は基準は20%でございます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これから報告第3号、報告第4号の2件について、一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号、平成22年度健全化判断比率、報告第4号、平成22年度資金不足比率の2件の報告を終わります。

△ 日程第11 議案第33号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例

△ 日程第12 議案第34号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

これから、日程第11 議案第33号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第34号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第33号から議案第34号までの提案理由の説明をいたします。

議案第33号は、高齢者等肉用牛導入基金条例、議案第34号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例を平成22年度決算に伴い、基金の額を改正するものであります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

議案第33号を補足説明いたします。

高齢者等肉用牛導入基金条例の改正でございますけれども、条例の第2条第1項中の基金の額1,814万5,000円を1,213万6,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案第34号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の改正でございますけれども、条例中第2条第1項の基金の額1億9,133万2,000円を1億7,887万3,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

ただいま議題となっております議案第33号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例、議案第34号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の2件の審議を中止します。

△ 日程第13 議案第35号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

△ 日程第14 議案第36号 伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

△ 日程第15 議案第37号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）

△ 日程第16 議案第38号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第17 議案第39号 平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第18 議案第40号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第19 議案第41号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第35号、伊仙町勢条例の一部を改正する条例から議案第41号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第35号から議案第41号までの提案理由の説明をいたします。

議案第35号は、地方税の一部を改正する法律に伴い、伊仙町税条例の一部を改正する条例であります。

議案第36号は、字句等の変更により、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を提案しております。

議案第37号は、平成23年度一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

議案第38号は、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第39号は、平成23年度伊仙町介護保険特別会計、議案第40号は、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第41号は、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

以上、議案第35号から議案第41号までの7件の提案理由の説明をいたしました。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（池田俊博君）

補足説明をいたします。議案第35号でございますが、伊仙町税条例の一部を改正する条例でございます。

これはさきの国会において、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則等が改正公布されたことに伴い、本町においても条例を改正するものであります。

主な改正点として、寄附金税額控除の対象について、特定非営利活動法人いわゆるNPO法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として町の条例で定めるものを追加できるとしております。

また、あわせて控除適用下限を5,000円から2,000円へ引き下げる改正点であります。

また、それとあわせまして罰則規定の強化を行っております。よろしくご審議くださいますよう

お願いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第36号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について提案いたします。

第2条第2項中、第73号の2の規定により設置された盲学校、聾学校、もしくは養護学校を第78条の規定により設置された特別支援学校に改め、同条第6項中、老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律に、医療、医療費を療養の給付並びに療養費に、老人訪問介護療養費を訪問介護療養費に改めるものであります。また、第3条第2項第3号を次のように改めるものであります。

（3）高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額療養費でありますけれども、大まかな改正点は、老人保健法が、これが名称が変えたことに伴う重度心身障害者の条例改正であります。大まかに言えば、先ほど町長が申し上げたとおり字句の修正ということでご審議願いたいと思っております。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

議案第37号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の総額50億3,161万6,000円に、歳入歳出それぞれ8,081万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を51億1,243万2,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。歳入について説明いたします。

款9 地方交付税、補正前の額29億216万2,000円に167万1,000円を増額補正し、29億383万3,000円とするものであります。

款13 国庫支出金 6億4,439万2,000円に社会福祉費及び社会体育費委託金73万2,000円を増額補正し、6億4,512万4,000円とするものであります。

款14 県支出金 3億6,062万1,000円に児童福祉費補助金として820万7,000円を増額補正し、3億6,882万8,000円とするものであります。

款16 寄附金10万2,000円にきばらでえ伊仙応援寄附金76万3,000円ございましたので増額補正をし、86万5,000円とするものであります。

款18 繰越金3,000万1,000円に6,140万2,000円を増額補正し、9,140万3,000円とするものであります。

款19 諸収入6,282万3,000円に畜産基盤総合整備事業個人負担金189万9,000円を増額補正し、6,472万2,000円とするものであります。

款20 調査費 4億8,770万円に農林水産事業費、県営614万2,000円を増額補正し、4億9,384万2,000円とするものであります。

9ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

款 1 議会費、目 1 議会費 1 億739万円に 5 万円を増額補正し、1 億744万円とするものであります。

款 2 総務費、目 4 電算システム費1,767万3,000円に795万7,000円を増額補正し、2,563万円とするものでございます。システム入れかえに伴うシステム負担金及び保守委託料でございます。

目18キュラシマ出会い支援事業費1,859万6,000円から940万1,000円を減額補正し、919万5,000円とするものでありますけれども、事業の縮小減額採択に伴うものでございます。

目19地域力活用推進プログラム事業費、地域における子育て支援事業でございますけれども、406万5,000円を増額補正してございます。主な事業費等につきましては、備品購入費375万7,000円等でございます。

10ページをお願いいたします。

目20徳之島交流ひろば活性化事業費、これも子育て支援促進の野外活動の場づくりということで、ほーらい館広場の整備事業でございます。備品購入費として運動補助具等の経費を計上してございます。

総務費の項 4 の選挙費、目、県議会議員選挙費358万3,000円の減額補正になっておりますけれども、これは県議会選挙が無投票により実施されなかったための経費減でございます。

目 4 農業委員会委員選挙費87万7,000円の減額補正は、執行残によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費 3 億6,161万6,000円に1,009万8,000円を減額補正し、3 億5,151万8,000円とするものでありますけれども、人事の異動等による減でございます。

12ページをお願いいたします。

民生費の項 2 児童福祉費、目 4 子育て支援事業費892万6,000円に360万円を増額補正し、1,252万6,000円とするものでありますけれども、子育て支援事業の補助費でございます。

款 4 衛生費、目 2 簡易水道事業費5,193万3,000円に200万円を増額補正し、5,393万3,000円とするものでありますけれども、簡易水道目手久地区の給水工事に充てる費用でございます。

13ページをお願いいたします。

目12畜産振興費1,225万4,000円に583万3,000円を増額補正し、1,808万7,000円とするものであります。畜産基盤再編総合整備事業負担金等でございます。と、喜界町で開催される大島地区の肉用牛共進会出品組合負担金でございます。

款 5 農林水産業費、目 1 農地総務費 1 億898万2,000円に278万9,000円を増額補正し、1 億1,177万1,000円とするものであります。

14ページをお願いいたします。

目 2 担い手育成畑地帯総合整備事業費8,928万2,000円に2,770万円を増額補正し、1 億1,698万2,000円とするものであります。担い手畑総事業の負担金の増によるものでございます。

目 3 農業農村活性化推進施設整備事業費、県単農業でございますけれども、未採択による事業費減901万円でございます。

目 8 徳之島用水農業水利事業受益面積調査委託事業費274万2,000円の減額になっておりますけれども、調査面積の減、事業料の減に伴うものでございます。

15ページをお願いいたします。

款 7 土木費、目 1 土木総務費4,037万5,000円に1,542万円を増額補正し5,579万5,000円とするものでありますけれども、目手久におきます徳之島地域文化情報発信施設の設計委託料並びに支出委託料等でございます。

項の 2 道路橋梁費、目 3 道路維持費4,124万円に454万円を増額補正し、4,578万円とするものであります。

同じく目 4 地域活力基盤想像交付金事業費 1 億2,384万9,000円に100万円を増額補正し、1 億2,484万9,000円とするものであります。登記手数料の増額補正でございます。

土木費の項 4 住宅費、目 1 の住宅管理費1,995万4,000円に622万4,000円を増額補正し、2,617万8,000円とするものでありますけれども、主なものといたしまして、カシナントウ住宅の一部の取り壊し経費でございます。

16ページをお願いいたします。

8 の消防費、目 2 非常勤消防費792万4,000円に288万2,000円を増額補正し、1,080万6,000円とするものでありますけれども、東北震災に伴う負担金増168万8,000円、市町村消防補償等組合負担金等の増によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

款 9 の教育費、目12地域伝統文化総合活性化事業費674万4,000円に100万1,000円を増額補正し、774万5,000円とするものでありますけれども、事業料の増による増額補正でございます。

以上、歳出合計50億3,161万6,000円に8,081万6,000円を増額補正し、歳出総額を51億1,243万2,000円とするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第38号、平成23年伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額11億7,448万2,000円に歳入歳出それぞれ12万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額11億7,460万5,000円とするものであります。

5ページをお願いします。

歳入であります。

款12諸収入、項 4 雑入、目 2 一般被保険者第三者納付金自賠責納付金ということで12万3,000円を増額補正し、12万4,000円とするものであります。

次のページをお願いします。

歳出。款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 2 その他共同事業費拠出金、高校共同事業拠出金 2 万1,000円を増が協働補正し、7 万2,000円とするものであります。

款11諸支出金、項1償還金利及び還付加算金、目3償還金、国庫負担金等の返納金が8万円、支払い基金返納金2万2,000円、あわせて10万2,000円を増額し、10万3,000円とするものであります。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第39号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額8億9,685万8,000円に歳入歳出それぞれ1,308万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億994万3,000円とするものであります。

5ページのほうをお願いします。歳入についてです。

款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、これが805万7,000円を増額補正し、2,572万円とするものでございます。

款6諸収入、項2雑入、目2雑入、これは徳之島地区介護保険組合負担金精算の返納金27万7,000円を増額補正し、27万8,000円とするものであります。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、これは平成22年度からの繰越金475万1,000円を増額し、475万2,000円とするものであります。

次のページをお願いします。

歳出。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、地域支援事業過年度精算償還金ということで373万9,000円、介護給付費過年度精算償還金934万6,000円、あわせて1,308万5,000円を増額し、1,719万5,000円とするものであります。

大きな金額でありますけれども、これは介護施設の増加です。白寿苑と仙寿の里です。

増床見込みでしてございましたけれども、実績において還付が償還が生じたということであります。以上です。

#### ○ほーらい館長（四本延宏君）

議案第40号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額7,898万2,000円に歳入歳出それぞれ142万円を増額し、歳入歳出の総額を8,040万2,000円とするものでございます。

5ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、補正前の額1,000円に142万円を繰越金から歳入をとるものでございます。

次の6ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の中で、需用費としまして修繕費を100万円、また使用料及び賃借料を12万円、これは12万円につきましては、本年から法令改正におきまして、こういった体育施設等準備等で使われる音楽につきましても、著作権が発生するというので、本年の

4月にさかのぼって払うようにということで著作権協会から指摘を受けまして補正をしたものでございます。額等については、まだ額等が確定しておりませんので、ちょっと調整を必要としまして、多分これは上回らない額でおさまると思っております。

16原材料費、看板等の材料費を30万円計上してございます。142万円を補正しまして5,736万4,000円にするものでございます。

以上、歳入歳出に142万円を増額して歳入歳出の総額を8,040万2,000円とするものでございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○水道課長（中熊俊也君）

平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億3,284万1,000円に歳入歳出それぞれ671万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額2億3,955万4,000円とするものであります。

5ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

款3繰入金、項1繰入金、目1繰入金、補正前の額5,193万3,000円に200万円を増額補正いたしまして5,393万3,000円とするものであります。

款4繰越金、目1繰越金、補正前の額1,000円に471万3,000円増額補正いたしまして471万4,000円とするものであります。

次の6ページをお願いします。

歳出。款1水道事業費、項1原水浄水費、目1原水浄水費、補正前の額2,559万9,000円に471万3,000円を増額補正いたしまして3,031万2,000円とするものであります。これは修繕費であります。

款1水道事業費、項3配水給水費、目1配水給水費、補正前の額471万6,000円に200万円を増額補正いたしまして671万6,000円とするものであります。請負工事費であります。

どうかご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（常 隆之君）

これから議案第35号伊仙町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第35号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号伊仙町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第36号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第36号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第36号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第37号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

9ページの企画費に車検整備費、公用車重量税ということで組まれておりますけども、なぜ当初予算で計画がなかったのかお尋ねをいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

公用車でございますが、今企画課にあるパトカーであります。これは宝くじの助成によっていただいた車ですが、新車の場合は3年間ということでありましたので、昨年2年目に検査ということで持っていつているんですが、3年目ということで、普通の検査は2年ですが、新車をいただいたということで3年目ということで、途中で気づきまして、今回補正を提案した状況

でありますので、どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

○10番（杉並廣規君）

ぜひこういうものは当初からきちっと計画をする、もう少し財政当初計画を捻りなおしていただきたいと思います。

次に、目19の9地域力活用推進プログラム事業ということで、これ新規の計画みたいですが、13の委託料、ウェブページ作成委託料、ウェブページ管理委託料のもう少し詳しい内容説明を求めます。

○総務課長（稲 隆仁君）

この事業は、補正事業でありまして、安心子ども基金総合対策事業、地域子育て創生事業ということになります。

今回は阿権地域の地域力活用推進プログラムということで事業申請を行いました。

共働き等が当たり前になった現在、放課後児童だけで留守番するにはさまざまな危険があるというようなことで、これを地域の施設、人材等活用して子供たちの居場所をつくるという事業でございます。事業内容等につきましては、学習用のテーブル等、あるいはまたパソコン等、プリンターいろいろもろもろございまして、照明器具等も備品購入が主でございますけれども、パソコン等に使用するものだと思いますウェブページの作成、この内容等については、申しわけありません、あともって詳しくご説明申し上げたいと思います。

○10番（杉並廣規君）

中身がちょっとわかりにくいんですが、共働きだということですが、理由、ここにもあるんですが、どういう備品を購入して、どこでどのようなことをされるのか。もう少し詳しい説明を後もってお願いをいたします。

次に、10ページ、徳之島交流ひろば活性化事業費2,122万円、これも簡単に先ほど総務課長説明があったけど、もう少し詳しい、約2,000万をどういう備品を購入するのか。旅費が100万円も組まれているんですが、だれがどのようにして100万円の研修をするのか、詳しい説明を求めます。

○ほーらい館長（四本延宏君）

徳之島交流ひろば活性化事業でございますが、これも23年度の安心子ども基金総合対策事業の補助金を要望して活用している事業でございますが、今ほーらい館のほうで月・水・金とわくわくクラブというものを実施しております。その中で、いろいろ用具等が必要だということを考えておりましたところ、今回の補助事業がありましたもので、応募して、採択して頂いたところでございます。

それは備品費につきましては、主なものが、滑り台と一体化となった遊具が600万円、ブランコが39万円、そして子供たちが乗って遊べて体力をつけれるものが、タフライダーというちょっとした乗り物で義名山公園あたりにあった小さな子供の乗り物ですが、これが20万、25万、25万、21万となります。で、スプリングデッキというばねがついて次々遊べるような道具でございますけれども、

これが45万円、それにザイルネットが173万円、それに上り台が200万円、低い鉄棒が25万円、そして校内のほーらい館の周りに看板を出します、それを2台出しますので、39万円掛ける2で79万円、そしてその看板等が32万円。防護さく、一応車が止まりますので、車等の防護さくを設けようということで、この防護さくが236万円、その設置助成135万円、で、ほーらい館に子供たちがよく来て図書がないかというようなことで、これも要望があります。で、子ども室がありますので、そちらには図書を要望して、図書を100万円、本棚が一応120万円ということで備品費2,020万円を2,022万円を要望したところ、採択していただいたということでございます。旅費等につきましては、まず子育て事業をやっています。その中でまたうちのほーらい館の職員等につきましても研修をして、もっと子どもたちの款1総務費教育とか、そういったものに役立てたいということで、また資質の向上等も規定して研修を当該ということで福岡に2回、10万円掛ける2回を2人ということで40万円、東京を職員2人を2回ということで15万円で積算しまして2回で、60万円の100万円を計上して採択していただいたということでございます。

以上です。

#### ○10番（杉並廣規君）

これどこに設置されるのか。すばらしい事業であると思えますけれども、もう少し何か資料等ありましたら、後ででもいただきたいと思えます。

それと、13ページの農地総務費の中に節17公有財産購入費262万7,000円が計上されておりますけれども、どこをどのようにして購入されるのか、詳しい対応について説明を求めます。

#### ○耕地課長（大山秀光君）

17の公有財産購入費でございますが、中部ダムの水没地1万7,511㎡を平米㎡で買収するという事でございます。

#### ○10番（杉並廣規君）

15ページの目4地域活力基盤創造交付金事業費、12の役務費に100万円、登記手数料として組まれておりますけれども、これは件数は何件ぐらいなのかお尋ねをいたします。予定されている事業は全部購入できたのかどうか、少し内容について説明を求めます。

#### ○建設課長（上木千恵造君）

この役務費についてでございますけれども、ただいま相続登記等がかなり我々役場職員ではちょっと登記が難しいと。そういう難しい登記について専門家の司法書士にお願いする費用として100万円計上してございます。件数としては17件でございます。これは伊仙・馬根線の工事に係る土地でございますけれども、全体の用地買収件数が80件で、そのうちの17件について登記が難しいということで専門家に登記を依頼する代金として100万円を計上してございます。

#### ○10番（杉並廣規君）

職員では難しいということですが、ぜひ喜念の観光施設整備事業みたいに登記ができないようなことがないように、前もってきちんと購入、登記をして事業を推進していくようにしていただきたい

い。

これで終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

11ページの3款民生費のところ、受益負担金ということで50万円徳之島の医療・福祉を考える会運営負担金ということでございますけれども、どのようなあれか、ちょっと詳しく説明を願いたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

お答えします。

徳之島の医療・福祉を考える会の運営負担金ということで、第2回の定例会の中で50万円を補正してあります。今回50万円補正して、あわせて100万円ということであります。

各町100万円ずつ負担金を出して、今現在の医療の現状を周産期医療とか、救急への要請とか、もろもろの医療に関する課題について解決していこうかという機運が生じてきておりまして、その中で今月の24、25、離島医療サミットが開催されるわけであります。遠くは隠岐の島から長崎県から沖縄から来て、医療サミットをするわけでありまして、それに対する旅費の助成とか、あとパンフレット、今後の医療を考える会の中で委員の方々に勉強会、意見交換会を持ちながら、離島の抱える医療についての課題策を見出そうという会の負担金であります。各町とも今度の9月議会のほうに提案してございます。それに基づいて今後活動が展開されていくというふうに踏まえております。

以上です。

○12番（上木 勲君）

組織の運営はどういう体制になっているんですか、会長というんですか、それはどういう組織ですか。現在は。

○保健福祉課長（松田一郎君）

委員については31名ほどおりまして、3町の町長、商工会、駐在員会、島内の医療機関の5医療機関ありますけれども、院長先生交えて32名で構成をしております、これは7月23日に設立会を発足して、現在活動しているという団体であります。この中に、前いらっしゃった徳洲会の小野委員長が顧問等入って、金子議長も一応オブザーバーということで入っております。あわせて禧久県議も県の情報交換ということで委員の中に入っております。

○12番（上木 勲君）

具体的には誰が会長とかそういう、どこにその事務局みたいなのがあって、そういうのはちゃんと決まっているわけですか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

規約の中では、会長の属するところが事務局をするということで、現在大久保町長がこの会の会長であります。そして事務局は、今私たち保健福祉課のほうで私のほうが事務局長ということで進めております。そして両町の町長さんが副会長、それと各駐在員の代表、商工会、福祉協議会の代表ということで委員で構成して活動をしております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○3番（前 徹志君）

14ページ、農林水産業費、目3農業農村活性化推進施設整備事業、当初954万7,000円で減額が910万円になっていますが、どうしてなのかお願いします。

○耕地課長（大山秀光君）

農道1路線の事業申請がありましたけれども、県全体の農道の要望が多く、また防災対策を優先いたしまして昨年、奄美本島あるいは県内で災害がありました。そこら辺を危険度の高いところを優先したということで、この本町のは不採択になったということでございます。よろしくお願ひいたします。

○3番（前 徹志君）

これは路線は決まっていたんです。で、同意書とかとっていると思うんですけど、事業が廃止になったことを説明してありますか。

○耕地課長（大山秀光君）

いえ、これはまだ事業が土地改良——地区内の農道でございますので、事業が決まった段階で同意をとってあります。水路、農道であり人の圃場を整備するものではありませんので。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

9ページ、目18キュラシマ出会い支援事業の中の事業の減とだけ説明がありましたが、これは何をどのように減になったのかお願ひいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

当初、サーバーのシステム開発とか予定しておりましたんですが、これについて県のほうと協議の結果、補助の対象はということで、サーバーシステムについては減額になったということですが、一応携帯サイトのほうは180万円については適用になったということでありまして、今回のサーバーシステムについてだけ開発委託費だけが対象外という形になりました。

○5番（明石秀雄君）

これは補助事業ですので、対象事業とかいうものはちゃんと決まっていたはずで精査を、このときでしなかったんですか。

○企画課長（牧 徳久君）

当初、精査して、これは適用可能ということでありましたが、一応金額的に870万円ということになりまして、これをサーバーとかというのは構築しなくて携帯サイトで売り上げのやりとりができるという状況にいたしました。

以上です。

#### ○5番（明石秀雄君）

恐らく私はこれは精査してなかったんだろーと思っております。事業の半分が採択されないとかいうことは、よっぽど精査してなかったということだと思います。

今後補助事業については精査をして、途中で減額にならないようにしっかりと計画をしていただきたいと思います。

10ページ、交流ひろばの同じく備品購入のところなんですけど、滑り台とか遊具の件については義名公園と重複しないのか、また図書を買えば公民館の図書室にも置くところがあったり、こういったものは重複するところが、やはり一つにして整理するほうがいいんじゃないかと思ったりしているんですけど、交流ひろばでこういったものすべて管理ができますか。

#### ○ほーらい館長（四本延宏君）

今1カ所はもちろん集中管理ということもあると思いますけれども、ほーらい館としましては、交流ひろばという目的でつくられておりますので、やはりその場で交流ひろばにほーらい館を中心としたところに多くの人たちを集めて交流を広げていきたいというふうな考えがまずございます。そのためには、いろいろな手だてをして、あそこに多くの人が集まる、また町外からも多くの人が集まるような施設づくりを目指して、こういったことを重複する部分もございまして考えている次第でございます。

また、図書等につきましても、この事業自体は安心子ども基金総合対策事業でございますので、とても他のところでも多分要望が考えられるものだと思いますけれども、うちのほうでも、またわくわくクラブとか、子どもたちのキッズルーム等ございますので、そういうところにも図書を置きたいとか、今職員等が自分の絵本等を持ってきて何冊とか置いてあったりするところもございまして、一般会計ではわからないこういった事業等で整備しておきたいという考えたところがございます。

また、今後の施設管理等につきましては、もちろん安全面だとか、また図書だとか、そういったこともあるかと思っておりますけれども、その辺はまた今後また計画を立てて順次進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○5番（明石秀雄君）

遊具の管理については、また今のほーらい館の陣容でできるのか。それとまた人件費の増につながってくるんじゃないかなとか、そのままほうっておいて、自分たちでやれという、今度は事故が起きた場合、管理責任が問われることとなります。そこにだれかが見張りをする人が必要になっ

てくるかもしれないし、でなければ幸いなのですが、もし事故があった場合、管理責任がほーらい館に来ますよ。そういうところも考えて安全管理とかそういったものであり、検討して、できたら集中したところでまたしたほうが私はいいと思うんですが、皆さんができるのであれば、人件の増やまた管理者が必要だと、人件費の増などは見込まれてくると思いますので、そういうところを十分に精査をして事業を展開していただきたいと思います。

それから、13ページをお願いします。

これは字句の間違いじゃないかなと思っているんですが、農林水産の農地総務の委託料のところ、404万円の喜念地区戸籍調査ってあるんだ、これは印刷ミスですよ。戸籍調査ですか、間違いですか。字句、戸籍調査業務委託費とあるんですよ。間違いじゃないんですか。戸籍調査。

その説明よろしくをお願いします。

#### ○耕地課長（大山秀光君）

これは戸籍でございます。といいますのが、今年になりましてから、この土地改良の同意が相続人全員からということになっております。例えば4代前に亡くなった人がいますと、その相続人全部の戸籍を捜査しなければなりませんので、これは我々職員ではできませんので、連合会のほうに委託をするということでございます。

#### ○5番（明石秀雄君）

15ページ、土木のところ。23償還利子及び割引料のところですが、過年度国庫補助金返納金、これはいつのもので、どこのものなのか。いつまで返納が続くのか、お願いします。

#### ○建設課長（上木千恵造君）

お答えいたします。

われわれ建設課では、平成17年度から21年度までの5カ年計画で、まちづくり交付金を利用実施をしてまいりました。21年度で完了したわけでございますけれども、この完了の精算分の検査が今年ございまして、その中で事務費が規定より多く使い過ぎているんじゃないかという指摘を県のほうから受けまして、その分の返納金として361万5,000円の補正をお願いするものでございます。

#### ○5番（明石秀雄君）

これはもう、その事業についてのこれでもう精査終わりですか。間違いはないですか。

#### ○建設課長（上木千恵造君）

今年、精算事務の検査が終わりましたので、事業はこれで完了ということになります。

#### ○5番（明石秀雄君）

終わります。

#### ○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

#### ○13番（美島盛秀君）

15ページの土木総務費、13の委託料、徳之島地域文化情報発信施設設計委託料ですけれども、た

しかこれは目手久闘牛場の件だと思いますけれども、これは一般財源で予算化されておりますけれども、こういうのは事業の中にそういう予算が計上されてないのかどうか。

それと、あの場所は個人の所有のものでありますので、そういう公共施設をつくる上できちんと登記等、そういう話し合い等ができていますのかどうか伺います。

○建設課長（上木千恵造君）

この事業は、奄振の非公共事業ということで、24年度採択で国のほうにお願いしている事業でございますけれども、県のほうから指導がありまして、奄振の非公共については繰り越しができないと、単年度で工事を終わらせてくださいという指導でございました。そういう関係で、従来の補助事業の工事の施工状況を見ますと、単年度で2億円規模の工事でございますけれども、単年度で設計測量から工事までは難しいと、過去の状況から難しいということで、どうしてもことし設計だと今年中に終わらせて来年早期に着工しなければならないと、そういう関係で、どうしても一般財源で設計委託はしないといけないということでございます。

それと、土地の所有の件でございますけれども、この件については、地主のほうから町に無償で提供するという確約書をいただいております。それに基づきまして、現在登記の準備を地籍調査室にお願いして登記の準備を進めているところでございます。

○13番（美島盛秀君）

9日の打越先生の話の中でも、中身を掌握されておりました、ぜひこれを進めていただきたいというような内容でしたけれども、この事業が徳之島の一つのメインの地域になると、闘牛施設とあるいは文化発信の地になると思いますので、ぜひあともって、そういう登記面とか、あるいは身内、親族のトラブル等とか、そういうのがないように、しっかりと地域の皆さん、地元の皆さんと話し合いを進めた上で進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第37号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第37号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時55分

---

再開 午後 1時30分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第38号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第39号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第39号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、平成23年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第40号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第40号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第41号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第41号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第20 認定第1号 平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第21 認定第2号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第22 認定第3号 平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第23 認定第4号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第24 認定第5号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第25 認定第6号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第26 認定第7号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第27 認定第8号 平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（常 隆之君）

これから、認定第1号、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、認定第8号、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から認定第8号までの平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、監査委員の意見を付して議会の承認を求めます。

以上、認定第1号から認定第8号までの8件の提案理由を説明いたしました。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

決算書の補足説明をいたします。

決算書の64ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書といたしまして、一般会計歳入総額73億4,772万6,000円、歳出総額71億2,172万円、歳入歳出差し引き額2億2,600万6,000円となります。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額が3,460万3,000円、実質収支額1億9,140万3,000円となります。

そのうち地方自治法233条の2の規定による基金繰り入れとして1億円を財政調整基金及び減債基金のほうへ積み立ててございます。残り9,140万3,000円を23年度への繰越金といたしております。以上です。

詳細につきましては、決算審査特別委員会のほうでご説明申し上げたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

認定第2号、平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、説明申し上げます。

85ページをお開きください。

実質収支に関する調書、歳入総額12億1,024万1,000円、歳出総額11億9,973万8,000円、歳入歳出差し引き額1,050万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額1,050万3,000円、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額600万円であります。

続きまして、認定第3号、平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

92ページをお開きください。

歳入総額8万5,000円、歳出総額8万5,000円、歳入歳出差し引き額ゼロ、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額ゼロ、実質収支のうち地方自治法に係る基金繰入額ゼロであります。

認定第4号、平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

104ページをお開きください。

実質収支に関する調書、歳入総額8億9,922万7,000円、歳出総額8億9,447万5,000円、歳入歳出差し引き額475万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額475万2,000円、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

続きまして、認定第5号、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の112ページお願いします。

歳入総額1億5,281万2,000円、歳出総額1億5,247万7,000円、歳入歳出差し引き額33万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額33万5,000円、基金繰入額ゼロとなっております。

詳細については、この後の決算審査特別委員会の中でもご説明申し上げたいと思っております。

よろしくお願ひします。

**○ほーらい館長（四本延宏君）**

認定第6号、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。

実質収支に関する調書の120ページをお開きいただきたいと思ひます。

1、歳入総額8,197万4,000円、歳出総額7,677万8,000円、歳入歳出差し引き額519万6,000円。

以上でございます。

詳細については、また特別委員会の方でご報告できるものと思っております。

以上です。

**○水道課長（中熊俊也君）**

平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算書について補足説明をいたします。

128ページをお願いします。

実質収支に関する調書、歳入総額が2億8,271万円、歳出総額が2億7,799万6,000円、歳入歳出差し引き額が471万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ、実質収支額471万4,000円、基金繰入額ゼロであります。

詳細は決算審査特別委員会にて説明したいと思ひます。

平成22年度伊仙町上水道事業会計決算書の補足説明をいたします。

債務諸表の表から説明したいと思ひます。

3ページをお願いします。

営業収益が7,703万6,797円、営業費用が7,672万8,212円、差し引きしまして営業利益が30万8,585円。続きまして営業外収益が777万7,451円、営業外費用が521万8,051円、経常収益が286万7,985円。続きまして特別利益が18万7,600円、特別損失が179万410円、合計差し引き計算しますと当年度純利益が126万5,175円、前年度繰越利益剰余金が4,782万3,748円が△であります。当年度末未処理分利益剰余金4,655万8,573円がマイナスであります。

詳しいことは決算審査特別委員会にて説明させていただきます。

以上です。

**○議長（常 隆之君）**

以上で提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案理由のあった8つの案件は、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目質疑をお願いしたいと思ひます。

これから質疑を行います。

**○3番（前 徹志君）**

決算書の9ページ、民生費負担金、保育費負担金、現年度は100%徴収されているが、滞納繰越金で不納欠損を251万1,700円行っているが、主要施策の成果説明書44ページによると、時効成立37件

となっているが、今後収入未済み金、未収金68万7,500円についてどのように対処していくのか質疑をいたします。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

お答えいたします。

今後の収入未済額68万7,500円について、今後どのように対処していくかというご質問ですが、68万7,500円の内訳といたしまして、11件でございます。そのうち2件は町外に転出で残りの9件につきましてはすべて分納誓約書をとってあります。

ちなみに、8月末現在で滞納分として36万4,000円を徴収してあります。残り32万3,500円につきましては、確実に分納誓約書のとおり徴収してまいりたいと考えております。

また、保育料につきましては、10月分支給からの子ども手当によります特別徴収という形で徴収ができることになっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております。認定第1号、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、認定第8号、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの8件は、議長及び議会代表監査委員を除く12名の委員で構成する平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、認定第8号、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの8件は、議長及び議会代表監査委員を除く12名の委員で構成する平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

これから平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時00分

---

再開 午後 2時10分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に杉並君、副委員長に前君が互選されましたので報告します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月16日午前10時から開きます。

日程は一般質問であります。

散 会 午後 2時20分

平成23年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年9月16日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（琉 理人議員、永岡良一議員、杉並廣規議員、常 隆之議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君      事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	福永正徳君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	亀山喜一郎君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター次長	平山栄文君
ほーらい館長	四本延宏君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹）

（午前班）稲田大輝・原根滝二・喜納栄樹

（午後班）福司銀二郎・町本勝也・重村光作

平成23年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	琉 理人 (議席番号11)	1. 防災について	東日本大震災の教訓より、全国の各市町村の防災対策が大きく見直され、津波対策や防災マップ、防災訓練の再確認や合同訓練が行われていますが、伊仙町の防災マップでの避難所の面縄小学校は海拔10mですが、今回の大震災の津波を教訓に面縄小学校の児童生徒並びに教職員の避難経路はどうなっているのか。	町 長 教育委員長
		2. 光ファイバー事業について	I P告知端末利用によって防災関係や町内情報がわかりやすくなったことについては、大きな成果だと思いますが、災害時の機能について、先日雷雨でI P告知端末が被害を受け利用できなかったという声がありますが、対応はどうなっているのか。	町 長
		3. 財政について	各種税の徴収率向上対策については、どの様に取り組んでいるのか、徴収対策室のその後の活動状況はどうなっているのか。	町 長
		4. 教育行政について	①障がい児教育の養護学校の分校を農高跡地に要望する取り組みについて、その後の状況はどの様になっているのか。	町 長 教育委員長
			②農業高校跡地の今後の見通しはどうなっているのか。	町 長 教育委員長
			③各種スポーツ施設について、現在使用されている施設の実態と各施設利用者からの要望はないか。	町 長 教育委員長
		2	永岡 良一 (議席番号7)	1. 鳥獣被害について
2. 町営住宅計画について	①来年度からの建設地域及び戸数について			町 長
	②現在、町営住宅入居希望の待機者は何人か。			町 長
3. 環境問題について	資源ゴミ（アルミ缶・スチール缶）の処理（プレス後の利用状況）並びに現状について	町 長		

2	永岡 良一 (議席番号7)	4. 水土里サークル活動（農地、水、環境保全向上対策事業）について	今年度で事業は終了するが、来年度からの見通しはどうか。	町	長
3	杉並廣規 (議席番号10)	1. 町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定について	税負担の公平性を確保するうえからも与論町では、町税等の滞納制限措置条例を制定、本年7月から施行し、悪質な町税滞納者に対し、6項目の行政サービスの種類を制限することにしたと報道されています。 本町においても、こうした条例を制定し、公正に財源の確保を図ることについて町長の見解は。	町	長
		2. 飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定について	世界自然遺産登録を目指している奄美市及び近隣町村は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定める事により、市町村民の動物愛護への意識を高めるとともに、飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギやその他の野生生物への被害を防止し、生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的に条例の制定を行っているとの報道されています。徳之島においても、条例の制定をすべきと考えるが町長の見解は。	町	長
		3. 議会基本条例の制定について	地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はその持てる権能を十分駆使して自治体事務の立案決定、執行評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由闊達な討議を通してこれら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。この使命を達成するための条例を制定することについて町長の見解は。	町	長
4	常 隆之 (議席番号14)	1. 防災対策について	①現在、伊仙町阿三ヘリポートの点検と管理状況、救急ヘリの訓練等はどのようにしているか。	町	長
			②今後、県と協議して入り口の道路、ヘリポート周辺を整備することは考えられないか。	町	長

4	常 隆之 (議席番号14)	2. 教育行政について	①町内の小学校、中学校での特別支援学級は、何人で何学級なのか。また、先生の配置はどうなっているのか。	町 長 教育委員長
			②今後は伊仙小、伊仙中学校に特別支援学級を集約して、特別支援学級の活性化を図ることはできないか。	町 長 教育委員長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従って順次発言を許します。

初めに、琉 理人君の一般質問を許します。

○11番（琉 理人君）

おはようございます。11番、琉理人でございます。平成23年度第3回伊仙町議会定例会において、一般質問の許可がありましたので、通告書に従い順次質問いたします。答弁者の明快なる答弁を願います。

ことし3月に起きました未曾有の惨劇、東日本大震災やたび重なる台風襲来で、日本全国でお亡くなりになりました方々やいまだ行方不明の方、避難生活をしている大勢の被災者の皆様に、改めて哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

それでは、防災関係、IT関係、財政、教育について、質問をいたします。

まず、第一に、防災関係について、町長はどのように考えているか質問をいたします。

過去最大のマグニチュード9.0の巨大地震、東太平洋沖を震源とする東日本大震災、広範囲で甚大な被害が発生をし、津波による被害が壊滅的災害に至っております。巨大津波は、東北地方の沿岸のすべての町をのみ込み、岩手県宮古市では、津波の高さが最大40.5mと大自然の驚異をまざまざと見せつけられ、二次災害も火災のすべての被災地で勃発し、火災で亡くなる人も多数を占め、発生後2週間も燃え続け鎮火をいたしました。巨大津波は、関東心臓部とも言われる東京電力の福島原発をのみ込み、世界でも類を見ない最悪状態に陥り、放射能が流出し、極めて広範囲による避難体制で、目に見えない放射能の恐怖におびえて、いまだ避難生活を余儀なくされている被災者が大勢おり、関東地方の農作物への被害も拡大し、農家の生活にも大きな被害が出ていることは皆様方もご承知のとおりと思います。

この東日本大震災の教訓により、全国の各市町村も防災対策が大きく見直され、津波対策や防災マップ、防災訓練の再確認や合同訓練が行われておりますが、私たちの伊仙町の防災マップでの避難所である面縄小学校は、海拔8mですが、今回の大震災の津波を教訓に、面縄小学校の児童生徒並びに教職員の避難経路はどうなっているのか、まずお伺いをいたします。

次に、2番目に、光ファイバーの整備についてお伺いをいたします。

平成22年、総工費13億円の光ファイバーの整備事業が導入整備され、IP告知端末利用によって、防災関係、また町内情報、各種イベント情報などが住民によりわかりやすく、インターネット情報

は情報化社会にあっては大きく飛躍し、便利になったことは大きな成果だと思います。

しかし、災害時の機能について、先日雷雨でIP告知端末機が被害を受け、利用できなかったという声がありますが、対応はどうなっているのか伺います。

次に、3番目に、財政について質問いたします。

町の自主財源の確保には、各種徴収率向上対策をおいて他にありません。各課ともいろんな対策を講じておりますが、具体的に各種税の徴収率向上対策については、どのように取り組んでいるのか、また、徴収対策室のその後の活動状況はどうなっているのか、質問をいたします。

次に、大きな4番目に、教育行政についてお伺いをいたします。

障がい児教育の大島養護学校の分校を徳之島農業高校跡地に要望する取り組みにつきましては、今年度当伊仙町の徳之島農業高校跡地において行われた大島郡の議員大会において、徳之島地区提出議題に取り上げ、伊仙町議会の14名の全員で県議会に要望いたしておりますが、町としての取り組みは、その後どのようになっているのかお伺いをいたします。

また、徳之島農業高校跡地の利用計画と現在の状況、今後の計画見通しについてどうなっているのかお伺いをいたします。

最後に、スポーツ振興について質問いたします。

ワールドカップを征し、ロンドンオリンピックにかけて女子サッカーのなでしこジャパンは、アジア予選を見事に1位通過したことは、震災や台風被害の暗いニュースの多い中に、大きな感動と勇気を与え、伊仙町のスポーツ振興者、特に青少年の皆様には大きな夢と希望を与えたことはご承知のとおりであります。

さて、我が町もスポーツ振興発展には各種スポーツ施設の整備が不可欠であります。各種スポーツ施設の整備について、現在使用されている施設の実態と各施設利用者からの要望等はないかお伺いをいたします。

防災対策を強化し、安全なまちづくり、光ファイバー事業や安定した税収による地域経済の活性化を図り、今後の将来教育や青少年スポーツ振興による地域力の強化について、大久保町長はどのような対策を考えているのかお伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

琉理人議員の一般質問に答えてまいります。

まず、防災についてでございます。議員が話したとおり、この東日本大震災は世界的に大変な震災でありました。いろんな政治経済など含めて、国際関係も含めて大きなインパクトと衝撃を与えたわけです。これからこの震災の教訓を糧にして、日本も国づくりに改めて邁進していかなければならないと思っております。

伊仙町におきましては、過去に大きな壊滅的な打撃を受けたという歴史は、戦後の台風などでの、ありましたけれども、甚大な被害は他自治体に比べてなかったと思っております。しかし、想定外という言葉がありましたけれども、予想しないような天変地異は必ず起こるわけでありますので、

そういうことも考慮に入れた防災対策は必要だと思います。

この面縄小学校に関しましては、副町長のほうから具体的に答弁をしていただきます。

続きまして、光ファイバーについてでございます。

この事業は、伊仙町の議会も今回このようにパソコンを使った中継ということで、庁舎内から始まっております。また、議会だけでなく、前回の全体朝礼も庁舎内、そして、全国に発信していくような形にしておりますので、そういう意味において大変画期的な事業であり、その伊仙町のホームページなどを多く、町民だけでなく、全国の方々がリアルタイムに情報を得るということは、この町にとっては大変有益であるし、島のいろんな宝が全国にますます発信され、特に新たな経済的交流、文化的交流が生まれてくるわけでありますので、大変有用な事業であります。

琉議員が指摘したように、この光ファイバーについては、災害時の今回のIP端末の被害だけでなく、停電したときの状況等に関しましては、今後いろんな形で、どのような形で防いでいけるかを検討していかなければならないと思っております。

詳細については、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

財政問題に関しては、伊仙町が自主財源が少ないということで、徴収対策に各課全力で取り組んでいる状況でございます。この1年間においては、財産調査などをして、法的処置、差し押さえ、また水道料金に関しましては、滞納の方には催告をして、そして、応じない場合は給水停止等の処置をとっています。

今、副町長を中心に、この滞納対策を全町的に取り組んでいる状況については、副町長のほうからまた詳細に説明をしていただきます。

徴収対策室に関しましては、現在この対策室が、立ち上げたときから現在までの経緯等で幾つかの問題点がありましたので、その問題点を解決しながら今後対策室のあり方について、現在前向きに検討している状況でございます。

障がい教育、養護学校の徳之島農業高校跡地の分校の要請活動は、今、地方分権が進んでる中で、伊仙町議会が療育関係の方々の意見を取り上げて、積極的に取り組んでいると。しかも郡の議員大会で採択されたということで、このことは伊仙町議会の長い歴史の中においても、大変画期的な政策であると高く評価できると思います。この養護学校に関しまして、県と今交渉中ではありますが、鹿児島県議会においては、現在の状況では、生徒数の確保等について、まだまだ確立されてないということも含めて、継続審議になってる状況でございます。

農業高校跡地の今後の見通しに関しましては、企画課長のほうから詳細に述べてもらいますけれども、4月段階では、この伊仙町に農業高校跡地を無償譲渡するという中で、九電工が事業が終了した時点で、夏ごろに伊仙町に無償譲渡という予定でありましたけれども、その後、養護学校の話が全面的に出てきたために、養護学校の問題が具体的に決定した後という話になりそうな状況でしたけれども、その場合二通りの考え方がありまして、一たん今までどおり農業高校跡地を伊仙町に無償譲渡して、その中で養護学校の話が決定した場合は、そのエリアを再び県に戻すという話で

したけれども、このことは非常に時間がかかるという中で、養護学校の予定地を除いた部分を伊仙町に無償譲渡していったほうがいいんじゃないかというふうに今県のほうと、そういう状況の中で交渉中であります。農業高校跡地の委員会の中でも、先週そのような方向性で決定をしたところがあります。

それから、各種スポーツ施設に関しまして、おっしゃるとおり、このスポーツが持つ発信力、力というものは、なでしこジャパンが、間違いなくこの震災という大変な国家的危機状況の中で、国民に大きな勇気と自信を与えてきたというのは、間違いのない事実でございます。スポーツ振興をすることによって、地域力をさらに高めていくということは、私もそのとおりで思っております。教育委員会を含めて、またスポーツ施設については具体的な答弁をしていただきたいと思います。

以上でございます。

### ○副町長（中野幸次君）

琉議員の防災に関する質問にお答えをいたします。

避難場所が適切かということと、避難経路がどうなってるかという2点が主な内容でありましたので、これについてお答えしたいと思います。

面縄小学校は、避難場所に指定されておりましたが、今年度の自主防災組織を立ち上げる中で、面縄小学校を外しました。面縄小学校が避難場所に指定されていたのは、やはり地域の住民の避難として、台風を想定して避難場所を設定していたようです。ところが、津波というのがその中に入ってなかったのが、昨年度の11月からこの見直しを始めてるんですが、その中で、やはり避難場所としては適切でないだろうということで、さっきの議会でも上木議員の質問にもお答えいたしました。そういうことで避難場所の指定を外しております。

それから、2点目の避難経路につきましてですが、避難するときに面縄小学校の立地からして、非常に厳しい状況にあるということで、まず避難場所として面縄中学校、コミュニティセンター、それから上面縄公民館、検福の公民館と、これらを考えたわけですが、その中で三つのルートをまず考えて検討してみました。

1点目は、上面縄に抜ける第一ルート、それから、2点目には、中学校に抜けるルート、それから、3点目に、古里から検福上面縄に回遊するというんですかね、そういうルートを考えてんですが、まず1点目の上面縄に行くルートの場合には、さらに低く下りて、海拔2mぐらいのところを約200m学校から徒歩でいかなければならない。その際に、大体11分か12分ぐらいかかるだろうという予想で、そういう状況の中で時間的にも距離的にも、やはり適切でないだろうという判断をいたして外しました。

それから、面縄中学校に向けての東側ですが、これも大体学校から150m、大体8分から10分ないだろうと思うんですが、これは津波に向かって移動するという形になりますので、これもよくないだろうという判断をいたしまして、外して、第三ルートのいわゆる古里から検福に回ってというルートのほうが適切だろうと。学校を出まして、校門を出まして、古里のほうに上りになりますので、

しかも古里の集落の中を通りますので、集落の方々の支援もいただけると。こういうことで、検福と間は、ふるさとの間を抜けて上面縄に抜けて、上面縄で待機をして、移動ができればコミュニティセンターあるいはまた面縄中学校に避難と、こういう経路で考えております。学校のほうも、こういうことで7月にその訓練等もしているということでもあります。

ただ、今後の課題として、地域の古里、あるいは検福、上面縄の方々の自主防災組織とも相談をしながら、自主防災の中に避難のほうも、小学校の避難のほうも組入れていくと、こういうのが一番理想的ではないかと、こういうことで今取り組んでいるところです。

以上です。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

琉議員の光ファイバー事業について、補足説明を申し上げます。

この光ファイバーについては、基本的に光のラインというのは、電気を通しません、電気製品でありますので、落雷などがあると電線を伝って機器に被害を被る現状だと思っておりますが、このIP告知端末機については、弱電装置であり、大型電気製品よりも被害を受ける可能性は大でありまして、伊仙町のIP告知端末機については、いま現在保険に入っております、もし災害、今おっしゃるように落雷等いろいろな面で故障が生じた場合には、この保険で対応することになっております。

また、停電とかの場合は、パソコンを含めて、このIP告知端末機も機能しませんので、災害時の連絡網体系としては、防災無線の集落の拡声器、以前からある拡声器ですが、これが24時間稼働しますし、今後もこの防災無線を含めて総務課のほうで奄振事業等取り入れ、この防災無線の整備に力を入れているところでございます。

あと、農高跡地の今後の見通し等について、先ほど町長からもお話がありましたが、この農高跡地については、平成22年の12月22日、第7回目の農高跡地利用委員会で、最終的にこの利用箇所と教室の振割と各課の振割等を行いまして、詳細な図面を添付し、教育委員会の申請をしてあったわけですが、その後、町議会のほうからも養護学校の新設の要望、こういったのが出まして、いわば町が初め、この払い下げを申請したわけですが、町の払い下げの申請と後からまた議会の養護学校からの要望書という形で、二つの団体から県に対して、この要望書と払い下げの申請が同時に行われてるということで、県のほうでも躊躇しているわけですが、担当者レベルの話によりますと、この養護学校の新設が県議会のほうでも取り上げられたと町長の答弁もありましたが、これが決定しないと申請、担当者レベルの間ではなかなか前に進まないんじゃないかという懸案等もありまして、先ほど申し上げましたとおり、それを省いた校舎を省いた方向でいってはどうかという案も出ておる状況ですが、とにかくこの養護学校の解決次第で方向性が決まってるというのが今の現状でございます。

#### ○副町長（中野幸次君）

各種税の徴収率向上対策について、質問がございましたので、お答えをいたします。

各課徴収全般について、私はその責任に当たるということで取り組んでおりますので、答弁をさせていただきます。

東日本の大震災並びに世界的に経済不況が、リーマンショックですか、あれ以来あるわけで、決して好転しないわけです。しかも交付税等がどれだけになるかということが予想できない状況にあつて、より確実なのは、いわゆる町の自主財源になります税、この税を徴収することが町政をより健全なものにするという視点、あるいは、また町民への手厚いサービスができるという、そういう観点に立って徴収に当たっているわけですが、私ども伊仙町は残念ながら県下で税徴収の確保団体という県の指定を受けております。というのは、税徴収が非常に悪いところは、特別県が指導するという、その指導対象の市町村になっているわけですが、そういうこと等もありまして、県の支援、協力、あるいは私ども税務課を中心とした新しい取り組み、こういったのが功を奏しまして、徴収率は飛躍的に向上はしております。しかし、まだまだ目標には達しないという状況であります。

そこで、従来の税務課、あるいは保健福祉課等を中心にした取り組みで、全員体制でのぞんでおります。町長以下全職員が徴収に当たるということで、実際にもう今年度は当たっているわけですが、その中で、我々のほうとしても新しい取り組みを次々していかなければならないということで、あともっての質問等でも出てまいります、いわゆるサービス制限条例、これらについても検討をして進めていったり、あるいは、その他テレフォンサービスとか、いろんな形で徴収に取り組んでおります。中でも全職員の徴収体制に入って、集落担当制でもってのぞんでいるということも一つは大きな向上の一因になってるのではないかと、こういうふうにとらえております。

また、税務課長以下、この徴収につきまして非常に真剣に、地域住民に税の必要性というのを訴えて徴収に取り組んでいるというところでもあります。この中で、徴収率等についてはありますが、もし必要でしたら保健福祉課長、税務課長のほうから、徴収率については具体的に答弁できると思いますし、さらに対策室等はどうなってるかということについては、その経緯について総務課長のほうが答弁するということになっておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○社会教育課長（當 吉郎君）

琉議員の各種スポーツ施設について、現在使用されている施設の実態と各施設利用者からの要望はないかについてお答えします。

まず、義名山運動公園内の総合体育館、総合グラウンドは、日ごろより各種スポーツ団体の練習や大会、または行事等で現在使用されているところです。プールに関しましては、町内各小中学校の水泳の授業で対応してるところです。

次に、学校体育施設対応事業として、農業高校の体育施設と町内馬根小、鹿浦小、犬田布中を除く8小中学校の体育施設を各種スポーツ団体やスポーツ少年団へ開放して利用を促進しているところです。

また、施設利用者からの要望等はないかということですが、最近グラウンドゴルフ愛好者より、総合グラウンドへ出入りする階段等へ手すり等を設置して、利用しやすいように整備してほしいと

いう要望がありましたので、現在グラウンドへ出入りする階段等の整備を進めているところです。

### ○11番（琉理人君）

2回目からは自席におきまして、一問一答で質疑をさせていただきます。

防災関係につきまして質疑をさせていただきます。

先ほど町長からやはりこういった未曾有の惨劇等で、全国的に見直した中で、私たち伊仙町もそういった形で取り組んでいるということで答えがありました。今、フリップのほう示しておりますが、伊仙町の防災マップと、それから、新たにまた、小さな津波が載った二つの防災マップが町のほうからありますが、今この津波によります喜念地区と面縄地区と鹿浦港、阿権浜、前泊港と、やはり海拔から低い、海拔に近い地域が重点的に、また指定をされまして、一つ一つ聞いてみたいとは思いますが、時間の都合上今回は面縄小学校地区に限らせていただきますが、今、副町長から避難場所の指定を見直して解除したということは、やはり昔からお年寄りの方々から面縄小学校地域は高波で災害が起きた地域ということを知りしと、これは不適當な場所ということで、見直されたということは本当にいいこととございまして、避難経路につきまして、面縄小学校から県道を通って、古里から検福地区の高台へ避難をするという経路を今聞いておりますが、それとまた、4月には学校で訓練もしたということとございましたが、やはり、津波も近海で起これば、時間がもっと早く来るとということで、最短で逃げれる方法、よくテレビ等でも今回の災害で特集番組を組んだりしていると、やはり、人を助けるよりはもう自分が助かるということで、無我夢中でも高台へかけ上がるということが紹介されておりました。

そういったことを見てみますと、面縄小学校の裏には、墓地がありまして、その裏には小学校より二、三十m高いがけになって高台という、一番近いコースで避難のできる場所ではありますが、ちょっとがけになっておますので、そのままでは逃げれないということで、この辺の整備は考えたことがあるのか、まず伺ってみます。

### ○副町長（中野幸次君）

今回の自主防災組織の立ち上げにつきまして、主に、面縄小学校区、それから、喜念校区の方々の地域に入って意見等を聞いたりして立ち上げたんですが、その中で、今、琉議員の指摘にあります西側のほうへ墓地づたいにというコースもありますが、墓地づたいに何百名という人たちが、子どもたちが移動するとなれば、かなり難しいのではないかと。その先のほうの道路というのもまた整備をされていない状況でありまして、それで、やはり小学生ですので、私は古里集落の方々がいわゆる避難の手助けができる、サポートができるということからすれば、西側のほうが最適ではないかと。古里からの避難が最適ではないかと思っております。

というのは、学校の校舎から出て、大体6分ぐらいで上木さんのお店のところあたりまで行けるわけなんです。それからもう上りですので、地域の方々に手助けしていただければと。西のほうに避難したとしても、高いがけですので、あれは大体30mぐらいのがけですかね、入ってみたんですが、また墓地沿いへの避難道路の整備とかになれば、やはり今取り得る手段としては難しいのではないかと。

かと、こういう判断をいたしました。

#### ○11番（琉 理人君）

今、現状ではなかなか裏のがけに上るということとはできないことですが、やはり各地区のいろいろな体験を聞くと、まず山へかけ上ると、もう並んでかけ上るよりは、どこからでもいいからみんなかけ上るということを訓練するということがまず第一だということを聞いて、実際に私も面縄小学校の周辺を見てみました。やはり、まず裏側には川が、大きな川と、また小学校のすぐ裏手を流れる小さな川があって、川のほうが一番低いということで、そこら辺を見てみますと、これは津波だけに限らず、山からの降雨による災害等もありますので、その川の整備が小学校の裏はできていない状況に今あるんですが、これからそういった河川の整備もしながら、その裏へ向けて最短コースで、これから避難経路という形で階段をつくるとかいう計画、見直し等は考えられないのか伺いたいと思います。

#### ○副町長（中野幸次君）

ご指摘のとおり、やはり避難に対しては、災害というのは想定範囲を超えてということは一つの教訓になりましたので、我々は取り得る限りの可能な限りの防災体制を整えなければいけないということになるかと思えます。現段階では、今申し上げたようなことが最良の策であろうかと思っているんですが、やはり地域の方々、学校関係者、それぞれで検討を重ねて、常によりよいものへと変えていかなければならない。そういう点からすれば、階段を設置して、あるいはまた、避難経路を西側にも設けて、あるいは川を整備してとかという課題が今後出てくると思えます。とりあえずは、現在の状況で取り組んでみて、また、問題点を検証しながら次に備えていくということでのぞみたいと思っております。

#### ○11番（琉 理人君）

それでは、今、副町長の答弁のとおり、今後大きく見直していただきまして、また、財政を見ながら避難経路の本当に新しい防災経路ができるようお願いをいたしたいと思えます。

また、県の指定調査も重点地区にも入っておりますので、やはり、これから県と協議をしながら、こういった本当に、伊仙町におきましては、集中して面縄地区が入っておりますので、予算等も引っ張れるような形で大きく展開をしていただきたいと思います。

それから、この防災マップにつきましては、今回の津波は徳之島一円が津波の被害に遭うと、外海離島の島でございまして、また、この伊仙町在住の方で徳之島町や天城町に働いておられる方もおりますので、徳之島全体の津波による防災マップ等ができればいいと思えますので、また、こういったマップ等の全体のマップがあれば、また配付していただきたいと思います。

それでは、次に、光ファイバー事業について質疑をいたします。

先日の大雨で、雷が一部の地域には、具体的にいますと、検福地域に落雷がありまして、周辺10世帯ほど家庭電気等の雷による破壊がありまして、その中にこのIP告知端末も被害を受けて、使えない状況が続いて、その後、対応していただいて、機械の交換がありましたけれども、こうい

う落雷等で使用できなくなるという、やはり防災関係には適しないのではないかとということで、当初の計画には、こういった雷等は予想されていなかったのか、まずお伺いをいたしたいと思いません。

○企画課長（牧 徳久君）

当初の設計の段階では、これは想定しておりませんでした、この端末機の後ろのほうに小さい穴がありまして、これから線を延ばせば、こういった対応もできるということは聞いております。そして、例えば家庭用の洗濯機等いろいろ電気製品他すべてアース線がついてるわけですが、こういった感じで告知端末機の裏のほうに小さな穴がありまして、これから線を延ばせばできる状況にはなっているということでございます。

○11番（琉 理人君）

アースを引くということですか。

○企画課長（牧 徳久君）

そうです。IP告知端末機の裏側に穴がありまして、ここにねじ込んでアースができるようになっていて聞いております。

○11番（琉 理人君）

アースを引くということをもた町民にも周知徹底して情報を入れておかないと、どこで起きるかわかりませんので、そういった情報等の周知をしていただきたいと思えます。

それと、何人かの方が被害を受けたから、IP告知板のほうで光が、雷が鳴ったときに、その機械自体がもう光るほどの威力だったということで、それにつないだいろんなパソコン等もそういった形でだめになったということで、いろんな意見が上がりまして、そこら辺が原因がどうなのか、今町のほうでは光ファイバーには雷は落ちないということで、ガラス光ファイバーには導電をしないということで、電気の電線から雷が伝わってきたということをおっしゃってましたが、そういった事実関係を明快にして、知らせていただかないと、今こういった被害を受けた方々がわからない状況でございますので、こちらの説明責任もしていただきたいと思えます。

それから、本当にこの13億円をかけてやっておりますので、やはりこういった機械が本当そういったところまで検討して導入をしていただけなかったのは、残念なことです、今こういった形で後々いろんな情報等のアースをつなぐとか、そういった形で被害が出ないような形に周知を徹底していただきたいと思えます。

次に、財政について、県からも指摘をされているという状況において、3年前に徴収対策室を設置してから、各課で町長を先頭に本当に税収対策に徴収対策におきましては、本当に一時期成果が出ておりましたが、やはり今そういった各課でいい徴収の仕方、取り組みについて、もしあれば報告をしていただき、また、こういった取りにくい、どうしてもできないという、そういった状況を少し説明をいただきたいと思えます。

○副町長（中野幸次君）

かなり法的に執行と申しませうか、そういう体制でのぞんでおります。後もってそれぞれの課長さんをお願いをするわけですが、特に徴収対策室につきましては、いわゆる賦課と徴収が別々にあってはいけないということから、それぞれ徴収対策室を今年は解くような形になっております。現段階ではどうするかということは出て、今検討しているわけですが、徴収については、年々功を奏しております。ただ、まだまだ目標とする県下の水準に達していないという、標準的なところについてないということはあるんですけども、取り組みが何ととっても、うちの税務職員の取り組みが一番だと思っております。自画自賛するようでなんですけども、非常に熱心な取り組みで、預金調査を相当数預金調査をして、それから、差し押さえに入るといふ、そういったところまで取り組んでおります。こういったことにつきまして、税務課長、あるいは保健福祉課長のほうから徴収の状況等について答弁させたいと思います。

#### ○税務課長（池田俊博君）

徴収に対する取り組みですけど、平成22年度のほうの確定申告といふか集落申告のほう、各集落回ってやったんですけど、そして、そのときに納税相談をします。また、あわせて5時から8時まで、一応役場のほうで夜間のほうも申告の受けつけをしながら相談をするといふような取り組みと、あと、さらに、課内で夜間徴収をしたんですけど、男性職員は外勤をします、あと残っている女性職員を滞納者のほうに電話で催告をするといふような連携した取り組みをして、現年度分のほうを徴収を確保するといふことで、滞納の額を減らすといふような方法を取ります。

また、滞納のほうの取り組みとしては、預金調査、生命保険の調査、あと不動産の調査等を実施しています。預金調査とか生命保険の調査のほうは、もう全国のほうでやってるものですから、回答のほうが大分おくれるんですけど、それにしても回答が来た分に関しては、即時に差し押さえ等は実行をしております。あと不動産の調査ですけど、不動産のほうも調査し、いま現在1件ほど不動産の差し押さえといふか、担保設定をして一応滞納者のほうには知らしめている状態であります。

以上、こういうような取り組みをして、23年度においては、現年度分のほうを確実に徴収して、滞納額を減らすといふ取り組みを一生懸命取り組んできているところです。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

滞納対策とか徴収については、今税務課長がおっしゃったのとほぼ変わりはありません。

ただ、財産の調査といふのは、保健福祉課のほうではちょっと今行っておりません。スタッフが今ちょっとそこまで余裕がないという状況もありますけれども、今後いずれにしても、財産を調査を行って預金調査などいろいろ行う中で、差し押さえの処分のほうに持っていかざるを得ないかなといふところもあります。

ちなみに、徴収の推移といひませうか、国保税に関しては、平成20年度には91.37%、21年度においては89.91、22年度においては91.39といふ徴収率の推移があります。昨年は悪かったんですけども、平成19年度には93%といふ国の示す数値をクリアしたんですけども、今後、これを92と

いうふうな設定がされているわけなんですけれども、ペナルティとしては、今のところありませんけれども、全体的に徴収率が低ければペナルティも最後課すという国の方針であります。

介護については、もう97%前後推移して、平成20年度は97.2%、平成21年は96.68、平成22年が97.1ということで推移しております。

後期高齢者については、98.38%、これは平成20年度、平成21年度には99.96とほぼ100%近い形になっております。22年度については、98.44%にきておりますけれども、やっぱり若干の滞納があるということでの滞納をどうするかということが、今後大きな課題になってくるのではないかなと思っております。介護についても平成12年度からの滞納が大分上がってきているということで、これも今後解決せざるを得ない課題かなと認識しております。

以上です。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

徴収対策室等に、このたび徴収対策はどうなるかということでありまして、今税務課長、それから保健福祉課長が述べましたとおり、平成22年度は徴収対策室をという形じゃなくて、税務体制での徴収ということを踏まえているわけでありまして、そうしたときに、今の説明にもありましたけれども、町税等においても、滞納を含めた徴収率も20年度74.6、21年度84.1、22年度85.9と、対策室がどうのこうので徴収率が落ちたということはありませんけれども、今問題点として挙げられました滞納をどうするかということでありまして。副町長のほうからも説明がありましたけれども、賦課と徴収が別々なので、徴収した段階で、なぜこれだけの金額になったかという説明ができないということで、じゃ支払わないという問題点があった関係上、賦課と徴収を一体化し、今後の徴収対策室でありますけれども、一体化し、そして、なおかつ現年度支払う町民の方々には支払います、滞納をいかにして対応するかということでありまして、先ほど税務課が実施しております保険調査、不動産調査等を踏まえ、そして、差し押さえまで法的措置をとるという形で、今後の徴収対策室は滞納対策に重きを置いて、今後対応していくという方向に検討しているところであります。3課長と協議をして、そして、24年度、早ければ24年度からは、そういうような形の徴収対策室、滞納対策室が併設されると思っております。

以上です。

#### ○11番（琉 理人君）

担当の取り組み等を伺いまして、やはり職員も一生懸命頑張っておられます。また、町民も払いたい、またはそういったけれど、疑問にあって払わない、または払えない状況である中、いろんなケースがありますが、集落別に見て、徴収率に関係はないのか今保健福祉などでいろんな健康調査等でも集落別に非常に参加する集落、また非常に参加率の低い地域というような形で出ておりますとおり、この税につきましても、徴収率につきましても、いろんな現在ではコミュニティ、各集落行事等がある中で、やはり集落の方々の同じ統一した考え、そういったのが必要じゃないかということで、提言でございますが、集落別に徴収率の高い地区には、表彰、褒賞、いろんな形で出して

あげるとか、そういった形がとれれば、今保健福祉のほうでも健康調査なんかについても表彰したりしておりますので、大分その地域はやはり集落でいろんなことに参加しようというように、お互いの心が一つになって、またこういった税収におきまして、やはり払うべきものは払うという形で地域でそういった機運が高まれば徴収もしやすいのではないかと思いますので、こういった集落別に表彰、褒賞ができるのか、また、そういう考えがあるのか、お伺いをいたします。

#### ○副町長（中野幸次君）

琉議員の指摘されているその趣旨に同感であります。ただ、褒賞制度については、以前もやっていたようですが、その復活については我々のほうでまた検討をしてみたいと思います。

それから、集落別の納入状況をグラフ化して、あるいは表にしてということですが、これらについて、どの辺まで情報公開ということで、どういう段階でやるか、そこらを含めて検討をしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

#### ○11番（琉 理人君）

各課連携をとって、この税収対策については協力して、町民にも進んで納税できる形をとっていただきたいと思います。

時間がございませんので、次に進ませさせていただきます。

障がい児教育の養護学校では、今県議会のほうで継続審議ということで、先ほどの企画課の農業高校跡地の利用と、教育委員会のこういった障がい児教育ということで、場所が重なるということで、こういった企画課と教育委員会との連携がとれているのか、伺います。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

連携と申しますとあれですが、企画課では、最初に7回目の委員会をやったわけですが、これについて教育委員会と連携をとりながら、他の課とも連携をとりながら割振をしまして、これを教育委員会のほうで県教育委員会のほうに申請をしたということで、非常に教育委員会だけでなく他の課とも連携をとりながら進めておるところであります。

#### ○11番（琉 理人君）

教育委員会は連携は。

#### ○教委総務課長（窪田良治君）

ただいまの琉議員の企画課と教育委員会の連携をとれないかということでございますけれども、現在うちの社会教育の担当、文化財を担当します新里のほうで一応進めている中であります。

先ほどありましたように、当初の計画の中で、教育行政、教育の分野として農業高校を活用したいという形で教育委員会が出しています。そういった形で今教育委員会のほうで担当していますけれども、そういう形で企画と検討委員会、実際されてますけど、その中で連携をとりながら進めているところでございます。

先ほど、今回の状況について、おくれた分につきましては、先ほど町長、あるいは副町長のほう

から説明があったとおりでございます。

以上です。

#### ○11番（琉 理人君）

障がい者も毎日生きて生活して、時間だけはどんどん経っておりますので、早目に連携をとり、この敷地内の、この地区は養護学校にすると。また、この地区は企画課で町の施設に利用するという早急な計画を持って、また経済課とも連絡をとりしていただきたいと思います。これを早急にお願いをいたしたいと思います。

次に、農業高校跡地の件は、今のとおりでございます。

最後に、スポーツ振興について、今教育委員会から義名山体育館グラウンドゴルフ、また、農業高校、各小学校・中学校の利用しているということでございますが、義名山公園の体育館の建設が、今先になるということで前回の議会でも質疑をいたしました。その後の状況、今どの辺まで進んでいるのかお尋ねします。

#### ○社会教育課長（當 吉郎君）

義名山体育館の改修並びに増築の件についてですが、基本的には建設課のほうにお願いをしてあります。

それで、この間、今後の改修計画等の話し合いを行って設計等をどのようにするかというところまで詰めをしてありますので、詳しくは建設課のほうでまた対応をお願いしたいと思います。

#### ○建設課長（上木千恵造君）

現在の今の義名山体育館の補修工事の進捗状況であります。先般測量設計の入札をいたしまして、今入札の段階で設計の段階でございます。今後、23年度につきましては、既存の体育館の補修関係を中心に進めてまいりたいと思います。24年度に増築の工事ということで今計画を進めているところでございます。

#### ○11番（琉 理人君）

それと、このグラウンド周辺が改築工事で整備されるということで、その後、草が生えた状態とか大きな改修をするということで、その後余り手が入ってないような状況に見受けられるんですが、やはり工事が始まるまでは、以前どおりきちっと整備をしていただきたいと思います。

各種施設の利用者からの声で、この義名山グラウンド公園以外にも、東部、中部、西部とそういった東部におきましては、東公民館周辺の整備もございますので、利用者からのそういった声はないのか、また、西部におきましても、公民館周辺等の整備等の要望はないのか伺ってみたいと思います。

#### ○社会教育課長（當 吉郎君）

東公民館並びに西公民館等を社会教育課で管理をしているわけなんです。両者からの要望ということなんです。確かにその東公民館はまたグラウンドゴルフをしている皆さんからの要望なんです。草が生えて何とか自分たちも管理するんだけど、社会教育課のほうでも管理できないか

ということなんですけど、我々のほうも義名山の総合グラウンドのほうもなんですけど、逐次除草等を行っているところでございます。

また、東公民館におきましては、外来種のモクマオウが大分大きくなって、ちょっと危険な状態になっております。それで、今後経済課の撲滅対策の皆さんと協力しながら、モクマオウのほうは伐採をしていくようにまた経済課のほうとも打ち合わせをしております。

西公民館もまた要望といいますか、わかば保育園のほうから西公民館の外壁が壊れて危ない状態であるということでありましたが、先般の台風で壊れた関係上、6月議会のほうで皆さんにお願いをして、予算をいただきまして、外壁のほうを改修したところでございます。

#### ○11番（琉 理人君）

時間のほうが過ぎておりますので、これ終わりたいと思いますが、安心・安全、だれもが住みやすい伊仙町づくりに地域力、経済の活性化、また強化を町長を中心に、ただいま質問した事項が解決できますことを祈念、祈りをいたしまして、一般質問を終わります。

#### ○議長（常 隆之君）

これで琉 理人君の一般質問を終了します。

次に、永岡良一君の一般質問を許します。

#### ○7番（永岡良一君）

7番、永岡良一でございます。平成23年度第3回定例議会において、議長に一般質問の許可ができましたので、通告順に従いまして一般質問をいたします。

質問の前に、先だつての台風12号による記録的な豪雨で、紀伊半島を中心に大きな被害が出ました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げ、また、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、1日も早い復旧復興を願っております。

それでは、まず1点目ですが、鳥獣被害について、この質問は過去何回か他の議員のほうからも質問が出てる質問なんですけれども、ことしはまた近年になく被害のほうが多いようでございます。また、地域の方々からどうにかならないかということで、いろいろ相談等を受けておりますので、質問をいたしたいと思っております。

カラス被害はドラゴンフルーツ、あとパイナップル等ですね、そして、イノシシにおかれましては、特にサトウキビの被害が多くみられますが、町ではこの被害状況を把握しているのか。また、この対策をどのように行っているのか、まず1点目にお伺いをいたします。

続いて、2点目でございますけれども、町営住宅の建設計画についてですが、町長はことしから5年間、西部地区に50戸の住宅を建設するという公約で、今年度は、東犬田布地域住民念願の西部地区念願の住宅が建設中で、地域の方々もとても喜んでおられます。それで、また、来年度からの計画でございますけれども、どの集落に何戸規模の建設を計画しておるのか、お伺いをいたします。

また、この町営住宅に関してなんですけれども、現在、町営住宅の入居希望者数の待機者は何名ぐらいいらっしゃるのか、お伺いをいたします。

3点目に、環境問題についてですが、環境問題で特に資源ごみのスチール缶、アルミ缶の処理方法でございますけども、この処理はクリーンセンターのほうにそれぞれ分別をしてプレス処理はしていると思うんですけども、このプレス処理後はどのような処置をしているのか、行っているのか、お尋ねをいたします。

最後の4点目に、耕地課の事業で、水土里サークル活動、俗に言う農地、水、環境保全対策事業についてですが、この事業は現在の私たち伊仙町では、7組織が現在取り組んでおりますけども、今年度中で終了になっております。来年度からの見通しはどうなっておるのか、これはまた国、県等で交渉があると思うんですけども、今の現在の見通しはどのようになっているのか、お伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

永岡良一議員の質問にお答えいたします。

鳥獣被害に関しましては、担当課長のほうから詳細に説明をしていただきます。

住宅問題に際しましては、今回亀戸団地14戸ということでございます。来年度は16戸、建設課長のほうからまた説明があると思っておりますけれども、このあと16戸という予定でございます。それ以上に関しましては、具体的にはまだ出ていませんけれども、町全体のバランスも考えて、伊仙町が人口をふやしていこうという目標を達成するために、町有地に民間の方々に住宅を建設していただくということで、今三つほどの地区で具体的に話が進んでおります。今後とも、西部地区のみならず、全町的な形での要望等が、各集落あれば、これは前向きに検討していくということにしていきたいと思っております。

西部地区においても、町有地が町が買収する土地、交換などの手法を用いて今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

待機者については、課長のほうから答弁をしていただきます。

資源ごみは、これはクリーンセンターのほうで分別して、各取引業者等契約をして、本土のほうに搬送している状況だと思います。担当課長のほうから詳細な答弁をしていただきます。

水土里サークルは各集落が住民自治という形で、これはクリーン作戦とも連動して非常に評価される事業でありました。ほぼ5年間限定ということでもございましたけれども、土地改良事業の全国的な予算が削減されてきた中で、この水土里サークル活動は、ソフト事業として高く要望が強くなっていますので、今後ともこの事業が厳しい財政状況の中でありましてけれども、県、国に強く継続できるように要望をしておきたいと考えております。

以上です。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

永岡議員のご質問にお答えをしましてまいりたいと思っております。

鳥獣被害に対しまして、我々平成23年度の対策といたしましては、平成22年度の被害実績をもとに対策をとってございます。その中で、平成22年度の被害状況をまずは申し上げていきたいと思

ます。

イノシシの被害状況等なんですけれども、サトウキビに関しましては、大体約9.9haの面積が被害を受けてございます。金額といたしまして、228万円程度ということなんです。あとサツマイモ畑が大体10aということで、金額として12万円ということでございます。あとカラスに関しましては、今永岡議員の指摘のあったもの以外に、家畜飼料を食い荒らしたりとか、そういう被害が出てございます。この被害金額も40万円程度の被害が出てるということでございます。

これをもとに、被害が出た地域に関して、大体イノシシに関しましては、山すその地域、山すその畑に出没をして、サトウキビ畑で遊ぶ、あるいは食い荒らすというような状況が出てきているわけでございますけれども、我々の予算対策といたしまして、1頭につき1万円の報償費を出してございまして、まずは出たところに関しましては駆除していただくというような形をとってございまして、その中で、カラスに関しましては、今年30羽分の報償費を組んでございまして、これに対して実施をしているということと、捕獲わなじゃなくて、捕獲箱というのがあるんですけども、それを伊仙町内に2基設置をいたしまして実施をしていきます。今見積もりどおりの段階にきておりますので、見積もり出て業者さんが決まれば設置をしていくということになるかと思っております。

その中で、イノシシの捕獲状況、平成21年度の捕獲状況が52頭、平成22年度が42頭、平成23年度現在、非常に多ございまして、50頭を今50頭に差し掛かったところでございます。ですから、昨年と比べてイノシシの被害の状況が多くなっているということでございますので、相談に来た農家に関しましては、イノシシの忌避剤の紹介だとか、そういうものも進めてやっておるところなんですけれども、この対策、次年度への予算措置として、また、より一層やっていかなきゃいけないと思っておりますので、この猟友会の関係と、後他のものもしっかり取り組んでいくということです。

あと、ここで紹介を少しさせていただきますと、ことし、徳之島JAあまみさんのほうで、1頭につき5,000円の報償費ということが出てますので、これをどうこのイノシシの捕獲にあてがっていくかを今JAさんと相談をしているところでございまして、実績に応じて1頭5,000円の報償費を出すということが決まっておりますので、この対策もあわせてやっていきたいと思っております。

以上です。

#### ○建設課長（上木千恵造君）

永岡議員の住宅問題についてお答えいたします。

建設課におきましては、今後10年間の住宅建設の指針となりますのは、伊仙町公営住宅長寿命化計画を22年度に策定してございます。この中において、西部地区を中心に、今後5年間で50戸の住宅を建設するという計画を立てております。最初の手始めといたしまして、ことし犬田布亀戸団地14戸の住宅を現在建設中でございます。来年度以降につきましては、木之香、糸木名、2団地にそれぞれ、ちょうど先ほど8戸と申しましたけれども、6戸ずつの12戸の住宅計画を建設を計画してございます。それぞれこの他の地区につきましても、25年度以降、喜念。馬根、阿権、阿三、そういうところから要望が出てございます。この要望地区につきましても、今後順次計画を進めていきたい

と思っておるところでございます。

次に、入居者の待機者の件についてでございますが、8月末現在で、現在40人の待機者がございます。そのうち、10名につきましては、現在施行中の亀戸団地の入居を希望してございます。

残り30戸につきましては、町内全域的に広がってますけれども、住宅改修につきましては、建設課としても一生懸命取り組んでいきたいと考えているところでございます。

#### ○環境課長（福永正徳君）

永岡議員の環境問題についてお答えいたします。

アルミ缶とスチール缶のプレス後の処理ですが、これは島内の松田解体処理さんに引き取ってもらっています。で、金額のほうはアルミAが1kg100円、アルミBが1kg50円、そして、スチール1kg15円という値段で引き取ってもらっています。そして、処理能力が5時間で13tという状況であります。今のところ順調に稼働しているということです。

以上です。

#### ○耕地課長（大山秀光君）

4番目の農地・水・環境保全向上対策事業についてであります。ご承知のとおり、この制度は平成19年から5年間の時限立法でありまして、今年度で終了する予定になっております。次年度以降について、県に問い合わせをしていますが、継続か終了するかまだ見通しが立ってないような状況です。県の協議会においては、農水省へ概算要求をしているのですが、今回答待ちの状況でございます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、奄美12市町村で構成する奄美群島農業農村整備推進協議会においても、この事業は地域ぐるみで土地改良施設の保全活動や農村の環境向上活動に大いに寄与しており、この活動の充実と農村の振興を図るため、平成24年度以降も引き続き制度の延長を要望している状況でございます。

#### ○7番（永岡良一君）

鳥獣対策につきまして、カラス対策は捕獲かごを2カ所設置するという答弁だったんですけども、ぜひ早目にこれ見積もりとっていただいて、すごく最近カラスがまたふえておりますので、その実績を上げていただきたいと思います。

イノシシ対策ですけども、ここ何年か3町で広域でできないかという話もあったんですけども、その辺各他の2町との話し合い等はできるのかどうか、お尋ねいたします。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

この鳥獣対策に関しまして、広域で取り組むというよりも、各町ごとに取り組んでいるということで、いろいろ町ごとの状況も変わりますんで、イノシシの多い町、あるいはカラスの多い町、その辺ちょっと状況等が違いますので、個々に取り組んでるような状況でございます。

話し合いは、徳之島町のほうは非常にイノシシの被害が多くて、何というんでしょう、イノシシの被害が多くて、一緒に取り組むというのが適切だということで、各町々の状況に合わせた取り組

みをいま現在しているところでございます。

○7番（永岡良一君）

今経済課長が言われたように、やはりこのイノシシの対策というのは、鹿児島県でもこの前の経済課のほうからパンフレットもらったんですけども、これを見ても、やはり少しそぐわないような点もいろいろありますので、とにかく町で、伊仙町で、またぜひいい取組をできるようにやっていただきたいと思います。

で、町長の施政方針で鳥獣対策の対策協議会を設立するというように言っておられましたけども、これは防止対策協議会というのは、今設立はしてるんですか。お伺いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

8月の23日に、新しく伊仙町鳥獣被害防止対策協議会というのを立ち上げてございまして、この防止協議会の構成員でございますけども、まずは徳之島林務駐在、県の職員でございますけども、林務駐在。あと、国の職員の徳之島森林事務長とあと伊仙町長と伊仙町の副町長、あと伊仙町の経済課、農業委員会、伊仙町の猟友会、伊仙町の鳥獣保護委員、奄美農業協同組合徳之島支所、南農業共済組合、徳之島地区森林組合、南西糖業、徳之島警察署伊仙駐在という形で、以上14名のメンバーで協議会を立ち上げて活動をしているところでございます。

○7番（永岡良一君）

ぜひ協議会を立ち上げておりますので、こういうものをフルに活用していただいて、この鳥獣対策をやっていただきたいと思います。

続いて、町営住宅の件なんですけども、来年度に木之香地区6戸と糸木名ということで、なんですけども、ぜひ早急にこれは木之香と糸木名のほうの地域の方々ですね、待ち望んでますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それから、通告はしてないんですけども、この町営住宅への入居の際なんですけども、保証人に関してなんですけども、保証人は何名必要なんですか。

○建設課長（上木千恵造君）

保証人につきましては、現在2人の方をお願いしてございます。

○7番（永岡良一君）

この保証人なんですけども、仮にIターン者とか他町から来られて、島外から来られてる方で、保証人等はどうしても伊仙町内で見つからない、いらっしゃらないということがあれば、町外、またその他のの方々でも保証人等にはできるのかどうか、お伺いいたします。

○建設課長（上木千恵造君）

基本的には、町内の方ということになってはいますけれども、先般も1件そういう方がございまして、町外の知り合いの方を紹介して保証人になった例もございまして、どうしても1人は町内の方でしていただかなければ、退去した場合等連絡がとれないというところで、2人のうち1人につきましては、町内の方をお願いしたいと考えております。

○7番（永岡良一君）

そういう方々もいらっしゃいますので、臨機応変にすることをしながら、保証人というのはやはり、その保証するって方、どうしても何というんですか、そういうことはないと思うんですけど、やはり滞納対策等にもどうしてもいますので、そういう方々はぜひ伊仙町のちゃんとした保証人等をつけていただきたいと思います。

それでは、3点目ですけども、この処理したアルミ、スチール等を松田解体さんですか、業者さんに引き取ってもらってるということなんですけども、この買い上げ金というんですか、売上金はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○環境課長（福永正徳君）

売上金は、クリーンセンターのほうに振り込む形でやっておりますけども。

○7番（永岡良一君）

クリーンセンターのほうでこれだけの収益金ですか、あると思うんですけども、この件に関して資源ごみのごみ袋に関して、これはクリーンセンター等も話をしないといけないんですけども、これは無償にすることはできないのか、お伺いいたします。

○環境課長（福永正徳君）

済みません、もう1回お願いします。

○7番（永岡良一君）

この資源ごみのスチール缶とかアルミ缶に関して、現在40円の袋代を払っておりますけども、これは処理料ということで払ってると思うんですけども、このように売り上げというんですか、収入があるわけですから、そのスチール、アルミ等に関しては、普通のナイロンの安いほうでも対応できるんじゃないかと思えますね、無料にはできないものか、お伺いいたします。

○環境課長（福永正徳君）

この問題については、広域愛ランド等と協議してみないと何とも言えないということです。

○7番（永岡良一君）

私が質問したのは、この件なんですけども、このようにスチールとかアルミ缶ですと、現金収入になるわけなんですよね。ですから、こういうものを自主財源づくり、各集落で、今私たち現在の木之香集落では、婦人会を中心として、この空き缶を1カ所に集めてもらうように、各地域の皆様方をお願いして、自主財源づくりということを取り組んでおりますけども、やはりこのようにお金を何ていうんですかね、ごみ袋をお金をかけて、それにまた捨てて、その場所まで持っていかれるというの、同じように持っていくんですけども、自分たちの捨てた空き缶、そして、私たち今の木之香集落の婦人会の取り組みでは、そこに今各いろんな何ていうんですかね、集まり、運動会とか敬老会とかの日に、ごみ袋、ナイロンの安いものを持って行って、皆さんをお願いして、婦人会の自主財源づくりだということによってやっておりますので、そういう方向性で伊仙町全体で取り組めないものかと思って、このような質問をしたんですけども、町長、どうでしょうか、そのような取り組

みはできないものでしょうか。

#### ○町長（大久保明君）

収集袋に関しましては、広域連合のほうでもそういう議論がございました。また、広域連合いろんな運営に関しまして、広域連合のほうも自主財源が必要だということで、一時は収集袋が値段を下げようという時期もありましたけれども、現在のところは、そういった議論はない状況ですけれども、今各校区で子どもたち、婦人部の方々が自主的に集めて自主財源にしていくということを考えてみた場合に、無料化ということも今後検討していかなければいけないと思っておりますので、広域議員の方々もいらっしゃいますので、広域連合のほうでまた議論をしていくようにしていきたいと思えます。

#### ○7番（永岡良一君）

ぜひ最近余り議論がないということなんですけども、やはり1枚40円ですので、年間、年間すれば、それなりの金額になりますので、家庭の主婦の方々は、いろいろ考えながらやってると思えます。また、特にこういうふうに金額というんですか、お金を払って買うことになれば、やはり私たちの地域にもいらっしゃったので、たまたまこの前見たんですけども、買い物袋に入れてポイ捨てをする方がいらっしゃいますので、こういうものもぜひなくさせるようにしていただきたい、なくさせるためには、やはりこのように町全体が取り組み、また、地域の方々も意識づけというんですか、そういうものをぜひ環境課のほうでは意識づけをするようにお願いしたいと思えます。

それでは、4点目、最後の水土里サークル活動についてですけども、先ほど町長から、そして、耕地課長からも答弁いただきました。それで、今現在7組織あるんですけども、この7組織の方々とは、耕地課長、お話などされたことがあるかどうかですね、来年度以降の継続性とか、そういうものについて話されてるのかどうか、お尋ねいたします。

#### ○耕地課長（大山秀光君）

先日もその徳之島全体ですね、この会合がありまして、その中でもその継続の件が出たんですけども、県のほうとしても、今は情報を得てないということで、継続か終了かというのはまだはっきりしないということでございました。

#### ○7番（永岡良一君）

ぜひこれは継続のほうに、先ほど町長も言われたんですけども、お願いしたいと。やはりこれは自分たちの集落内のことは自分たちの力というんですか、できるんですけども、やはり予算がないことには、身動きがとれませんので、そういうような予算獲得というんですか、来年度以降の継続をお願いしたいと思えます。やはり、こういうことはいろいろ各——もう今は経済課あたりでやっておられます集落営農ということであるんですけども、やはりこういうような予算があれば、集落営農なりいろんな自分たちで自分たちの農地を守り、そして、地域を守ることができると思えますので、来年以降もぜひ継続できるようにお願いしたいと。そして、もし仮にこれら国や県が継続できないとなった場合に、伊仙町独自でこういうふうな対策事業ができないものかどうか、町

長、どうですか。お願いいたします。

○町長（大久保明君）

これから住民自治という形に今なっています。もし国、県がこの事業を継続しないということであれば、今までこの7地区と今後要望していく地区あるわけですから、これは国がやってきた額と同じような額を町がやっていけるかどうかということは、財政状況を見ながら考えていかなきゃなりませんけども、この事業が集落のまとまり、団結として環境問題に非常に意識が高くなってきたと、クリーン作戦との連携もうまくいって来たということを考えてみた場合は、費用対効果を考えても、有意義ではないかと思っております。今後、さらに住民自治というものをみんなが求めて、そして、新しいむらづくり、まちづくりをしていくというのであれば、検討をしていく価値は充分あると思います。

○7番（永岡良一君）

ぜひそういうものに関しましては、伊仙町の皆さん望んでおると思います。また、自分たちのまちづくりは自分たちでやるというのは基本だと思いますので、こういうことを踏まえながら皆さん、また執行部の皆さんに、それぞれの課のほうで、それぞれのこういうようないろんな事業があると思いますので、そういう新しい事業をぜひ取り入れて、これから私たちの伊仙町を、住みよい伊仙町づくりに励んでいただきたいと、また、我々も一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（常 隆之君）

これで永岡良一君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後1時より始めたいと思っております。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後 1時00分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉並廣規君の一般質問を許します。

○10番（杉並廣規君）

皆さん、こんにちは。10番、杉並廣規でございます。平成23年第3回伊仙町定例会において、一般質問を行います。

その前に、一言ごあいさつを申し上げます。東日本大震災及び各地で台風災害において被災された皆様方にお見舞いを申し上げますとともにご冥福をお祈りをいたします。

例年9月議会は、決算認定の議会です。財政指標等の状況を見てみますと、実質公債比率14.0ポイント、対前年度0.7ポイントの減になっておりますけれども、これは交付税の増加によるものと考えております。気になるのは、地方債の現在高であります。特別会計を、含めると100億円近い借

金であります。債務負担行為額を含めると100億円を超えてる。類似団体と比較をすると、2倍に達する勢いがあります。また、普通建設事業費は、類似団体の3倍の事業量であり、これは町長の政治力の賜物と考えます。

一方、積立金というと、類似団体の4分の1と残念ではありますが、今後町長の手腕が問われるのではないかと考えております。

いよいよ町政施行50年であります。今の現状を打破し将来の町を見据えて、庁舎建設基金条例等制定して希望の持てるまちづくりに励んでほしいものです。

今回3点について提言を行い、町長の所信をお伺いをいたします。

1点目は、町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定について。町税等の悪質な滞納者に対し、行政サービスを制限する問題について質問をいたします。

税負担の公平性を確保する上からも、与論町では町税等の滞納制限措置条例を制定、本年7月から施行し、悪質な町税滞納者に対し6項目の行政サービスの種類を制限することにしたと報道されております。税を納めないのは、生活が窮迫していたからだとする理由はあるかもしれませんが。しかし、課税されるにはそれなりの所得や物件があり、課税される理由があります。課税後に災害を受けたなどの理由があれば、徴収猶予の措置もあります。正当な理由がある滞納はあり得ないのと考えますので、本町において、こうした条例を制定し、公正に財源の確保を図ることについて、町長はいかがお考えなのか所信をお伺いをいたします。

次に、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定について。

世界自然遺産登録を目指している奄美市及び近隣町村は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、市町村民の動物愛護への意識を高めるとともに、飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギやその他の野生生物への被害を防止し、もって生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的に条例の制定を行っているとの報道されております。徳之島においても、世界自然遺産登録を目指すなら、条例の制定をすべきと考えるが、町長はいかがお考えなのかお伺いをいたします。

3点目に、議会基本条例の制定についてです。これは議会の問題ではありますが、質問をいたします。

今般、11月の15日から19日まで、4泊5日の行程で住民と歩む議会、討議する議会、執行機関と切磋琢磨する議会、日本で初めて議会基本条例を制定した町への所管事務調査を実施すべく計画されているところであります。鹿児島県議会においては、平成22年の9月の21日、奄美市議会においては、平成22年7月の12日に制定をされている状況にあります。議会は多人数による合議制の機関として、また、町長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために、競い合い協力し合いながら町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられていると考えております。議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなってまいります。

特に、地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任範囲が拡大した今日、議会はその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案決定、執行評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由闊達な討議を通して、これらの論点、争点を発見し、公開することは討論の場である議会の第一の使命であると考えます。この使命を達成するために基本条例を制定することに町長はいかがお考えなのかを伺い、1回目を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

杉並廣規議員の質問にお答えいたします。

まず、町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置の条例の制定については、伊仙町においても検討をしておりましたので、その経過等、そして、その意義等については副町長のほうからまとめてありますので、答弁をしていただきます。

財政の健全化ということは、伊仙町においてもこれから最重要課題でございます。この特別会計を含めて100億円以上の負債があるということは、これは今後の国からの交付税制度が一括交付金化するということですが、国そのものの財政が厳しい以上、我々もやっぱそういう立場でみずからの町を財政健全化計画を立てていくということは、最も重要なことであります。

先ほど議員が話しされました、この課税というのは、課税される理由があるからということで当然でございます。正当な滞納というのはあり得ないということもおっしゃるとおりでございます。先ほどの琉議員の質問にもお答えいたしましたけれども、伊仙町としても、厳しい姿勢で臨んでまいりますので、副町長のほうの説明をお聞きしたいと思います。

それから、世界自然遺産登録に関しましては、この前の行政報告でも述べたとおり、国立公園化が順調に進んでおります。そして、琉球諸島という形で奄美と沖縄県との協力関係も徐々に協調体制がとれるような形になってきております。そういった中で、アマミノクロウサギ等への影響があるということで、奄美大島でもかなりのクロウサギが殺傷されております。徳之島でもそういう例が出てきておりますので、この件に関しましては、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

3町同時にまとめてやっついこうというふうな今協議をしている状況だそうでございます。

それから、議会基本条例に関しましては、このことは今回11月に先ほど話があった栗山町に伊仙町議会が視察に行くわけですけれども、2006年に日本で初めてこの基本条例、議会基本条例を制定いたしましたので、現在では県も含めて120近い団体が既に基本条例を制定している状況でございます。

そういった中で、議会だけでなく、この自治基本条例ということで、行政も含めた自治体全体を含めての基本条例という流れにもなってきています。地方分権一括法が2000年に制定されてから、地方自治体の権限が大きくふえてまいりました。国が各自治体、要するに首長等に義務づけておりました機関委理事務が廃止されましたので、かなりの事務がその自治体での自由裁量ということになってまいりましたので、それだけこの議会の基本条例の果たす意味はふえてきたということになります。

同時に、この議会議員の意識改革等は質問する力、質問力の向上と同時に議会の政策立案能力と

いうものが、今まで以上に必要になってまいりました。そういったことを含めた議会基本条例は、私は絶対に必要ではないかと。これからは議会基本条例なくして自治体の発展ということはありませんという状況にまでなっていると思います。これからは伊仙町においても既に伊仙町議会が大島養護学校の分校を徳之島農業高校に跡地にということは、まさにこの議会の政策立案機能が機能している状況でございますので。今後とも議会と自治体が切磋琢磨していくと、そして、ともに歩んでいくというふうな自治体を目指すことが伊仙町にとってこれからこの町が本当に他の町からも評価されると。そして、農業生産額も伸ばしていくと、もてなしの町にしていくんだと、人口もふやしていくんだというまちづくりのためには、なくてはならない条例ではないかというふうに私は理解しておりますので、今後とも議会の方々の今まで以上の勇気と奮起をお願い申し上げたいと思います。

#### ○副町長（中野幸次君）

杉並議員の質問にお答えいたします。

自主財源の確保という観点から、先ほども申し上げましたが、徴収については最大限の努力を払って取り組んでおります。その成果として、75%台だった徴収が職員の努力によって80%の後半にまで向上してまいりました。その中には、やはり県の指導やあるいは職員の研修によつてのスキルアップという面もございますが、やはりそれに法的執行ということで、預金調査、あるいは差し押さえ等踏み込んだ徴収、さらには特別徴収、あるいはテレホンサービスという新しいと申しましょうか、ところにまで踏み込んで行ってるわけでございます。

そこで、さらに向上するための手段といたしまして、いわゆるサービス条例、今与論町で実施しておりますサービス条例について、私どもも23年の4月1日からの実施を予定しておりましたが、いろいろ検討を重ねた結果、実施に向けて幾つかの問題点を残しておりますので、そこらの解決をどうするかということは今税務課と一緒に研究協議中であります。いずれ税の公平な負担、これを確保するという意味からも、やはり必要ではないかと現段階ではとらえております。

以上でございます。

#### ○環境課長（福永正徳君）

環境課から飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定についてお答えいたします。

世界遺産登録に向けて徳之島においても重要な問題だと思っております。先月、8月11日に徳之島保健所において3カ町と徳之島保健所、名瀬の保健所、奄美市の環境省奄美自然保護官事務所の保護官の方々と徳之島野イヌ・野ネコ対策検討会がありまして、奄美市他4町村が条例制定され10月1日に施行することになりましたので、3町もぜひ条例制定に向けて検討してもらいたいとの要望がありまして、これから3町で希少野生生物保護のための奄美市の条例を参考にして、条例制定に向けて協議検討し、3町同時に進めていきたいと思っております。

以上です。

#### ○10番（杉並廣規君）

先ほどから、また琉議員にも全課で取り組む、また県の指導対象になってるということですから、ぜひ4月からするということでしたけど、問題点があるということですのでですね、すぐに行政サービスを取り消したり停止することじゃなくて、誓約書をとったり、いろいろな不備等を確認されてから、そのことがあって、停止に踏み込んでいただきたいんですけども、町民の納税意識もぜひ高めていって、まちづくりを推進していただきたい。

次に、飼い猫ですが、3町速やかな制定を望んでいます。

また、町長のほうから基本条例についてですけども、自治体の発展がないということですので、ぜひ執行部のほうも町長から私たち議員のほうと一緒に今後進めていただければと思っております。

これで質問を終わります。

#### ○議長（常 隆之君）

これで杉並廣規君の一般質問を終了します。

ここで議員として一般質問をする間、議長を伊藤副議長に交代します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時26分

---

再開 午後 1時27分

#### ○議長（常 隆之君）

伊藤副議長、議長席へご着席ください。

[副議長・議長席に着席]

#### ○副議長（伊藤一弘君）

次に、常 隆之君の一般質問を許します。

#### ○14番（常 隆之君）

こんにちは、14番、常 隆之です。平成23年第3回定例会において一般質問を行います。

さきの台風12号で集中豪雨で大きな被害を受けた和歌山・奈良・三重県での死亡した方々のご冥福と心からお見舞いを申し上げますとともに、そして、早い復興を願います。

昨年の10月の奄美の大島集中豪雨や東北の地震、そして津波、福島までの原子力発電所の事故、台風12号の集中豪雨、災害や交通事故などでいつどこで何が起こるかわからない現状です。そこで、さきに通告した防災対策について質問いたします。

現在、伊仙町阿三ヘリポートの点検、管理状況、救急ヘリの訓練などはどのようになっているのかお伺いします。

2点目は、今後県と協議して、入り口の道路、ヘリポート周辺の整備は考えられないのかお伺いします。

次に、教育行政についてであります。私たち伊仙町議会で採択された徳之島農業高校跡地に大

島養護学校の分校設置が郡議員大会でも採択されました。そこで、町として、小学校、中学校での今後の取り組みについてお伺いします。

町内での小学校、中学校での特別支援学級は何人で、何学級なのか、そして、先生の配置はどのように行われているのかお伺いします。

今後、伊仙小・伊仙中学校に特別支援学級を集約して、特別支援学級の教育の活性化を図ることはできないか。

これで1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

常議員の質問にお答えいたします。

1番については総務課長のほうから答弁をしていただきます。

今後、阿三ヘリポートの周辺整備のことについてでございますけれども、この必要性が問われていると思います。今緊急ヘリの搬送に関しましては、ほとんどが徳之島空港を使用している状況です。

4年前に天城岳近くであったヘリコプターの事故は、運動公園が夜間、霧が濃くて着陸できないという状況で、徳之島空港に迂回する途中起きた事故でございます。徳之島空港が何らかの状況で使用不可能となった場合に、緊急ヘリポートが必要だということになります。そうした状況のもとでは阿三のヘリポートも今後その必要性がございますので、この十数年、10年間の間の使用頻度等についてまた総務課長が説明いたしますけれども、緊急の場合でございますので、県道から約150mぐらいあると思いますけれども、ここを道路整備する必要性は、阿三ヘリポートの存在意味が、今、今後高まっていくような状況になる場合には必要だと思います。その辺のことをこれからの救急搬送状況、今確かにふえてきていますけれども、今度全国離島医療サミットの中でドクターヘリの件も含めて議論をしていく中での協議内容を踏まえて、今後また議論をしていくべきだと思っております。

教育行政といいますか、それに関しましては、教育委員会のほうで答弁させていただきますけれども、きのうおとといといっぱの障がい者の方々が、徳之島農業高校跡地で体験実習を宿泊をしたということで、伊仙町議会のこの提案、そして、職員も多くの方が参加していただいたということは、大変意義あるイベントだったと思います。そういった中で、現在の特別支援学級の子どもたちの状況をもう一回アンケート等を取りながら、大島養護学校の分校の必要性について議論をしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

大変失礼いたしました。ただいまの常議員の質問であります。

伊仙町の阿三ヘリポートの点検と管理状況はどうなってるかということでありまして、現在周辺の環境整備等を含めまして、伊仙消防団の鹿浦分団の方々に除草等を依頼しているわけであ

りますけれども、電気、もろもろの点検等につきましては、役場の消防担当が行っている状況です。

さらに、緊急性を考えて消防分団長が地元のほうに阿三地区に住まれているという関係上、初動の対応につきましては、日ごろから管理依頼をしているような次第でございます。

続きまして、緊急ヘリの訓練等はどのようにしているかということでもありますけれども、救助につきまして、自衛隊が、自衛隊の年間計画の流れの中で阿三地区におきましての発着陸訓練を行っているということでもあります。ちなみに、昨年、一昨年実施されているとのことでもあります。

なお、消防防災ヘリ、鹿児島県からのほうからでありますけれども、防災航空センターが今月の9月9日、同じく発着陸訓練を実施しているというふうな状況であります。

2点目の、県と協議して入り口の道路、ヘリポート周辺を整備することは考えられないかということでもありますけれども、ヘリポートの周辺につきましては、今除草等いろいろ含めて対応しているわけでもありますけれども、入り口等の道路整備、環境整備につきましては、道路が確かに入り口が狭いという点がありますけれども、用地の問題、特に入り口におきましては、人家が両側に建っているという関係上、今後用地の問題を含めての検討事項になろうかと思えます。

以上です。

#### ○教育長（亀山喜一郎君）

常議員の一般質問にお答えしたいと思います。

農高跡地に大島養護学校の分校誘致については、伊仙町議会が中心になって、群島議会で提案されて採択され、そして、協議会まで上げて県議会で継続審議となっております。大変議会のご尽力に敬意、感謝をしております。

常議員の質問は、町内の特別支援学級の教育の状況を把握して、さらに大島養護学校の分校を徳之島農高跡地に誘致する、そういう——するようになりたいという気持ちではないかと思えます。

そこで、常議員のご質問にお答えしたいと思います。町内の小学校、中学校での特別支援学級が何人で何学級か、また、先生の配置はどうなっているかというご質問であります。特別支援学級は伊仙小に1年生と2年生2名でございます。そして、面縄小学校が6年生の1名、中学校は伊仙中学校1年生が1名、面縄中学校3年生が1名、計5名となっております。先生の配置であります。各学校に配置された先生方、一応学級担任が割り当てられるわけですが、本人の希望、あるいは本人の特性等を考慮して、学校長が決定いたします。それぞれ生徒の勉強強化をこなしながら、また特別支援学級の担任となっているわけです。

次に、町独自の支援員として、それぞれの学校にも配置しております。伊仙小学校に1人、2年生の男児の介助もあるんです。それから、面縄小学校に1人、発達障がい児の対応ということで配置がしてあります。それから、犬田布小学校に同じく発達障がい児の対応で配置しております。

それから、伊仙中学校に2年生の男児の支援ということで配置しております。それから、犬田布中学校に特別支援学級の対象になる子どもであります。親御さんの、保護者の希望で通常学級に入っていますので、その支援に1人支援員を配置しております。こういう状態です。



○14番（常 隆之君）

ぜひ、現在は医療機関は徳之島町に亀津に多いわけですが、県道の拡幅工事や搬送、救急車の搬送においても時間短縮、20分前後でされてきているというものだと思います。そこで、やっぱり私たち先人がつくり上げたこのヘリポートを緊急時にいつでも使えるようなシステムを3カ町のいろんな会議、あるいは大島郡での会議、あるいは自衛隊の要請時にヘリポートがあるということが認識が薄れてきておるのではないかと私は思いますが、そこら辺を含めて、今後管理についてはぜひやっていただきたいと思います。

それと、入り口付近には、前日も私ごみ箱の設置は早急に撤去をしていただきたいということを申し上げましたが、その後、何ら設置は、ごみ置き場が撤去されてない状況と排水路、あるいは周辺の土地が堆積して、それとサークルH内の表示が薄れたり、陥没している部分や土地改良によって下の部分が排水の末端が欠管しているわけですので、そこら辺をやっぱりもう一回防災意識を高めていただいて、もう一回このヘリポート周辺には見直す私は必要が出てくるのではないかと思いますので、入り口のところはそのままでも県と協議していただければいいんですけども、もう一回そのヘリポートが発着する周辺はもう一回少しは整備しなす必要、その標識自体も薄れてきていると思いますが、そこら辺の管理はどのようになっているのかお伺いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かにご指摘のところ、改善されてないところがあると思います。早急に即対応をしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○14番（常 隆之君）

なるべく整備された中で、利用しないほうが一番いいわけですので、いつでも使える状態にはしていただきたいと思います。ぜひ見ていただいて、私たち議会としても、ここら辺はもう少し周辺の土の堆積など排水に行ってみて、大変支障があるのではないかと感じますので、今後ぜひ整備されるようお願いします。

それと、入り口道路については県と協議するわけですが、土地改良された舗装地があるわけですが、下には、そこら辺を整備をすることによって、この利用が高まるのではないかと思いますので、そこら辺はどう考えているのか。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かにご指摘のとおりであります。下のほうから迂回路と申しますか、道路があるわけでありませけれども、基本的に県道から近いということで、県道からの改良ということだけを一応頭に置いたわけでありませけれども、ご指摘のとおり下のほうからと海側のほうからも迂回路がありますので、今度検討して整備を進めてまいりたいと思います。

○14番（常 隆之君）

防災対策については終わりますが、次に教育問題についてであります、伊仙小学校や面縄、合計5名ということで、先生にも5名配置されているようですが、その中に先生の配置については、

私は集団の中で生活させることが、障がい者へ対する自立が促されるものと考えます。保護者とも協議して、どのようにしていくのか、方向性をやっぱり何回か重ねていく必要があると思いますが、そこら辺の計画性を具体的にどのようにされていきたいのか、お願いします。

#### ○教育長（亀山喜一郎君）

各学校ですね、学級が1名、多くて2名ということで、確かに大勢の中でもまれて成長していく、そういう点では欠けてるところと思いますが、やはり特別にこうして支援していかなければならない子どもでもありますので、1対1で指導していくという点では少ないほうがいいことはいいわけではありますが、大勢の中で学ばせるという点については、通常学級との交流ということで体育とか音楽とか図工とか、そういったものでは通常学級で学ぶ、そういうことも取り入れているわけです。大勢で学ばせる、そういう手立てですね、いろいろ課題は多いと思いますが、今後また検討していかなければならないと思うところです。

#### ○14番（常 隆之君）

ぜひ、そういう先生方の配置についても、県教育委員会との話し合いを持っていただいて、徳之島、あるいは伊仙でもなくてもいいんですけれど、島内に1人でもいいですから、専門性の資格を持った先生が配置されることによって、またその地域の子どもたちに質の高い指導ができていくものだと思いますが、そこら辺については今後どのようになされていくのか。この間、伊仙小学校において、療育研究会の皆さんが、鹿児島県のほうには専門の先生がおったということを聞いておりますが、今後私たち徳之島、あるいは伊仙でも少ない人数の中にも、専門性の持った先生が配置されてもいいのではないかと思います。そこら辺を今後、どのようにしていくのか。

#### ○教育長（亀山喜一郎君）

8月の8日に県の原田教育長が学校視察に来られましたけども、その中で話す要望など、農高跡地に大島養護学校の分校を設置する要望などする中で、やはり特別支援教育の専門教師を配置して、今の制度の中で教育の充実を図るのが大事じゃないかということでありました。そのことは大島教育事務所長ですね、そこにも話されておって、所長からそういう話も聞いたわけですけど、先ほど申し上げた二つ目の専門性の高い先生を加配して、そして、その加配された先生が、それぞれの特別支援学級に見に行き、担任の相談を受けたり、あるいは実際に指導したりですね、そういった手立てをとるのが一番早道かなと、こう思ったりします。この点については、また教育事務所所長にもお願いして、加配がもらえないかどうか、そこら辺を詰めていきたいなど、こう思うところです。

以上でございます。

#### ○14番（常 隆之君）

今後、伊仙小学校、伊仙中学校にぜひ特別支援学級を集約していただいて、子どもたち児童生徒が社会に出て、速やかに出ていける、自立で生活ができるような体制づくりが私たちの責務だと思います。そういうことで、保護者や学校、あるいは町当局は、これに向けて今後計画的に話し合う

場をどう持っていくかだと思います。町長、こちら辺についてお医者さんでもありますので、ひとつ取り組んでいけないでしょうか。

○町長（大久保明君）

常議員の提案したとおり、専門員をさらにふやしていくということで、町としても……

○14番（常 隆之君）

今後ぜひ農業高校跡地にスムーズに養護学校の分校ができるように、やっぱり自分たちの町は自分たちで、そういう方向に地域の皆さんと要望があったわけですので、私たち議会や執行部もそれに向けて、保護者方々と連携をとっていくのが私は責務だと思います。

そういうことで、きのう、おとといも障がい者支援宿泊研修をなされたときに、歌がありました。「この町」という歌がありましたので、執行部の皆さんにも配付してあると思います。皆さん、1番だけを紹介して、こういうまちづくりをみんなで行っていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

「僕はこの町で生まれて、僕はこの町で育った。この町の風に吹かれて僕は大きくなった。僕はこの町で生まれた。僕はこの町で育った。この町の緑に抱かれて僕は生きてきた。緑の風が吹く町、川が美しい町、遠くを連なる山々が僕らを見守る町、僕はこの町が好きだから、この町で暮らしたい」というふうに3番までありますので、こういう町に向けて頑張っていたきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○副議長（伊藤一弘君）

これで常 隆之君の一般質問を終了します。

議長と交代します。議長席へお願いします。

[議長・議長席に着席]

○議長（常 隆之君）

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月20日、午前10時から開きます。日程は平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会であります。

お疲れさまでした。

散 会 午後 2時00分

平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成23年9月20日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 認定第1号 平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第2 認定第2号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第3 認定第3号 平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第4 認定第4号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 認定第5号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第6 認定第6号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第7 認定第7号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）
- 日程第8 認定第8号 平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	7番	永岡良一君
8番	清水喜玖男君	9番	伊藤一弘君
10番	杉並廣規君	11番	琉理人君
12番	上木勲君	13番	美島盛秀君
14番	常隆之君		

1. 欠席議員（1名）

6番 権山一君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 権山正二君          事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	権山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	福永正徳君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	亀山喜一郎君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター次長	平山栄文君
ほーらい館長	四本延宏君		
総務課課長補佐	田島輝久君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関政樹）		

（午前班）富田圭司・岡林丈晴・稲田大輝

（午後班）上木博之・新里亮人・荻田恭平

～平成23年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

ただいまから平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、公有財産に関する調査等、追加して説明があれば、これを許可します。

○総務課長（稲 隆仁君）

財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。

前回、実質収支についての歳入歳出繰越金につきましては、補足説明をいたしたところでありましたけれども、決算書の財産に関する調書、129ページ、お願いしたいと思います。

説明が不足しておりましたので、ご説明いたします。

129ページ、公有財産に関する調書、まず土地及び建物につきましてでございますが、増減等についてご説明いたします。

本庁舎の決算年度中の増減126.86m<sup>2</sup>について説明いたします。これは公民館横の郵便局跡地の購入による増でございます。それから、公共用財産として、公営住宅の224.19m<sup>2</sup>につきましては、ただいま建設中の亀戸団地の土地購入によるものでございます。その他の施設として、20.84m<sup>2</sup>の増がありますけれども、これは光ファイバーのサーバー室建設に伴う土地購入でございます。場所といたしましては、伊仙小学校の前、旧ラジオ体操ハウスの横でございます。

それから、山林につきましては、県道中央線、亀津糸木名線の途中にあります県の災害復旧工事に伴う用地買収でございます。138m<sup>2</sup>を県のほうに売却してございます。

建物の欄にきまして、学校の382m<sup>2</sup>の減につきましては、犬田布中学校の建築工事に伴いまして、取り壊し分2,532m<sup>2</sup>、そして新築校舎2,150m<sup>2</sup>、差額の分の減でございます。

それから、その他の施設といたしまして129.8m<sup>2</sup>、これにつきましては、サーバー室が41m<sup>2</sup>、そして瀬田海のトイレ及び更衣室が88.8m<sup>2</sup>の建築によるものでございます。

130ページをお願いいたします。まず、山林の138m<sup>2</sup>は先ほどご説明いたしたとおり、災害復旧工事に伴う減でございます。有価証券につきましては変動はございません。出資による権利といたしまして、奄美群島振興開発基金への156万の積み立てを行ったところでございます。

131ページをお願いいたします。物品・公用車といたしまして、運搬車増4、液肥散布車1、廃車減、計3台の増加により44台となっております。内訳につきましては、132ページのほうにそれぞれの台数を載せてございます。

なお、購入年月日を見ていただきますと、例えば、5番ですけれども、22年の11月29日、そしてさらに11番、12番、22年の11月2日、11年の11購入として7台新規に購入されておるところでありますけれども、同じ運搬車3台が廃車になっておりますので、先ほどの表で差し引き4台増という数字になっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

133ページをお願いいたします。基金についてご説明いたします。財政調整基金1億、これにつきましては、決算の説明でも行いましたけども、5,000万につきましては、下の減債基金とともに年度剰余金として積み立ててございます。

なお、5,000万につきましては、3月の定例議会において予算上積み立てをお願いしたところであります。

それから、きばらでえ伊仙応援基金371万9,000円につきましてご説明いたします。

成果説明書、ピンクの表紙でございますけども、21ページをお願い申し上げます。ふるさと納税制度に関する寄附金、平成22年度寄附金調べという欄があると思いますが、その合計、直接町のほうに寄附をいただいたのが11件の304万3,000円、そしてその下の欄、鹿児島県を通じてかごしま応援寄附金として伊仙町分として配付されたのが16件の67万6,000円、計371万9,000円のきばらでえ伊仙応援基金をいただいております。

その下の光をそそぐ雇用創出基金といたしまして775万3,000円、これは光をそそぐ広域基金ということで積み立て、図書委員、ケアマネジャーの賃金として2年間にわたり使用する補助金でございます。積み立ててございます。

それから、高齢者等肉用牛導入基金569万4,000円の減額で、3頭分569万4,000円の減でございます。同じく伊仙町肉用牛導入基金、15頭減の605万円の減となっております。

現金といたしましては380万5,000円の増で、トータル金額に直しますと、減の224万5,000円となっている次第でございます。

134ページの有価証券、それから不動産基金等につきましては、変動がございませんので、省略いたします。

135ページをお願いいたします。介護保険基金といたしまして1,650万1,000円の減となっておりますけれども、運用として基金取り崩しが2,450万1,000円、そして積立金として800万円を積み立ててございますので、差し引き1,650万1,000円の減となっております。なお、下の1万3,000円につきましては利子でございます。

以上、財産に関する調書の補足説明を終わります。

以上です。

#### △ 日程第1 認定第1号 平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

##### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

それでは、認定第1号平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

質疑を行います。

##### ○2番（福留達也君）

決算書の18ページです。款の19、項の3、1の雑入、区分の6、雑入であります。

当初5,028万であったところが9,337万、かなりふえておりますけれども、これに関しての増額した主な理由、これを教えていただきたいと思っております。

○総務課長（稲 隆仁君）

18ページの雑入5,000万が9,300万に増額になっている理由でございますけれども、成果説明書の7ページをお願いいたします。その他雑入と、9番目でございますけれども、市町村協会交付金というのがございまして、これはサマージャンボ宝くじの交付金でございます。

各市町村への交付がございましたので、主な金額増としては、サマージャンボ宝くじ交付金の3,367万7,000円の増によるものでございます。

○2番（福留達也君）

決算書の40ページをお願いいたします。款5、項1、目の5、区分の19、負担金補助及び交付金66万、これはカンキツグリーンング対策費だったと思いますが、これに対する効果はどのような効果があったか、主要施策の成果説明書に記載されていなかったもので、お尋ねしたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

目5特殊病害虫防除対策費に関しましては、カンキツグリーンング病の防除関係でございますけれども、この使われ方といたしましては、伊仙町においての感染樹の伐採と、その他年間2回防除作業をしているんですけれども、防除作業の補助金という形で使われております。

効果は、現在、伊仙町において、7月に検査した時点での感染樹はゼロ本でございます。

あと今まで感染樹が何本かあったんですけれども、すべて伐採をして、今現在伊仙町内に感染しているものはないということでございます。

○2番（福留達也君）

この66万、これ23年度の当初予算にも同じ額が計上されていると思うんですけれども、それじゃ66万、それはカンキツグリーンングに対してはほぼ根絶されていて終了ということだったら、今年には必要ないんですか。今年もやはり継続していかなきゃまた発生しまう、そういったものなんですか。

○経済課長（樺山 誠君）

カンキツグリーンングに関しては、根絶ということではないんです。まだ奄美群島においては根絶はしてないと。喜界島において、結局はカンキツグリーンング病の調査を3年継続をして、出なければ根絶というものをして、根絶宣言でするんですけれども、奄美群島においてはまだ根絶という表現は適切じゃないということで、23年、24年という形でこの事業を続けていくということでございます。

○2番（福留達也君）

個人的には、実際、僕もタンカンをつくっておりますので思うところがあるんですけれども、このカンキツグリーンングとゴマダラカミキリムシ、この2つが相まって壊滅的な状態になっているんだろうなと思います。こんなことを言ったらどうかと思うんですけれども、伊仙町にこのタンカンというのが果たして合うのかなと、そこいらあたりまで考えてしまうこともあります。

今後十分検討していただきたいと思います。

ここで、成果説明書で今ちょっとお聞きしましたので、成果説明書に関して一言申し上げたいことがありますので、よろしくお願いします。

正式名称は、歳入歳出決算における主要施策の成果説明書であります。略して成果説明書と言いますが、この成果説明書を通じて我々議会は決算審査に当たり、最も重点を置かなければならないことは、1つ目に、予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか、2つ目に、それによってどのように行政効果が発揮できたか、3つ目に、以上の点から、今後の行財政運営においてどのような改善、工夫がなされるべきであるか、こういった点であります。簡潔に言いますと、行政効果の客観的判断と今後の改善や反省事項の把握ということであります。

そういった観点からこの成果説明書を眺めてみますと、事業導入の目的や内容、実績額の羅列、そういったものに終始しているだけの成果説明書がかなりあるというのが率直な感想であります。これではそれぞれの部署が行った事業の行政効果や今後の課題がなかなか見えてこない、血が通っていないというか、議会とともにさまざまな課題を解決していこうという気概を全く感じることができない部署があるということでもあります。中には重点施策や具体的成果、今後の課題や問題点といったことを項目を立て、具体的にわかりやすく整理してある部署もあります。

それぞれの部署において、当該年度に行った重点施策に関し、目的や実績額ばかりじゃなく、その施策を行った結果、具体的にどのような成果が伊仙町にもたらされ、今後の展望はどうか、課題は何なのか、そういったことをもう少し率直に書くべきだと思いました。中にはうまくいかなかった施策もあったかと思えます。そういった場合に、なぜうまくいかなかったのか、今後どのように工夫して取り組んでいくつもりなのか、そういった事項を掲載することにより、議会における建設的な議論にもつながってくるものだと思います。

さらに言えば、執行部側にとっても、他の部署の問題点が明確になることによって横のつながりもより深くなるものだと思います。来年度以降の成果説明書に期待したいと思っております。

以上で終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

これで2番、福留委員の質疑を終わります。

他にありませんでしょうか。質疑を許します。

#### ○4番（佐藤隆志君）

決算のほうで、6ページの固定資産税の不納欠損額が743万円ありますが、執行部は十分に徴収努力をしたのか、また743万円は何件ぐらいか、今後の対応について。それから収入未済額が2,888万2,230円ありますが、その徴収計画について説明をお願いします。

#### ○税務課長（池田俊博君）

固定資産税のほうで不納欠損額が743万円計上したわけですが、我々税務課職員としては、本当に努力が足りなかった点多々あるとは思いますが、それ以上に職員が頑張っただけでも徴収率を確保しようということをやった結果、どうしても取れなかった金額が740万ということでありま

す。

また、このことについて、詳しくは成果説明書のほうの33ページのほうに載せてあります。

固定資産税で人数として294名、件数として1,121件、これは4期分ということで分けてありますので、1期分が1件という計算になってくるんで、少し数が多くなっておりますけど、どうしても徴収ができないということがありますので、来年に向けてはこの金額がさらに少なくなるように努力していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

2,888万2,000円のこれからの徴収対策はどうなっているかということです。

○税務課長（池田俊博君）

これからの徴収対策ですけど、年を明けて2月から、また夜間徴収とか、あと申告時期とか、そういうときに税務課職員を中心として各全庁体制でこの2,800万円を確保していくように頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○4番（佐藤隆志君）

続きまして、9ページになります。公営住宅使用料の332万7,000円、収入未済額が出ていますが、これは何年で何件ぐらいか、また今後の徴収計画、先ほどと同じですけど、徴収計画はどうなっているか、説明をお願いします。

○建設課長（上木千恵造君）

この金額につきましては、滞納分がほとんどでございますけれども、昨年の6月議会だっと思っておりますけれども、明け渡し請求等を行い、強制退去させる方は退去させたりしてございます。

特に高額者の10名につきましては、役場に呼んで話し合いをし、退去された方が4名います。

そして今後、分割で払う方が3名、あと1名につきましては、連絡なしということでございますけれども、今後、特に高額滞納者につきましては、重点的に徴収を続けていきたいと思っております。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

建設課長、332万の説明。

○建設課長（上木千恵造君）

22年度につきましては、徴収率は91.7%になってございます。その残りの分でございますけれども、今までの過去の徴収率は87～8%で、去年につきましては5%ぐらい伸びてはいます。

どうしてもいろんな都合で納めることができないとか、そういう方が332万でございます。

そういうことで、これにつきましても、今後徴収計画等を立てて、なるべく多く徴収するように頑張っていきたいと思っております。

○4番（佐藤隆志君）

続きまして、17ページの財産の予算のほうは、439万3,000円に対して、収入済額が610万601円ふえていますけど、これはどこかを財産、土地を売ったんでしょうか、どこの場所か、お願いします。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

土地の売り払い収入、節の。

○総務課長（稲 隆仁君）

土地売り払い収入でございますけれども、677万円、犬田布地区の県道拡張に伴う県からの用地買収、並びに先ほど説明いたしました中央線災害事業によります県への山林売却等の増になっております。

○4番（佐藤隆志君）

40ページの単収向上対策事業費で156万5,000円減額になっていますが、何の事業を減らしたか、説明をお願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

単収向上対策事業、例年2地区申請をしてございまして、西伊仙地区だけが採択になりまして、1地区が未採択という状況で減額になってございます。この単収向上対策というのは、バレイショあるいはサトウキビを植えつける場合に、10a当たり堆肥を3t投入をしまして、pHをはかってpHの調整をするという事業でございます。西伊仙地区だけの採択ということで減額になっております。

以上です。

○4番（佐藤隆志君）

以上で終わります。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

これで4番、佐藤委員の質疑を終結いたします。

他にありませんでしょうか。

○5番（明石秀雄君）

最初に、2ページ、これを総体的に見ますと、先ほどの話にも出ておりますけど、不納欠損額が多いということ、それと収入未済額と予算現額と収入額との比較のところが多い。

これを見ると、やはりこれは収入の分ですけれども、予算を立てるときに計画性がなかったんじゃないかな、こう思われて仕方がないんです。特に歳入が三角で落とされている、これは本当に計画性がなかったんじゃないかなと思っております。その理由をちょっと大きいところだけでよろしいんですが、ご説明をいただきたいと思えます。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

減額の多いところの説明をお願いしますということです。

○5番（明石秀雄君）

とりあえず簡単で、後で私に教えてもらえますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

2ページのほうの款13国庫支出金3億3,702万6,249円の予算との収入未済額との比較でございますけれども、これは繰り越し事業による事業の国庫負担金が事業完了後、つまり今年度に入るために、22年度としては事業がまだ中途であるということで入っていない次第でございます。

それから、下のほうの款の20の町債につきましても、事業が繰り越しになっているという関係上、事業完了後に入るようになっております。

主な減額については、以上であります。

#### ○5番（明石秀雄君）

次の4ページをお願いします。先ほど事業が繰り越しになったから債務のところでは減額をして、翌年度繰越額はまた同じように、そのとおりだろと思いますが、出ております。

それから、不用額9,000万、これも予算現額の差し引きのところでも5億6,000万、非常に大きいわけですね。不用額が本当にこれが節減、節約で出たものであればよろしいんですけども、事業を縮小したり、その他の理由でこういうふうになったのであれば、町民に対して非常に申しわけないと思います、私は。計画的に執行されておれば、それだけ町民の住民サービスというものはよくなるわけでありまして。それができなかったということは、予算全体として見て、やはり町民に納得のいく説明が必要だろと思いますが、簡単でよろしいです、ご説明をいただきたいと思っております。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

不用額9,000万の内訳といたしまして、成果説明書の28ページをお願いいたします。

不用となりました理由といたしましては、平成21年度からの繰り越し事業が22年度に執行されたという関係上、申請と事業完了の、事業は100%完了したわけでありまして、その後の不用額、年度内であれば流用と、あるいは補正という形で組み替えできる場所でありまして、繰り越し事業でということそのまま不用額として移さざるを得ないというところで、9,000万の不用額という形であられたわけでありまして。

しかし、明石委員のおっしゃるとおり、予算の執行につきましては、私達も計画、実行、それからチェックを踏まえて、再度改めて効率のいい仕事に今後とも対応してまいりたいと思っております。

不用額につきましては、以上のような理由でございます。

#### ○5番（明石秀雄君）

ただいま不用額についての主立ったものは、予算の執行上の問題だということでありまして、それを基本的にはもっと早く執行しておればこういうことはないわけですので、今後の取り組みとして、やはり入札等は前年度に計画をして、準備をして、4月になればすぐ執行できるような状態にしていきたいと、そういうことを強く要望をしておきます。

それから、20ページ、歳入合計、これは当初予算の42億8,584万6,000円、決算が76億8,186万9,000円ですが、やはり非常に予算の組み方が計画的でない、事業の計画性がないがために補正が多いわけですね。当初予算比179%増額で、増額になることが悪いんでなくして、予算の組み方、計画性がないがためにこういうふうになっているわけですね、23年度はもう既に半分経過しておりますけれども。

また、来年の今こういうことが言われぬように、なるべく、または24年度の予算の組み方には十分留意をして年間分を精査をして予算計上をしていただきたい。もちろん災害等におけるやむを

得ない事情があることはもちろんであります、そういうものをのければ、やはり計画を立てて、年度計画をしっかりと煮詰めて予算計上をしていただきたい、それがやはり町政の進むべき道だと思いますので、強くこれも要望をしておきます。

不納欠損については、先ほども福留委員等からも強くお話がありましたので、省きたいと思いません。

先ほどの歳出の件の具体的なことでちょっと出てきましたので、22ページです、財産管理の工事請負費で不用額243万円になっております。入札執行はいつだったのか、お伺いします。22の財産管理のところ。

○総務課長（稲 隆仁君）

財産管理の工事請負費の執行状況でございますけれども、成果表の27ページを開いていただきたいと思えます。事業執行はいつかということでもありますけれども、役場のは、補償工事と外構工事が23年1月13日の発注、それから電気室、発電室でございますけれども、22年の12月8日執行、それから叶實統の頌徳碑の移設工事の実施につきましては23年1月13日、それから庁舎改修、火災報知機等の付設でございますけれども、22年3月25日の執行ということで、これにつきましては繰り越し事業となっております。

○5番（明石秀雄君）

これでは一番最後に入札をしたのが23年、本年1月ですね。そうすると、3月の議会でも補正があったわけでありまして。また、3月の最終でも補正があったわけでありまして、これは既に処理されているべきだと私は理解しているんですが。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かにご指摘のとおり、早い段階での執行へ臨んでおたわけでもありますけれども、これは県道拡張分と、それから郵便局跡地の土地購入に若干時間を費やした関係上、また繰り越し事業という形で執行した関係でこのようにずれ込んだ次第でございます。

今後こういうことのないように、なるべく早い段階での執行を目指してまいりたいと思えます。

○5番（明石秀雄君）

24ページの企画費で委託料と工事請負費で5,000万、3,360万と不用額であります。

これも入札をしてから予算の措置ができなかったのか、お伺いをいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

これは光ファイバーの事業でありまして、当初予定していた13億余りの、これが12億幾らということでありましたが、これを最初1件1件家屋を調査したわけですが、これにどうしてもできない家屋とか、自分でキャンセルした方もいらっしゃいます。そういう方を含めまして、こういった不用額が出たということでご理解いただきたいと思えます。

○5番（明石秀雄君）

そうすると、これは入札のときに件数とか、そういうものを定めてやったんじゃないかと、1件や

ったら幾らですか。

○企画課長（牧 徳久君）

そうです。1件工事するのにどれぐらいということで算定いたしまして、後でできない家屋が出たということです。

○5番（明石秀雄君）

私はその契約書を見てないので、ちょっと理解に苦しむんですが、普通であれば、伊仙町は大体3,000件とか3,300件とかいう形でやるはずなんですが、そうすると、大体おおむね幾らだという、入札した段階で件数は出ていると思うんです。やっぱり金額は大きいので問題にしているわけですが、これだけの金をもっと入札した段階で落としておれば、大きな事業は他にまた町民のためにできたんですよ、使われたんですよ。これは言っているわけですが、1件1件終わってみないとわからないといったような形であれば、やって終わったことなので仕方がないんですが、こういうことのないように、次回からは気をつけていただきたいと要望する以外になるわけですので、もうこれ以上申しませんが、戸別の家にはまだいないところもあるんですよ、これが結果的には。

○企画課長（牧 徳久君）

本来ならば、全戸取りつけであります、1戸1戸訪問した結果、自分は要らないと、例えば、IT告知端末機は防災無線のかわりにもなるんですが、これについても要らないという家庭が各集落に何件かございます。

○5番（明石秀雄君）

そうすると、結果的に、最終に何件設置したですか。

○企画課長（牧 徳久君）

ここには手持ちがございませんので、件数については詳細については、担当者から後ほど説明させていただきます。

○5番（明石秀雄君）

私の知るどころなんですが、自分のところ設置、つけてくださいということもなかったし、その集落はふるさとなんですが、区長さんもないのでできなかったと役場に電話したら、もう自己負担ですよと言われたという方もいらっしゃいますので、これだけお金が余っているのであれば、そういう人たちに今からでも援助してあげられないかなとも思ったりしているんですが、そういったところは、また改めてお伺いをするということで、この問題については終わりたいと思います。

計画の問題、これについては。

○企画課長（牧 徳久君）

先ほどの伊仙町内における設置件数ですが3,641件、これは将来的に空き家が改修できそうな家を含めての件数でございます。

○5番（明石秀雄君）

ついでなので、確認して。もし、これから今までやっていない人がやるとか、いいですよとかい

った人たちが出たということですが、そういう人たちがやはり周りを見て、自分もつけなきゃいけない、つけたほうがいいのかと思う方がおれば、補助して今までどおりつけられるんですか。

○企画課長（牧 徳久君）

我々も再々努力いたしまして、広報なりホームページに載せたり、町の広報紙でも、マイク放送等でも期限を切って、再々説明したんですが、この期限内に申し込みがないということで、これは補助事業でございますので、ことしはもう補助が終わったということで、今後は有料という形になります。

○5番（明石秀雄君）

これはもうついでに、町長、やはりこれは防災無線にもなるということでありまして、今後そういう人たちが出てきたら、また出る可能性はあるわけです。町費で賄うということは考えられないんですか。

○町長（大久保明君）

先般の台風時に停電等で光ファイバーのいろんな、欠陥も露呈したりしましたけれども、情報開示等、それから安全確保のための防災ということは、全町民が享受すべきことでありますので、今後検討をしていきたいと思えます。

○5番（明石秀雄君）

これからもまた転入等もあると思えますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思えます。それから、39ページの15の工事請負費が68万6,000円、これの入札執行された日は。

○建設課長（上木千恵造君）

成果説明書の28ページ、堆肥センターの改築事業の工事請負費残でございます。成果説明書の50ページ。（堆肥センター）と書いている部分でございますけれども、執行日が平成22年3月30日と、あと堆肥センター改修補強工事が22年5月25日でございます。

○5番（明石秀雄君）

もう6月に、22年3月30日、これは入札残でありますので、使わないともう既にわかっておりますので、もっと早く精算ができたんじゃないかと思っているんですが、これも先ほどと同じように、もう入札したら、残が出ればすぐ精算をして次のほうにお金は利用するという考えを改めて持っていたいただきたいと思えます。

それから、41ページの畜産振興についてお伺いをします。3,491万9,000円の予算が執行されているわけですが、畜産振興費に係る事業実績及び成果報告が一件も出ていないんですが、どうしてなのか、お伺いをいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

経済課の、先ほど成果説明に関しまして指摘がございましたけども、経済課の状況、工事関係を主に成果説明の中に入れてやっている上、この畜産に関して入っていないのは、またこれからも、先ほど福留委員から指摘がありましたように、それぞれ詳細に書いてまいりたいと思えます。

工事を主に説明しているところでありまして、この書き方をまた変えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○5番（明石秀雄君）

畜産については、去年の12月から肉用牛の件とか高齢者牛の減など非常に問題が出て、高齢者牛導入基金についても監査請求までもしたわけでありまして。特に補助金を出して町民に対して農業の支援、畜産の支援をしているわけですが、その実績及び成果評価というのが出せないようでは、補助金を出す意味がない。出せないんだったらこの事業を取りやめたほうがいいんじゃないかなと私は思っております。他に幾らでも利用できる事業もあるわけですので、もう少し事務をしっかりとさせていただきたいと、こう思っております。後ほどまた畜産の、先ほど成果のところでも後もって出てくると思いますが、監査報告等のところ、それから条例改正などのところにもありますのでね。町長はこういうところをやっぱりきちっと指導をしていかないと、他のところ、他の糖業とか、他のところはよくできているんですよ。今問題になっているのは畜産。やっぱりそういうところを目配りしてあげないと、人が足りないんだったら、やはり職員をそこに配置するなりして、うまく畜産振興ができるような手だてを講じていただきたいと思います。職員の配置など考えられませんか、町長。

○町長（大久保明君）

明石委員の決算のきょうの質問に対しまして、確におっしゃるとおりで、今まで継続的な形で毎年同じような形の決算書を作成してきたという中で、反省すべき点もいっぱい出てくるわけでありまして、今後決算審査書を、そして成果説明に関しましては、先ほど福留委員の質問にもあったように、町民にわかりやすく費用対効果、そして具体的に、数値だけではなくて、文書という形での説明を今後して、成果説明をしていかなければならないと思っております。

職員の配置の問題ではなくて、その職員が成果説明書に対しまして、より深く説明するという意識がなかったという点もありますので、現体制の中でこれはもう少し発展的な成果説明書を作成していくことは可能だと思っております。

○5番（明石秀雄君）

ぜひ、特に補助金に関しては、町民に直接やはり金が届くわけでありまして、町民に見える、先ほど福留委員がおっしゃっていたように、これでは町民に説明ができないわけですので、ぜひみんな建設課は目配りをしたり、気配りをしたり、手助けをしたりして、しっかりと職務をしていただきたい。

また、これは補助金を交付する段階でやはり実績を出さなければ補助金はないよといったことまでも含めて、町民にも対象者の補助対象になる、やっている方たちにも説明をしていただきたいと思います。でないと、せつかくの多額のお金をつぎ込んでも、効果が出ていると思えますけれども、形として、文書として出てこなければ、我々は出ていないという以外にないわけですので、もう一度しっかりとけじめをつけていただきたいと思います。

それから、教育委員会のところですが、54ページか。ここでも大きな額が不用額として出されております。工事請負費のほとんどが繰り越しと、そのあたり執行残だろうと思われまうのが出ております。それとね、もう聞きません、面倒です、聞くのが。同じことの繰り返しだろうと思います。ぜひ教育委員会でも入札を執行したら、すぐ予算の整理をする。そして、そのお金は他にも十分回せませう、教育委員会の中でも使えますので、やり方次第では。もう少し勉強して適正な予算執行をしていただきたいと思ひます。でないと、中学生は3年生になりますと、もっと学校にいるときにこういうのができたのになあと悔しい思ひをしながら卒業する、小学生も一緒ですが、6年生はそうです。翌年度に繰り返しますと、その予算の効果というものを受けて学校を卒業していくわけでありませうので、ぜひ予算を全部使い切って、無駄なことに使う必要はありません。適正に使って、その子供たちに効果を出してください。強く要望いたします。

以上をもって終わりたいと思ひますが、繰り返しますが、予算執行繰り越し等はなるべくないように適正に使って、節約するのは大いに結構です。そして来年の今、我々に向かつて、これは節約して、節減をしてこれだけ残したと言へるように、ぜひやっていただきたいと思ひます。

終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

これで5番、明石委員の質疑を終結いたします。

他にございませうでしょうか。

#### ○13番（美島盛秀君）

一般会計の決算書で、今までの各委員の皆さんに答弁等がありましたので、まとめて私は質問をしたいと思ひます。

まず、6ページの町税、8ページの分担金、9ページの民生費負担金あるいは使用料あるいは保育料、こういう徴収をする税金等、この不納欠損が非常に多いわけなんですけれども、その不納欠損をした理由、先ほど努力をしたけどどうしても徴収ができなかつたということでしたけれども、この中で徴収対策室ではいろいろ努力をされたと一般質問の中でもありましたけれども、この夜間徴収、時間外徴収のときには、それぞれ時間外勤務手当をもらっているのかどうか、ここでそれぞれ各徴収担当課はどれぐらいの額を支払っているのか伺ひます。

#### ○税務課長（池田俊博君）

税務課では、夜間徴収をやっていたら、各職員にはそれぞれ時間外手当を支給していますが、その詳しい金額は今手持ちにございませうので、また調べて連絡したいと思ひます。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

保健福祉課の中では、特別会計になりますけど、該当するかどうかわかりませうけども、保健福祉課としては、国保の中で特別徴収対策費ということで国からの補助金がありまして、その中で利用しているわけでありませう。おおよそ、正確な金額は持ち合わせておりませうけど、約40万前後つぎ込んで国保税の徴収に当たっているということでありませう。一応関連した時間外ということで答

弁します。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

---

再開 午前11時26分

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

休憩前に続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

○税務課長（池田俊博君）

先ほどは失礼いたしました。時間外手当ですけど、税務課の課目では、予算上61万3,000円、支払い額が60万7,160円となっています。これは夜間徴収に限ったことではなく、一般事務全部入っておりますので、ご了承ください。

○保健福祉課長（松田一郎君）

先ほど答弁した中でちょっと修正いたします。収納対策に特別かかる時間外については77万円ということで修正方をお願いしたいと思います。

以上です。

○総務課長（稲 隆仁君）

美島委員の時間外勤務手当ということでございますけれども、徴収だけにと限らず、全体で一般会計でありますと755万7,000円が支出されております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

今説明がありましたけれども、これもこの時間外も町の予算ですよ。また、さらには徴収員4%ですかね、わずかに伊仙町の自主財源が6億強、8.3%という中で、いつも町長が言っている意識改革、職員は公僕であるということをよく言うんですけども、職員が時間外手当をもらって仕事をするということは、私は今後なくしたほうがいいのじゃないかなと思います。やはりこの税金を、その日の生活に困っている人もいるわけなんですよね。高齢化が進んで、お年寄りには老人クラブ等、500円の会費も高過ぎると、今200円の会費でやっているというところもたくさんあるみたいなんですけれども、そういう中で税金を滞納して、それを時間外に職員が時間外手当をもらいながらやっている、私はこういうのは福祉あるいは町民の生活向上、福祉向上には当たらないのではないかなという気がいたしますので、町長、この件に対して、今後時間外勤務手当を出さないと、あるいは徴収対策費ですか、こういうようなのは出さないと、職員にはもっと努力していただくようなことができないか、町長に伺います。

○町長（大久保明君）

税の徴収は公平でなければならないわけです。払った人と払わない人がいて、払える能力があるのに払わないという人と、払える能力は全くないという、2つ分類できるわけですが、前者のほうは、どのようにしたら払ってもらえるかということです。かなり職員の努力もあって、いろんな法的措置を実行したり、水道使用料を預金を、給水停止などをして、かなり町民の意識も変わってきております。

それと、もう一つは、この前も申し上げたように、集落担当職員制度というものを条例化していく中で、職員が集落の1人当たり何人になるかわかりませんが、担当を決定して配置していくわけですので、1人の職員が、例えば20名なら20名は徴収も含めて情報を全部理解していくことになれば、これは担当職員の条例のもとでの責任ということですので、これは夜間徴収はしなくても、昼間でも日ごろ対応できると。朝行って見回り等をするべきことはしていくということになれば、この合計750万という支出は必要が、経費はかなり縮減できるわけですので、やむを得ない状況は、忙しい中で国保税の夜間徴収等を毎年行っていますけれども、これも日ごろからの徴収体制が確立して進んでいけば、夜間徴収の必要性がなくなってくるわけですので、そういうこと等を進めていきたいと思うし、ただ、今申し上げたように、どうしようもない形で夜間徴収がある場合は、これは家族もいるわけだし、それだけの時間に対する対価は与えなければならないと思っています。

ただし、その額を極力少なくしていくということは今努力しているわけですので、額を減らしていくということは十分可能だと思います。

### ○13番（美島盛秀君）

ぜひ今町長が言った集落担当職員、普通集落の同じ顔なじみの人が来て、税金滞納のやつを払ってくれやとか言えば、必ず聞いてくれると思うんですよ。だから、普段のそういう努力、そういうのが私は職員にももっともっていいのじゃないかなという気がいたします。

かつて、いろいろクリーン作戦とか、いろんな行事等に職員が参加しない、1回も顔を見たことのない人などいますので、ぜひこういう集落担当職員を配置すれば、その集落担当職員が中心になって集金対策にも頑張ってもらいたいと思いますので、ぜひそういう職員を育てていただきたいと思います。

それと、この滞納をしている人の中の高額滞納で、業者と呼ばれていた人の滞納あるいは町と関係している土地の賃貸関係とかいろいろ、こういう人の中に滞納というか異常といいたまうかね、高額滞納がいるのか伺います。

### ○税務課長（池田俊博君）

滞納の関係で、法人町民税に関しては、いわゆる業者ですので、これは業者です。

あと固定資産税、町民税に関しては、町と取引している関係というのは、すべてにおいて今滞納のほうはなくなっております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

これは聞いた話なんですけれども、法人税、業者の滞納があるという話を聞くんですけれども、そういう人にも今入札指名に入っているのかどうか伺います。

○副町長（中野幸次君）

税徴収に対しまして、非常に関心を示していただくことに対して大変ありがたく、また指摘に対しては感謝を申し上げます。

答弁に入ります前に、職員の努力についてですけど、徴収で超勤を出さないような努力を今しております。例えば、雨が降った日に行って在宅を確認して行くとか、特に国保の関係などにしたら、そういう努力を今たくさん職員はしているところでありますので、そこらも含めて、なぜかと言いますと、これと関連いたしまして、業者に対して、サービス制限条例の検討の中でもやっておるし、現在もやっておるんですけれども、やはり町の事業等で利益を受けるものは、やはりその責任をきちっと果たさなければ、いわゆるいけない、これを基本にしておりますので、すべてにわたって今二重、三重のチェックをしております。そして仕事に関しては、そういう、いわゆる税の滞納があれば、もうそれは締める段階でも、それ以前にもう除外をしております。資格を失っているということでもありますから、当然指名にはもう加わることはできないと。だから、税徴収に対しては、今非常に我々は町長からの特別の指示もありますけども、それを含めまして、やはりどうしても税徴収の確保ということについては、それは頑張らなくてはいけないという取り組みをしているところであります。

○13番（美島盛秀君）

成果説明書の中に22年度の事業実績の報告があるんですけれども、この指名に入って仕事をした業者、この中には22年度はいないということですね。

○副町長（中野幸次君）

これは入っておりません。

○13番（美島盛秀君）

次に、主要施策の成果説明書の26ページ、27ページ、きめ細やかな交付金年度終了実績報告とあわせて、住民生活に光をそそぐ交付金年度終了実績報告の中で、23年9月30日、まだ9月30日、期限が来ていないわけなんですけれども、その中で完了したのが23年3月30日のナンバー3と4、それから27ページのナンバー4、5、6なんですけれども、この完了していない事業について、どういう段階なのか。そしてまた、今回の議会は27日が会期末です。9月30日で完了するのであれば、これを認める、この事業を認めるわけにはいかないと思うんですけれども、そこらあたりの、どういう考えをしているのか伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

きめ細やかな交付金事業の年度終了実績報告ということで、事業完了が平成23年9月30日と整合性がないじゃないかということでもありますけども、確かにご指摘のとおりでありますけども、事業

開始を行った3月15日時点での工期が9月30日までということで、そのうちに2月15日に発注したものにつきましては、3月30日で完了しているものも2件、そしてまた、光をそそぐ交付金事業におきましても、光をそそぐ雇用創出基金3件については完了しているという形でお示したところでもあります。あくまでも9月30日というのは工期ということでご理解をいただきたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

今の説明では、工期は9月30日で。

○総務課長（稲 隆仁君）

繰り越し事業として、要するに22年度事業なんだけど、明許繰越をして工期的な形での示しです。

○13番（美島盛秀君）

じゃ全部完了をしているというふうに受けとめていいわけですか。

○総務課課長補佐（田島輝久君）

きめ細やかな臨時交付金及び住民生活に光をそそぐ臨時交付金というのは、平成22年度の国の補正予算で確定されたものでありまして、町のほうでは2月に申請をされております。

臨時交付金の申請が3月5日です。国のほうとしても協議して、一応繰り越しができるということで繰り越し承認をいただき、平成22年度で完了したものは、ここで3月30日となっております。

小学校と中学校の事業については、3月の議会において繰り越し承認をいただいて、一応6月の報告で繰り越し事業として報告はさせていただいております。

あくまでもこれは22年9月30日完成予定でございまして、事業実施のほうはまだ延びる、あと教育委員会のほうにちょっと聞いてみないとわかりませんが、若干延びる可能性もあるかとは思いますが。

あとその次の道路台帳作成事業のほうは、7月29日一応予定どおり完了しております。

庁舎ネット内の整備事業においては、今現在進行中でございまして、今サーバーの入れかえが現在終わっております。

あと消防車の整備事業については、一応ここで9月と明記されておりますが、6月の議決をいただいて、今震災の都合で製造のほうが遅れまして、3月末の納付を予定しております。

生産対策向上云々に対して、今協議会のほうに町としては補助金を出してございまして、協議会のほうで23年度末に向けて運営をしております。

あと住民生活に光をそそぐ臨時交付金についてでございますが、地域見守り実態調査については、今現在、保健福祉課のほうでこれも繰り越して、これは老人福祉の事業計画をつくる予算でございまして、今現在、契約は行っておりまして、一応3月末で完了を予定しております。

学校の図書館整備事業については、学校の図書購入で今現在契約を済んでございまして、まだ執行見込み残がありますので、これも年度末まではかかると思います。

中央公民館の図書館整備事業ですが、これも現在進行中でございまして、これも多分年度末までは図書の購入、期間を置いていいのを選ぶということで、年度末を予定をしております。

光をそそぐ雇用創出基金というのは、基金積み立て段階で完了ということで国のほうから示されておまして、これが24年度までは一応基金で積んでおりますが、24年度までには全部使いこなさないと一応補助金の返納ということになります。

以上でございます。補足説明を終わります。

#### ○13番（美島盛秀君）

それでは、22年度予算を執行できなくて、23年度に繰り越した事業においては、23年度の3月31日末が完了の時期だということで受けとめていいですか。23年度、年度末で行くわけでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

これで13番、美島委員の質疑を終結いたします。

他にございませんでしょうか。

#### ○7番（永岡良一君）

分担金及び負担金なんですけども、これ不納欠損が251万7,700円ということで、不納欠損はどうしても仕方ないところもあると思うんですけども、これ未収税の額6,300万あります。

ただいまこういうふうに残が残っていて、今現在徳之島3町で土地改良区の設立、1ページと8ページの分なんですけども、このように不納欠損はいたし方ないところもあるとは思いますが、6,300万ほどの収入未済額がありまして、現在徳之島3町で土地改良区の設立ということでやっておりますけども、これが果たしてあと3年後、5年後に通水しまして、できることになっても、このように我が町では負担金、分担金等が滞納になっておりますけども、これを果たして他の2町がこれほどの未収額があれば、果たしてできるのかと、この未収に対して、今耕地課のほうでどのようなやり方でやっているのか、現在これは土地も使って十分収入が、十分とは言えないんですけども、収入があるはずなんですよね。これほどの徴収ができないというのはなぜなのか、お伺いいたします。

#### ○耕地課長（大山秀光君）

分担金のほうをお答えいたします。

6,300万円ほど滞納がありますけども、不納欠損はいたしておりません。これは個人の負担でございます、不納欠損のほうは。土地改良区のほうは、申請事業であり、受益者の賛成を得て、同意を得て事業を申請しております。また、受益者に負担させることを事前に説明をして事業に入っておるわけでございます。そしてまた、基盤整備により畑の利便性が出てきまして、個人の財産を形成する関係上、土地は永久にあるわけですので、不納欠損は耕地課、私は今までやっておりませんし、またこれからもしてはいけない事業になると思います。

それから、徳之島の用水の関係でありますけども、今設立に向けて手続を進めておりますけども、12月をめどに徳之島土地改良区が設立する予定でございます。それに関して、滞納がなぜこれだけ

あるかということです。確かにそういう理由でありますけども、今後こういったものを少しずつ整理をしていって、法的手続きができるものであれば、そういう方向に進んでまいりたいと思います。

以上です。

#### ○7番（永岡良一君）

こういうものは、やはり土地をつくった、また水が飛ぶということですので、もう私たち農家全体、町民、農家の方々にすごくいい事業なんですけども、このように滞納が多ければ大変だと思います。

それで、他の2町ですけども、この分担金及び負担金等に対してのこの収入未済額というのは出ないものですか。

#### ○耕地課長（大山秀光君）

両町のほうは詳しくは把握しておりませんが、両町あることはあります。伊仙町とそのやり方は変わらない状態だと思います。

#### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

7番、永岡委員の質疑を終結します。

これで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時58分

---

再開 午後 1時09分

#### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

質疑を行います。

#### ○12番（上木 勲君）

まず、先ほど来、福留委員あるいはその他の委員の皆さんからいろいろ質問もあったり、あるいはまた町長答弁もあったり、いろいろあったんですけども、これ平成22年度の成果説明書と、こういうふうに書いてあるんですけども、これが実績証明書あるいは収支報告書みたいな感じのところもあるということで、これはやっぱり決算でいろんな問題点を明らかにして、来年度の予算措置に持っていくといったことでもありますので、やっぱり本当に計上された予算が有効に活用されて、どうなった、どういう成果を上げたかと、あるいはまた、この事業執行に当たって、いろいろな問題点があって、なかなか予算どおりうまくいかなかったとか、そういうようなこと等をして、そして次に来年度はまたそれを参考に予算措置をしていくということに活用していかなければならないことでもありますので、ぜひ何回も今まで成果説明書ということで、そういうふうなことを踏まえた内容のある、いわゆる法律にのっとるようなことに頑張ってもらいたいといったことを、今までずっと議会にもありました。ここにもこの議員必携にもあるいは法律にも、成果とは、予算執行の単なる実績やデータではなくて、施策の実現を目指して措置された予算執行によってなし遂げ

た効果などと着目して決算審査を締めくくり、この成果説明書を大いに活用したいものであると、こういうようなことでありますので、ぜひそういうふう頑張っていたきたいと、こういうふう

に思います。  
去年もそういうふうな、今のような内容で決算書を注視していくというようなことで、たしか総務課長から答弁があったと思うんですけど、総務課長、来年から何とかそういうふうな努力できますか、ちょっとご答弁をお願いします。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

先ほど来、委員の皆さんからいろいろご指摘を受けているところでありますけど、私たち執行部、課長会でも勉強をしながらということで、決算の取り組みを今ご指摘のとおり、予算の効率的な執行、そしてその効果、そしてその改善点を見出すべく決算書の作成ということを目指しておりましたけれども、まだまだご指摘のとおり、その事業の成果もろもろを含め説明不足等があり、問題点が見えてこないというご指摘を受けております。

今後におきましては、今、課長会等で勉強会を行っているところは、PDCAサイクル、p l a n——計画、d o——実行、c——チェック、そしてさらなる実施、改善点を見つけた効率に予算編成、予算執行ということを目指しておりますけれども、今後とも次回の決算段階でこういう指摘は受けられないような形に努力してまいりたいと思います。今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

#### ○12番（上木 勲君）

ただいま総務課長の説明であったように、ぜひそういう形でこれが前向きによくなっていくように期待をいたしまして。

次に、前の議会でもあったんですけど、この予算、決算全部に該当もするわけですけども、いわゆる地方自治法では単年度決算で、この予算は自治体は会計年度が4月からになっている。

3月31日で締めて、そういうふうな単年度予算であるということで、それを越えてあつてはならないと、年度を越えては予算の補正あるいは執行はあつてはならないと、こういうことが、いわゆる自治法で厳禁になっているんですけども、せんだってのあれで、相当反省もしているということでしたんですけども、来年の平成24年度ぐらいからはそういうようなことで自治法あるいは法律の精神に基づいた会計処理はきちっとやっていけるかどうか、ちょっとついでに答弁を聞きたいと思います。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまのご指摘は、予算執行等につきまして年度内でこれすべて終了しなければならないということだと思いますけども、6月議会等でも出ましたあの件につきましても、補正等あるいは調定等は年度内3月31日をもってこれを動かすことができないと、それは実行しております。

そしてさらに、4月、5月の出納閉鎖期間後実施し、徴収、それから事業の執行の支払い等の残を行っているというふうなことでありまして、決して予算執行を年度を越えてはならないという提

示についてはそのとおりやっているつもりでございます。

しかし、指摘を受けましたけども、事業等の繰り越しが多いということについて、ただ年度を越えて事業執行ができるということは事故繰り越しと明繰り越しの2件だと思いますけれども、これにつきまして今事業が繰り越し事業が多いということは、もうご存じのとおり、ここ一年、二年民主党政権になってから補正予算あるいは雇用対策ということで、年度中途に2次補正、3次補正で補助事業が出た関係上、それを取得すると、効率のいいと申しますか、100%補助でございますので、そこに申請をし、事業はなおかつ繰り越しして実施しているという現状でありますけれども、しかし、予算の執行につきましては、年度内で一応すべてのものは終了している予定でございます。

今度は、こういうまた新たな事業がありましても、確定した段階で早い事業の執行を目指してまいりたいと思います。

#### ○12番（上木 勲君）

いずれにしろ、年度内、会計年度を留意してそういうふうなことで今後進んでいけるようにできたらいいと思いますので、最善のご努力を期待をしております。

次に、それではこの決算書の1ページの先ほどからいろいろ皆説明もあつたわけですけども、このことについて答弁も、税務課長あたりからも答弁はありました議案ですけども、1ページの町税の件なんですけれども、今伊仙町では先ほど話もありましたように、大体自主財源は6億ちょっとぐらいというような状況で、これから大震災があつたりいろいろ今の財政状況が非常に厳しいということで、これから来年度、今後、財政が非常に厳しくなっていくということにあつて、それでわずか自主財源が6億そこらの中で、地方税もここに調定額が3億2,600万と4,900万1,041円か、このようなことで、不納欠損がずっと計上されてきているということなんですけれども、ここでちょっと考えることは、端的に申しますと、この固定資産税というのは土地とか家とか不動産の税金だと思ふんですけども、ここへ今不納欠損がなつとるわけですけども、この不納欠損された土地、物件、そういうのも現実に今もあるわけですか、ないわけですか、これはどういうことですか、ちょっと尋ねます。

#### ○税務課長（池田俊博君）

今の質問にお答えします。

固定資産税ですけど、これは土地に課税するものであります。またその土地の所有者が亡くなつていたり、転出していたり、あとは行方不明になっていたりという形で不納欠損をせざるを得ない状況が多々あります。我々税務課においても、相続関係を追つてはいるんですけど、なかなかそれが解決できる糸口が見つけられなくて、いたし方なくこのように不納欠損をせざるを得ない状況であります。よろしくをお願いします。

#### ○12番（上木 勲君）

そうしますと、この地主は、所有者はもう今島には不在、あるいは亡くなっていると、こういうことですか。

### ○税務課長（池田俊博君）

おっしゃるとおりであります。一番古いのでも明治以前、慶応時代あたりの名義人の方の土地も実在しているところでもあります。これを後、相続人の方がちゃんとした手続をとって相続していただければ、私どもの課税のほうでもこういうような課税ができるんですけど、なかなかこれができない状態であります。

### ○12番（上木 勲君）

これは法律で何十年かそういう意味で税金も入らない、あるいは家もわからないということになれば、またこれ町有地になるんじゃないですか、どういう、その辺のことをちょっと。

### ○税務課長（池田俊博君）

これはかつて滞納をしていて滞納処分という形でとってあったときがあったみたいですけど、最近の判例によりまして、それをしてはいけないと。個人の財産は個人の財産であり、死亡者課税自体も本当言ったら違法なという判例も出ています。ですから、今各町村で一番の悩みはこの問題であります。どうしても個人の財産を町で差し押さえすること自体もできないんですよ、死んでる方のは。ですから、前回、県を初めとして各税務署等々も相談して、その相続をすることができる相続者、または土地の管理人を設定して、後それに課税するという方法しか今のところはない状態であります。

### ○12番（上木 勲君）

何か国の方針にもなっていないということであるんですけども、ぜひまたこれからもまたその辺のことを勉強して、国へ方針なんかも言ってまいっていろいろ措置をしていきたいと思います。

いずれにしろ、こういうふうなわずかの自主財源がこういうふうにならぬといたことで、落とされるということは、今の、余裕があるところだったらいいか悪いかわかりませんが、大変ですので、今後ぜひ、後からとる、後からまたあれというのは何ですので、原案どおり先ほども出とったですけど、ぜひ徴収率を上げて、税金は大体決められた税額は徴収するように今後各課分担金あるいはその他いろいろとあると思いますので、頑張ってもらいたいと思いますが、そこで、町長、何か役場職員皆さんがいろいろ頑張っているけれども、構造がやっぱり住民に対して税金を1万円でも払えばその10倍にもして皆さんにお返しできるんかといったことで、本当に町の執行部が住民説明会などをして、住民に納税思想、納税意識というのをもっとまた訴えていく。

そうしてまた税金の公平性という点からも、きちっと、もちろん対応はされているとは、法的対応もしているということでもありますけれども、それするということで、やっぱりしなければ何か変なことになるんじゃないか、不平等にもなると、こういうふうになりますし、何か私は町長は、就任当時はきちきちっと物事ははっきりと区別つけていい悪いもやっていくようにして、これは今までのまあまあ何事でも二重丸、丸を書いたらいいというようなことと違って、これから一緒に町は折り目、けじめがついて、きちっとなっていく町政だと。やっぱり勉強していた人だなというふうにしとったですけど、最近だんだん丸くなって、申しわけございません、おるんですけども、そ

ういうふうな考えどうですか。

きちっと住民におりていって、もうこういうのは今、これからの財政状況は特にそういうことでこういう状況だと、町民と一緒に腹割って話して、理解をしてもらって、また訴えて、そうしなければこれは打開策ないと思うんですが、ちょっと町長のご意見を伺います。

#### ○町長（大久保明君）

自主財源確保は、一つ財政問題では、入るを絞り出るを制すると原則がありますけれども、ですから、財源がふえていくためにエネルギーを、労力をどの方向に使うかということも大事だと思います。この不納欠損をもちろん税の公平性からいって、先ほど申し上げたように、払える能力がある人たちが払わないというのは、これは絶対間違いですから、そのところは今後とも法的措置、給水停止などをしながら厳しく対応していかなければなりません。

このことを住民説明会の中でさらに周知徹底、そして町民の意識をさらに改善していくということは必要でありますので、今議会終了後、またそのような今計画を立てているところであります。

そのなかで、今度はさらに税収がふえるためにはどうしたらいいかと、それは例えばこの前の国勢調査時点で、あるいは伊仙町はその調査時点での人口は、住民票の人口はかなり低いわけです。例えば、住民票は伊仙町にあるけれども、町外にある人たちののは、これは国勢調査では除外されているわけですから、そういうこととか含めて実際の伊仙町の人口をふやしていけば、これは住民税も固定資産税も住宅政策をしながらふやしていくということが、もう一つの大きなエネルギーを使っていくところではないかと思っております。

伊仙町の住民意識もかなり変わってきたと思います。最近では町長としては、住民だけではなく職員にも厳しく接した時期もありましたけれども、やはり職員には上から強制的に言うだけでは反発もあるし、この町のために自分はどうしていくかということのみずからが自覚して責任を持ってやっていくための町長としてのあり方を考えてみたときに、優柔不断ではありませんけれども、優しく接することも必要ではないかと感じています。

上木議員が心配するとおり自主財源が非常に乏しいと、基金も先ほどのあれで6億8,000万前後という状況はまだまだ足りないわけですから、そういった財政をバランスをとりながら、この町のためになる政策は予算を優先順位をつけてやっていくということは大事だと思うし、そのために町有地を民間の方々に住宅をつくってもらって、定住人口をふやしていくとか、企業誘致のための今個人的に農業生産額を50億を目指していこうという——済みません、じゃ終わりますので、そういうことですから、ご理解いただきたいと思えます。

#### ○12番（上木 勲君）

町長のぜひ、集落なんか行って住民とも対話をして理解しながらしていただきたいと思うんですよ。これは次に今質問することですけども、伊仙町は金持ちだと言っている、徳之島町あたりにこの間聞いたら。というのは、ご飯炊く水も徳之島町で買って伊仙町はご飯炊いていると言っている。

そういう話を私は聞いておるんです。私も商売柄、水商売をしている人間ですから、いろいろ聞

くわけですけども、何か伊仙町が一番よく水が売れると。僕もそんな半端な金じゃないということ言ってるわけですよ。

そこで、水道課にこれは38ページ、水道事業の繰出金というところで一般財源から1億7,776万5,000円という、17億ですわ、それは今の水道の配管工事等もあるわけですけども、しかし、水道の使用料が、後からこれは特別会計があるからそのときにしようかと思っただけ、こっちに載つとるからついでに言つとるんですけども、これだけ毎年毎年皆さんはもう、水道は仮に1億分したら料金は半分も入らんということは、ずっとこれは普通だと、これが、いうことになっておるんで、この辺のことについて、学会の新聞とかいろんなことを見ても、水道が60項目か、いろんな隔離とか調査をして一番いいんだと、安心だということで水道事業をやっているわけだから、そういうことを広報紙なんかの文書でもって知らせたりして、住民に、僕らはもう昔田んぼの水を飲んで飲んで今まで大きくなつとるから、水道の水しか飲まないですよ。

そういうことを啓発活動をする必要もあるんじゃないか。そのようなことについて、水道課の課長にちょっと、話を、説明をいただきます。

#### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

上木委員、今のは1億7,700万です。（発言する者あり）水道課長。

#### ○水道課長（中熊俊也君）

平成20年度から小島を皮切りに、老朽管の布設工事を行っているわけでありまして、この布設工事によりまして、無駄な水というか、パイプが割れたりしてよそに流れたり、あと漏水等の対策になっていまして、かなり有収率、金もらえるお金の節約がかなりもう西部地区のほうからできてきています。要するに経費を抑えながら、収入をふやすということが健全経営につながるのだと思いますので、とりあえずこういう修理もしていきながら、徴収もふやしていくほうがもっともだと思っています。

昨年度は給水停止は行わなかったんですけども、今年度は約6件の給水停止も行いまして、今後順次給水停止——私の意図としないところではありますが、町民の良心を期待したわけなんですけれども、どうしてもわかってくれないとこは給水停止せざるを得ないなという判断で、順次給水停止を行っていく。そして徴収とか収入額をふやしていかざるを得ないなと思っているところでもあります。

以上です。

#### ○12番（上木 勲君）

ぜひ今は中心に小島西部地区の配管工事、水道施設インフラ工事でしたんですけど、今言う水道の維持管理費に対して、1億ぐらいの繰り出しをしているわけじゃから、その辺のこと使用料をもっと使用料の回収を上げるように最大の努力をこれからしていただきたいと、こういうふうに期待をいたします。

次に、40ページの目5の園芸振興策といったことで、事業なんですけれども、このことについて、

これはハウス事業、奄美創出事業という、これは打越代議士とか徳田代議士とか代議士あたりでも、非常に何かすごい奄美のソフト事業ということで、宣伝をしている事業だったわけですけども、これ取り入れしたことはいいことなんですけれども、この事業について、私はハウスを見にも行きました。今後こういうふうな皆さんが今組合員がするようになったか、その経緯等についてちょっと伺います。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

ただいまの質問にお答えします。

事業全般に対して言えることなんですけども、事業する中で園芸の事業、来年度の事業に関しましては、今年度7月あたりの単年度事業の協議というものがあります。県と市町村のほうで協議をしていくわけなんですけども、来年度の事業に関して協議をして1年前に協議を済んでいくということでございます。

その中で、この奄美創出の事業に関しましては、2年越しの計画を2年前からやっております、22年に事業としては完成したわけなんですけども、20年度にさかのぼってどの人たちが、組合をつくる段階で初めに4軒の農家が組合に参加すると、その後1軒がやめて最終的には3軒の農家で組合ができ上がったということでございます。

その中で4軒で事業料も、済みません、明細書の48ページをあけていただきたいんですけども、ハウスの整備面積が3,024a、3反2畝ぐらいの面積なんですけども、3反の面積なんですけども、まずは4人で3反をつくろうと、3反のハウスを整備しようということで、20年度に組合が立ち上がって始めた。

その中で1人脱落をして、どうしても3反は整備しなきゃいけない事業ですから、3人で振り分けてそれぞれの面積でやっているというような状況でございますので、とにかく2年前にさかのぼって計画をして実施をしているということです。その中で、4人から3人になりというような形で、事業の縛りとして3反以上、3戸以上の農家が集まった集団でなければいけないという縛りがありますので、それを遵守した形の10戸ということをご理解いただきたいと思っております。

#### ○12番（上木 勲君）

4人、当初事業計画した時点では4人希望者があったということなんですけども、この事業は、国県が2分の1、2分の1ですか、二千何百万の国県の金が入っている事業で、もちろんハウスをとられた方はまた自己負担金もそれぞれあるわけですけども、町、国、県のあれがやっぱり2,000万もあれが入るという事業で、こういうものは今ソフト事業で、国の奄振予算で力を入れている非常に期待されている事業だといったようなことからしますと、もっと事業を計画するときにもうちちょっと幅広く、いろいろこういうハウスなんかとって頑張ってみたいという人がもっともとおられると思うんです。

だから、これはそのときにこの事業を始めるときに、もっと町民なりに知らしめて、そして希望者にあれしていくというような形にすべきじゃないかというふうに思うわけです。

その辺のことにもうちょっと配慮が足りなかったんじゃないかと思ったりするけど、そんなようなことはどう思いますか。

○経済課長（樺山 誠君）

確かに我々6月の議会でも皆さんに申し上げたとおり、我々経済課、役場としての仕事の第一は知らせることだと思っています。その知らせる仕事を我々自分なりに今しっかりしているんじゃないかなと思っています。

昨年11月から「経済課通信」というものを2カ月に一遍発行してございます。

その中で、事業に関するお知らせ、あるいは今経済課でやっていることのお知らせ、そのようにちゃんとできていると思うんですけども、それでも見ていないという方もいらっしゃいます。

その中で、年1回ではありますけども、「総合農談会」という形で6月に、昨年度はちょっと8集落というか8会場ぐらいしたんですけども、ことしにおいては参加者が非常に少なく、22カ所でやっているところです。その中で、参加者も非常に昨年と比べると多くなってきていると。

ですから、まず、我々経済課としてやらなきゃいけないこと、知らせることに重点を置いています。その中で、やはりそれでも知らないというところがありますんで、もっともっと知らせる方法を勉強しながらやっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○12番（上木 勲君）

これは県の事業が3反という縛りもあるということですけども、国がこの事業総事業費見ると3,486万ということで、国庫補助金が、国のお金が1,743万円入って、県の補助金が580万入って、そういうふうなこれは二千二、三百万の金が入って、その補助金が、結局は3人に行くということになるわけです、その補助金が。だから、もっと広くそういう希望者に手だてをできるあれも私はあるんじゃないか。あるいはまた、こういう事例の場合、そうしたほうが結局は効果が上がるように思うんですけども、その辺のことはどうですか。

○経済課長（樺山 誠君）

誤解のないように再度申し上げますけども、この経済課の事業というのは個人への事業じゃございません。組合に対して補助をしているということですので、この点をご理解をいただきたいと思っています。いかなる場合も個人に対しての、農家個人に対しての助成ではないと。ですので、組合というのをつくっていただいて、その組合に対してやると。組合の中には規約もあるし、決め事もあるというようなこととございます。

あと今、何件かハウス事業をやった中で、申し込みをなされている方がいます。いるんですけども、一番が個人に補助金を投げるわけにはいきませんので、組合をつくっていただきたいと。

そのかわり3反なんですよという話をするんですけども、組合をつくるのに今苦労しているという状況でございます。

ですので、我々としてはちゃんとそういう方はしてはいるんですけども、事業としてできるだけ面積と組合の人数がそろわないというのが状況です。

○12番（上木 勲君）

今の場合、たまたま組合員が3人ということだったのでそのようなことですが、もっと組合員も増やせるような、そして事業執行できるようにしなければどうかなあというふうなあれもありますので、そういうことにしていただきたいと思います。

この場合、いわゆる組合員であれば、ここに伊仙町での農業に対する実績とか、そういうことがなくてもできるわけですか。伊仙町である程度農業して、農業で本当に税金も払ってあれしてるという組合員であり、またそれでなくても仮に今まで大阪において、ここへ来て農業をするんだといった人でもすぐ入れると、このようなことはどうなるんですか。

○経済課長（樺山 誠君）

町内の在住であるということは条件の中に入っています。あと、その中に認定農業者が何人か入っていると。3人全員が認定農業者ではなくていいんですけども、入っていると、あるいは来てちゃんと農業をしたいと、ちゃんと計画性が認められればいいのではないかと考えています。

○12番（上木 勲君）

そういうことなんですよね、結局農業所得を上げて、そしてまた町に税金も入るといようなことでなければならぬと思うんですけども、この今、施設園芸、ハウスなんかを、今までハウスもやっています、ずっと今まで、過去にも、そういうような何か会、組合みたいなのかなんかあって、そして経済課がそれを指導しているとか、指導をしているというあれはあるんですか、施設園芸の、ハウスを中心とする。

○経済課長（樺山 誠君）

ちょっと今、ちょっと今のもう一度お願いできますか。

○12番（上木 勲君）

今までに町でも農協でもいろんなハウスをつくって、納税者あるんです。

ところが、回ってみても、もう何もつくっていないと、荒れ果てて、草ぼうぼうだと。

あれでは国・県の補助金を持ち込んで町のあれを来て予算措置をして、何か草ぼうぼう荒れ放題だということでは、私はそれは何の役に立たないんじゃないかと。だから、実際にそこでハウスをつくったマンゴーあるいは作物をつくって、それを売って、町に税金も入っているかどうかということを知りたいわけです。

○経済課長（樺山 誠君）

今まで導入したハウスを我々精査した中で、今データとして持ち合わせてはないんですけども、6月議会だったと思います。その中でハウス、どのハウスはどうか、結局植えつける前の、植えつける前に雑草が生えているような状況というのもありました。その中で、いろんなハウスがあるんですけども、確かにやめたハウスも何件かあります。それはデータとして出してありますんで、もし必要であれば6月の議会でも報告はしたと思いますけども、そういうようなのが出ています。ハウスが何カ所あって、何カ所においてこういう状況なんですよというのが出ています。

それとあと、納税状況というよりも、申告状況も6月の議会で報告した記憶がございます。

○12番（上木 勲君）

それで、ぜひハウス園芸、そういうような会あれをつくって、経済課が相談にも乗って、そして指導して、せっかくの施設ですので、十分機能が発揮できるように経済課が指導整理を発揮していただきたいと、こう思うんですが、そのようなことについてまた課長の話を。

○経済課長（樺山 誠君）

今それぞれ花であれば花卉部会、マンゴーであれば熱帯果樹生産部会、そういう部会がございますして、これには経済課のほうで事務局を持って、そういう研修会を年何回か時期を見てやっているような状況でございます。

○12番（上木 勲君）

そういうことでせっかくの施設ですので、その機能が十分発揮できるように町はもう経済課が一番あるんですから、財を生み出すところの課でありますし、努力をいただきたいと思います。

期待をしております。

ほーらい館、これは同じ今度は23ページの目10の徳之島交流ひろば「ほーらい館」、ほーらい館会計もあるようで、そこで言われたんですけども、一応ここに出ておりますので質問するわけですけども、このこの予算計上ですけど、ほーらい館の目10の徳之島交流ひろば「ほーらい館」にも、24ページ、6,775万の繰出金が、あれはここには繰出金ということで一応のっておるんですけども、この会計処理のあり方について、前にも問題にはなって、たしか答弁をいただいたかと思うんですけども、これ来年度あたりからは、この職員手当、こういうのはほーらい館会計のほうにできると、こういうことは今考えていますか、このほーらい館の。

○総務課長（稲 隆仁君）

以前の一般質問等でもこのお話が議題として上がったこともありますけれども、人件費等全部ほーらい館特別会計という形で、完全に別個の会計にしますと、すべてを別個にしなければいけないということで、予算書、決算書もろもろ含めて、それは逆に膨大になるという、ただ何をするとかしないとかということじゃなくて、必要性をどう対応していけりゃいいのか、その後もちょっといろいろ思案しているところでありますけれども、予算書の作成が全部変わってくるという関係で、事務量が大幅ふえましたので、そういう関係で今やっているところでありますけれども、しかし決算の段階におきましていつもご指摘受けております費用対効果、それを考慮に入れて決算くくっているわけでありまして。その中に単年度が病院等への医療費等の負担額がどれぐらいなったかというところ、本来ならばもっともっと早い段階で追求してその結果を出さなければいけないところでもありますけれども、そのところが若干対応がおくれているところはありますけれども、しかし、ほーらい館の効果というのを考えたときに、そこまで行って医療費の削減、どれぐらいの軽減があったかを調べて、初めてほーらい館の効果というのが示せるんじゃないかなという思いがあります。

そこで、そういうところ作業的に進めているところでありますけれども、なかなかスムーズにいか

ないところがありましたけれども、今後努力をいたしまして早い段階でそれが示せるような決算の作成を行ってまいりたいと思っております。

#### ○12番（上木 勲君）

このほーらい館特別会計も問題ないかと思っ、そこでしょうとも思っったんですけど、やっぱりこれに6,775万ということをや約7,000万近いあれが、伊仙町のこういうふうな財政規模でこれは大変な金額でございますし、いつでも先ほど今言いました健康の医療費の削減になると、いろいろその他いろんな付加価値があると私も認めておりますんですが、それで別に費用対効果だけで行政というのはできることではないと思っはおるんですけども、しかし、6,700万というものは非常に負担がこれからの財政の流れを見ても大変なことだと思っおるんですが、例えば町長はこのほーらい館のことについては、経営意欲のある、そういうふうな意欲のある人に何か業務委託なんか、民間委託なんかして、やっぱりまた援助する道は援助して、そしてそういうふうにもた民間力をまた生かしてやっっていくように考えようといったことは話されておるんですけど、その辺のことについては今何かそういうことを考えて、進めたりしておられるんですか、お伺いします。

#### ○町長（大久保明君）

ほーらい館の運営に関しましては、町から6,700万強の費用を含めてですけれども、導入をしていると、それだけの効果があるのかということに関しましては、大変膨大な町の財政を投入しているわけでありまして。医療費の縮減等は今算出中でありまして、いかにもほーらい館、「百菜」を含めていろんな交流が毎年のように伸びてきているという現実もあるし、また、ほーらい館が全島からいろんな方々が来たり、それから「百菜」には町・島外からもいろんな人たちが来るようになってきたという状況の中で、今がほーらい館、「百菜」は発展段階、成長している時期であると思っおります。職員も民間の方々と同じような意識を持って今仕事を一生懸命している状況であります。

また、いろんなインストラクターの方々等、いろんな指導だけでなくて経営にも参画するように今話を進めているところであります。将来に関しましては、一つは、公募という方法もあるし、また今いるそういった初め、町の職員以外の方々もいろんな経営感覚、いろんな技術の向上など日々責任を持って成長している状況でありますので、その方々の機が熟すといひますか、そういった状況になりつつあると思っおりますので、公募という形で一人の経営者が来たら大きく変わる場合もあるし、またそのことにはいろんなリスクも伴う場合もありますので、これは撤退というリスクもあるわけですので、そのことも含めて長期的な視野で、このほーらい館は今後とも見守っていきたいと今考えてる状況であります。町からの繰入額に関しては縮小していくようにするのは当然であると思っています。

#### ○12番（上木 勲君）

今の財政状況で大きな負担はもちろんあつて、またそれは施設は施設でまたいろいろ良い施設になるわけですが、しかし幾らいい施設であれであっても、財政の裏づけのないのはこれほど

うにもできないわけで、また、金さえあれば、金さえつぎ詰めばどんなこともできるわけですから、今の資本主義社会では、だからこれは財政にこれが費用対効果、財政がイコールなるかどうかいと維持管理等その他、また非常にこれは重要なことで、そういうことでこれからもさらにいろんな関係者の方々の努力はもちろんやっていただきたいと、こういうように思います。

この問題は一応またいろいろありますので、これぐらいにおきまして、それでは次に、44ページの項3の林業費ですけども、19節の負担金補助及び交付金というところで、これは64万6,000円とかなっていますけど、これはたしかイノシシとかカラスのあれです、経済課長、ここは、補助金及び負担金64万6,000円、負担金及び補助。44ページの19節。ここの今度例えばイノシシとかカラスとかそういうことに、それを退治したら補助金を上げるわけでしょう。それが幾らで、どのような基準でそれは支給するのか、その辺のことをちょっと聞いておきたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

この負担金は、前回の補正、助成金だとかそういう項目がありまして、今議員が言っているのは今報償費のことですね。負担金の中にはそれは含まれていないということです。

あと今、佐藤議員の一般質問の中でもお答えしていたところなんですけども、まず、有害鳥獣が出まして、イノシシ1頭につき1万円の報償費というものが猟友会の会員さんに出ますということです。あとカラスに関しては1羽1,000円の報償費が出まして30万の予算と、あとイノシシに関しては1頭1万円で50頭分の50万円ということでございます。

○12番（上木 勲君）

報告かなんか豚の頭でも持ってくるとかカラスは持ってくるとか。

○経済課長（樺山 誠君）

カラスの実績はまだございません。あとカラスに関しては足を、まだ決まっていませんけども——ごめんなさい、カラスに関してはくちばしをお願いする予定でやっております。

あとイノシシにおいてはしっぽを持ってきて、写真としっぽを持ってくるということです。

○12番（上木 勲君）

最近、イノシシが子連れで民家のそこ近くまでも歩いてるとか、あるとかいろいろ聞いて、何か町はあれをキビは全部ひっくり返したとかいろいろ結構あって、だから猟友会の皆さんに何かそれ、勝手にだれがするわけにいかんわけでしょう。皆さんにそういうことができるようにせんないかんのじゃないかなあとっておるんですが、これは今、猟友会の皆さん、何かやってるのか、やっていないのか、退治を、あるいは予算等がなくてできないのか、あるいはどういうふうになっています。何かやってないような話も聞いたりするんですよ。

○経済課長（樺山 誠君）

これは22年度の分に関してお答えすればいいんですか、23年度の今やっているとかやっていないとかいうのは、その辺ちょっと。

○12番（上木 勲君）

さっき聞いたことだから、今年です。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

これで12番、上木委員の質疑を終結します。

他にございませんでしょうか。他にございませんでしょうか。

○14番（常 隆之君）

委員長、質疑してよろしいでしょうか。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

許可します。

○14番（常 隆之君）

それでは、許可がおりましたので、質疑をしたいと思います。

5ページ、去年の決算の報告が出ておりますが、2億2,600万6,606円の残高が出て、今までにない経営全体としてはよい結果が出たのではないかと思います。これも結果が出たというのも、日ごろ議会からの指摘を、注意をよく遵守した結果だと思っておりますが、町長、どのように考えますか。

○町長（大久保明君）

この決算書の中の成果に関しましては、伊仙町議会と執行部の連携がうまくいったということでもありますけれども、それはもちろん議会の方々も、去年度においても決算審査厳しい意見を執行部に追及したということの結果だと思っております。もしそういう厳しさがなかったとしたら、これだけの成果は出なかったということでもありますので、こういう関係こそが良好な関係ではないかと思っております。今後ともさらなる叱咤激励をお願いしたいと思います。

○14番（常 隆之君）

ぜひ執行に当たっては頑張っていただきたいと思っております。

41ページ、畜産振興費、22年度で徳之島営農推進本部あるいは改良委員会への負担金が出ているわけですが、その成果はどのようになっていっているのか、お伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

畜産振興費の中で負担金の部分、19の部分なんですけれども、大きいところで徳之島家畜市場の建設負担金というものということで、今6月から月1回の競り市が開催されまして、それぞれ価格にやっと8月あたりの、9月あたりの競り市からやっと価格に明るい兆しが見えてきているものだと思っております。

あと肉用牛の改良委員会に関しても、今まだ議論の途中ではございますけれども、新しい競り市場に委員会置いたらどうかとかいう議論の途中なんですけれども、その辺はしっかり精査をして決めていかなきゃいけないものだと思っております。

以上です。

○14番（常 隆之君）

改良委員会の負担金があるわけですが、最近私自体も人工授精という業務に携わってきて、改良

が大いに進むためには町内の畜産家が指導的立場にあるわけですので、町内の指導をどのようになされているのか、お伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

畜産農家への指導に関しましては、我々経済課の職員を中心にやるところでございますけども、その中で県の農業普及課と、あるいは農協の畜産課と連携をとりながら進めているところでございます。

○14番（常 隆之君）

町内には10名近くの人工授精師がいますので、ぜひ改良の同じ方向性に向けての取り組みが必要だと思います。22年度は1回も会合を持たれておりませんので、今後はこれが徳之島市場が負担金出していつている以上はこれが大事になってくると思いますので、今後どのようにするのか、お伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

この肉用牛改良委員会に関しましては、事務局がJAあまみのほうに事務局あるわけなんですけども、この辺もう1回申し入れをしまして、授精師の人たちを集めてちゃんと協議をしてみたいと。あと我々町の方針でもあります素牛に優良素牛を残しましょうということをやっているわけですから、それも含めてやってみたいと思います。

○14番（常 隆之君）

3カ町の改良委員会があるわけですので、それに準じて町内でもこれをその方向性へ向けて取り組んでいかなければ一つの方向に向かわないわけですので、ぜひ3カ町と足並みをそろえて、どういう方向に行くのか。それが農家にとって改良の一番基本でありますので、ぜひ指導しなければ、経済課が中心になって指導、徳之島全体の中で取り組んでいくのを、町内の指導者に集まって指導しなければ改良は進みませんので、そこら辺をぜひ指導徹底されるようお願いできるのかできないか、お伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

特に経済課が中心になりまして授精師さん方としっかり協議をして方向性を定めてみたいと思います。

○14番（常 隆之君）

56ページ、町の遺跡調査費役務費の6,000円があるわけですが、伊仙町喜念の幼稚園あるいは歴史民俗館あるいは伊仙診療所、そういったもの等跡地に文化財の発掘した後が置いてあるわけですが、これにシロアリがついているのが現状であります。こういう管理費の中に役務費、これが少ないのではないかと思います、そこら辺どのように考えているのか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

これは町内遺跡調査費の役務費なんです、こちらに計上してある役務費はそういった管理の役務費ということじゃなくて、調査員等の保険を、作業員等の保険をかけたります関係上、その経

費をここに計上してありまして、遺跡等の管理に関しましては今後場所が足りないということで、今計画しているのができれば農高跡地が伊仙町のほうに譲渡できればそちらのほうで埋蔵文化センターなりを設置しまして、そちらのほうで今後管理をしたいと思っているところなんです、社会教育課の希望としましては、できるだけ早く農高跡地が伊仙町のほうに譲渡できたらそういった管理もうまくできるんじゃないかと思っていますところなんです。

ただ、歴民館のほうではもうほとんど場所が足りなくて、いかんせん診療所跡地、あと希望はこの本校舎の横の校舎のほうにある程度は移して管理している状況でございます。

#### ○14番（常 隆之君）

それと、資料説明書の30ページの町内埋蔵文化財整理事業、新規で職員の配置はされているわけです、それと町資料データベース事業、このように職員はそれぞれ整理に当たられているわけですが、その保管状況がまずければ幾ら収集整理しても私は効果がないと、そこら辺の管理状況をどのようにするのか。

#### ○社会教育課長（當 吉郎君）

補助事業で臨時職員等を3名ほど雇っている関係なんです、今後いろんな埋蔵文化財だけではなく、いろんな伝統芸能、あるいは民族関係、そういった、もちろん埋蔵文化遺跡等も含めてなんです、それを将来的には活用して伊仙町の町づくりに発展させていこうということで、補助事業で行っているわけなんです、その皆さんに一応ある重要な一部分はほとんど次々先ほど申し上げました農高跡地の本校舎の横の土地、そちらのほうに移動して行って整備を進めているところなんです。

#### ○14番（常 隆之君）

ぜひ整理をされても、その他の他の状況が定期的に悪ければ、せっかくの文化財が価値がなくなるわけですので、再度委員会等で検討していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○社会教育課長（當 吉郎君）

今いろんな専門的な分野の学者の先生あたりも、今後伊仙町の文化財、伝統文化財等をどのように伝達していこうかということで、委員になっていただいて定期的に審議をして、今後の方向性等を検討しているところでございます。

#### ○14番（常 隆之君）

高齢者肉用牛基金、それと町の肉用牛基金についてお尋ねします。

この間監査報告書をもらいましたが、高齢者等は廃用が2件、そして飼養者不明が1件で合計3頭の減がなっているわけですが、廃用が2件の減額になるものであって、飼養者不明、これは廃用に値するのかもしれないのか。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

高齢者肉用牛の3頭決算で落としてある部分に関しましてなんですけども、まずは1頭が、おっしゃったように、廃用が2頭と完納というのがされている、その1頭分で3頭ということでございます。

ですから、飼養者不明が入っていないということです。21万7,000円という完納されている部分があるんですけども、その部分が落ちているということです。廃用2頭とその分3頭が落ちているということです。

○14番（常 隆之君）

それは廃用するのではなくて、現金で運用する方向性でいかないと、基金の運営上まずいんじゃないですか。完納されて現金があるわけですので、何で減額するんですか、これはおかしいです。

○経済課長（樺山 誠君）

昨年末の状況で29頭あった中で、廃用された部分と完納されている3頭に関して、今片づいているというのかな、これはちょっととらえ方なんですけども、廃用されている牛が2頭とあと完納されている牛が1頭、これに関して事務的にちゃんと処理がされてなかったと、されてなくて今回こういう形で処理をするということで3頭ということになっているわけです。

○14番（常 隆之君）

だから、わかるわけですよ。現金収入して21万7,000円完納であるわけですから、これを減額する必要はないと言ってるわけです。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

---

再開 午後 2時42分

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の説明を求めます。

○経済課長（樺山 誠君）

高齢者牛導入基金に関しまして、3頭廃用の件なんですけども、まず廃用、番号のナンバー6とナンバー8は廃用ということで、ナンバー18の完納されている部分に関しましては、処理がされていなくて完納（廃用）という形でございます。平成9年の12月27日に21万7,000円のお金が入ってきておりまして、完納されていたんですけども、事務処理がちゃんとなされていなかったということでございます。それで3頭を廃用するというところでございます。

以上です。

○14番（常 隆之君）

そこで町長にお伺いします。伊仙町税条例、伊仙町肉用牛特別導入基金施行条例規則の中に、16条、町長は導入対象者の計画書の達成、飼養管理技術の向上のため定期的（毎年1回以上）指導を適切に行うものとする。よろしくお願ひします。

○町長（大久保明君）

常議員の質問にあったとおり、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例施行規則の15条から16条にかけまして、町長の果たすべき役割と指導について書いてあります。16条の飼養管理技術の向上等のため、定期的（毎年度1回以上）の指導を適切に行うものとする、町長は前項の指導を行うため、推進指導委員会を設けるものとするというふうに条例でうたわれていますので、このことを早急に実行していきたいと思います。

#### ○14番（常 隆之君）

ぜひ伊仙町の産業の一番はサトウキビ、その次バレイショ、その次畜産でありますので、3本柱の畜産が今このようにして停滞しておいては、町長が50億を目指しているわけですので、ぜひ50億を目指しておりますので、町長の指導監督をこれからも推し進めなければならないと思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、29ページ、ふるさと雇用再生特別基金事業「百菜」、それと堆肥センター黒豚生産グループの事業があるわけですが、これは22年度ではいいわけですが、24年度以降この基金がなくなるわけですので、今後の計画はしっかりしなければ3年間の実績が評価されるものだと思いますが、今年度はぜひこの事業がスムーズに行われて、自立できるのかできないのか、今後の見通しについてもっと指導しなければいけないのではないかと考えますが、どのようになされるのか、お伺いします。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

常議員のおっしゃるとおり、この事業はこれで終わりでありましたが、この目的はブランド「百菜」、1次産業が売れて、加工業と販売業をかき合わせた6次産業化、これに向けた雇用を創出するという事で「百菜」に援助しているわけでありまして、今後こういった取り組みは経済課と一体となって今年度中に取り組んでいかなければならないのではないかと、「百菜」のほうではそう思っております。

あと黒豚生産事業においても、いよいよこの前店もオープンいたしまして、だんだん軌道に乗つつあります。黒豚の生産場においても多頭飼育化しておりますし、これが町内全域にわたって生産者が多くなれば、この事業が完結したものと考えられますので、今後の町内の育成者向上に向けても努力していかなければならないんじゃないかと思っております。

あと堆肥センターにつきましても、今この事業で去年の9月ごろからこの事業を取り入れてやっているわけですが、来年度におきましても、ハカマはバカスと原料を今やっているわけですが、これに堆肥を組み合わせた工法も考えながら、与論町あたりこの前出張のついでに堆肥センターも視察したわけですが、この中でも与論町では堆肥を取り入れた原料を主としているということで、非常に農家にも人気があるということでありましたので、伊仙町の堆肥センターでもこのような取り組みが今後必要じゃないかと思っておりますので、これについても来年に向けて順次努力していきたいと思います。

#### ○14番（常 隆之君）

24年度から一般財源で持ち越し、繰り入れ等がないように今年度でこれが終わるわけですので、それに向けて決算書は議会には提出できるのかできないのか、お伺いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

「百菜」に関しての状況をご説明いたします。

決算書を「百菜」の総会はまだ実施していませんですけども、実施した後に決算書を提出いたします。

あと堆肥センターにおいても、そのような形で決算書を提出させていただきたいと思います。

以上です。

○14番（常 隆之君）

このように多額の緊急雇用対策で出しているわけですので、議会の資料提出をよろしくお願ひします。

47ページ、農業者年金加入状況、農業委員の皆さんが今年は若返っておるわけですが、例年伊仙町の加入件数が少ないわけですが、何とかこれを努力していかなければいけないわけでありますが、現状はどのようになっているのか、お伺ひします。

○農委事務局長（仲 武美君）

農業委員の年金加入状況ですが、39件のうち、2名の方が加入されています。

また、今回農業法改選がありまして、若い農業委員の方々が五、六名いますので、この方々にお願ひをいたしまして、国民年金の加入をしていただいて、また農業者年金にも加入していただきますようお願いをしたいと思います。お願ひしております。

○14番（常 隆之君）

農業委員が今回新たになったわけですが、国民年金に加入された人何人いますか。

○農委事務局長（仲 武美君）

加入されている方が12名ほどいますが、この方々に限って現在免除申請等で行っているのが状況であります。

○14番（常 隆之君）

ぜひ農業委員会としても、自分たちで委員として活躍しているわけですので、その辺の自助努力が発揮できなければ大変厳しい評価を受けるとお願ひしますので、その辺の指導状況を局長として今後どのように取り組むのか。

○農委事務局長（仲 武美君）

農業委員会でも毎月1回総会を開いておりますが、総会の終了後に年金の加入とか、農業新聞の促進とかに話し合いをいたしまして、認定農家の農業者の方々に主にお願いをして推進をしていくように行っております。

○14番（常 隆之君）

町長、今の件に関して町長として指導あるいは助言等はできないのか、お伺ひします。

○町長（大久保明君）

今局長が答弁したとおり、農業委員会の方々はそれだけ責任と、それから農家を指導していくという責任もあるわけですので、全員が加入できるように推進していきたいと思います。

○14番（常 隆之君）

ぜひ農業者年金とゆとりある農業者が一人でも多くするためには、農業委員みずからが加入し、国民年金に加入していただかないと、なかなか難しいと私は思いますので、ぜひみんなで一つずつ取り組んでいかなければならない問題が多々あると思います。全員で取り組んでいけるようにみんなでしていけば、スムーズにこの問題も解決していくものだと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

他に質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

なければ質疑を終結いたします。質疑なしと認めます。

認定第1号について討論を行います。討論ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

討論なしと認めます。

これから認定第1号について採決します。

お諮りします。

認定第1号を認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

△ 日程第2 認定第2号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第3 認定第3号 平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算

△ 日程第4 認定第4号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第5 認定第5号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

続きまして、認定第2号、平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、

平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第5号、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての4件を一括して議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

質疑なしと認めます。

認定第2号から認定第5号までの4件を一括して討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号から認定第5号までの4件を一括して採決します。

お諮りをします。

認定第2号から認定第5号までの4件を認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第5号、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上4件は認定することに決定しました。

△ 日程第6 認定第6号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

続きまして、認定第6号、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

調定額が8,197万4,512円に一般会計からほーらい館運営費、先ほども質疑がありましたけれども、3,675万と人件費合わせて6,775万円が計上されておりまして、そのうち3,100万が繰り入れされております。

要するに、ほーらい館の運営費は1億1,372万9,000円ということになると思いますけれども、こ

れでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○ほーらい館長（四本延宏君）

先ほど総務課長がお答えしましたように、この分を人件費を入れるというふうになりましたらそういう計算書に。

○13番（美島盛秀君）

要するに、ほーらい館の運営は1億1,372万9,000円かかっているということだと思いますけれども、町長、将来性という、民間委託あるいは指定管理制度、こういう考えがあるのか、伺います。

○町長（大久保明君）

現在のような状況でいきますと、これは町財政に多大なる負担をかけていきます。先ほど申し上げたように、今ほーらい館も毎年のように利用客がふえております。ただ、いろんなこれからもっともっと利用客がふえるような改善する余地はかなりあるわけですので、そういった方向に持っていくためには、職員の考え方だけではこれは限界があると思います。

今インストラクターを中心とした方々も、さらなる経営感覚を磨いていくということにしなければいけないと思います。ですから、今無駄を省くというか、少ない職員でいかに有効に、さらにお客さんを増やしていくかということを徹底して追求していくためには、町の職員では限界があるというふうに判断していますので、これは先ほど申したように、経営できる方を公募するなり、今の職員の方々がさらに技術をアップして経営感覚を磨いていって、民間委託という形にしていかなければ、現在の状況ではいろんな効果は出ていますけれども、それだけでは町財政は圧迫してしまうということになりますので、より早い近い将来、そのような形に持っていかなければ存続も厳しくなると思っております。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ民間企業努力に期待をして、町長の言う近い将来、民間委託あるいは指定管理制度というふうにしていきたいと思っております。

ちなみに、去年の予算の使用料等を見て3,700万、それから事業収入、雑入見てみますと、去年は光ファイバー事業で九電工の下請の人たちがふろを利用していると、ほーらい館を利用しているということもあって、これだけの事業の量が見込めたと思うんですけども、その後、事業が終わって会員、あるいは事業収入見込みが減額になっていると思うんですけど、そのあたりはどうなっているのか、館長に伺います。

○ほーらい館長（四本延宏君）

今の現在の会員数等の数値を持ち合わせておりませんが、その後も多少の増減はありますけれども、会員数はそれほど大きな落ち込みがないのが現状でございます。

また、一般的なお風呂、ジム等の会員はそう伸びておりませんが、スイミングのほうの会員、スイミング会員、これは需要がすごく多いものですから、9月が毎日スイミング教室をしていて、70名ぐらいの待機者がいましたもので、それも解消すべくスイミング教室をずっとふやしていくとこ

ろでございます。

お風呂を中心とした活用だけじゃなくて、行政といろんな連携を取り合った活用の仕方をもっともっと模索すべきだなと思いますし、今後とも努力をしまいる所存でございます。

以上です。

#### ○13番（美島盛秀君）

ぜひ今後とも努力を続けて、一般財源からの繰り入れ等少しでも少なく繰り入れができるように努力をしていただきたいと思います。終わります。

#### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

これで13番、美島委員の質疑を終結いたします。

他にございませんでしょうか。

#### ○11番（琉 理人君）

11番、琉でございます。ほーらい館の会計について質疑をいたしたいと思います。

今まで各議員が歳入に関しての町税の徴収や、また補助金、町債が確保されているか、歳出においては適正にされているか、また不用額等は妥当であるか、流用が適正であるか、補助金の効果があるかということで、ずっと今まで質疑をし、それなりの成果と、また詳しい成果説明をもとに来ましたが、ほーらい館の成果説明を見ますと、数字が載っただけで事業実績報告書にすぎないような感じがいたしました。これは午前中も福留議員からの決算における質疑等の、また決算のあり方について詳しく述べられておりましたが、ほーらい館はこういった形で大きな伊仙町において事業の一環としてなされたわけで、こういった説明がまだ不十分ではないかと思うんですが、成果をきちっと主要施策の成果説明のあり方ということにつきましても、来年度に向けての取り組みがこの成果表に基づいて来年度の計画もありますので、具体的に説明を来年度からはできるのか。

今回の全体的な流れとして、特にほーらい館の成果表についての説明等が今まで、数字におきましては監査委員がきちっと監査しておりますので、間違いないということで認めていきますが、あと特に重要なことは金を幾ら使ったのではなくて、住民のためにどのような仕事をしたという出来高成果が審査の重要な箇所でありますので、こういった成果表にはきちっと説明した成果ができるのか、この1点を聞いて終わりたいと思います。

#### ○ほーらい館長（四本延宏君）

午前中からもご指摘があったとおり、僕をこれを見てそうかちゅうところを反省しまして、来年度からは今やっていること、そういったこと等が皆さんにもっとわかりやすく、また監査委員等にもわかりやすくするような事業実績目標を作成して、掲示してまたいろいろご指導、ご検討等をいただきたいと思います。

以上です。

#### ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

他にありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

質疑なしと認めます。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。

お諮りします。

認定第6号を認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

△ 日程第7 認定第7号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第8 認定第8号 平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

続きまして、認定第7号、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第8号、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算についての2件を一括して議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

質疑なしと認めます。

認定第7号から認定第8号までの2件を一括して討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号から認定第8号までの2件を一括して採決します。

お諮りします。

認定第7号から認定第8号までの2件を認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第8号、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上2件は認定することに決定しました。

本日の特別委員会の結果について、本会議に報告することにしたいと思います。

以上で当特別委員会の審査は終了しました。

お諮りをいたします。

当特別委員会は、これをもって閉会することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○決算審査特別委員長（杉並廣規君）**

異議なしと認めます。

したがって、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時12分

平成23年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

平成23年9月22日（木曜日） 午後2時開議

1. 議事日程（第4号）

行財政調査特別委員会（特別委員長報告）

○追加日程第1 同意第2号 伊仙町教育委員の選任について

○日程第1 議案第33号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）

○日程第2 議案第34号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）

○日程第3 認定第1号 平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第4 認定第2号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第5 認定第3号 平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第6 認定第4号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第7 認定第5号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第8 認定第6号 平成22年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第9 認定第7号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第10 認定第8号 平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第11 陳情第6号 町道ハナサキ線の排水処理について

○日程第12 陳情第7号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について

○日程第13 陳情第8号 陳情書

○日程第14 陳情第9号 T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

○日程第15 発議第8号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書

○日程第16 発議第9号 T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書

○日程第17 発議第10号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書

○日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○日程第19 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君                      事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	福永正徳君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	亀山喜一郎君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター次長	平山栄文君
ほーらい館長	四本延宏君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹）

（午前班）松岡由紀・稲田大輝・伊藤雄矢

（午後班）松岡由紀・前元広樹・福島隆也

～行財政調査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時40分

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

それでは、ただいまから伊仙町議会行財政調査特別委員会を開会をいたします。

その前に一言ちょっと私のほうからお話をいたしたいと——話をいたしたいと、失礼しました。

この今世界的にも非常に経済状況が、欧州でもギリシャの問題とか、あるいは日本、ずっとこういろいろ財政問題が本当に逼迫した状況で、問題になっておるんですけども。

そういう中でギリシャなんかの場合でも、日本よりもいわゆる公債比率も非常に低いといったことで、日本が一番公債比率の高いという中で、今また災害もいろいろ起きているという、こういう中に状況あるわけですけども、それで伊仙町の場合もずっとどうしてもやらなければならない学校とか、整備とかいろんなのがあって、そういうようなことが事業を実施したということで、ちょうど公債の比率が27年度あたりからちょっと厳しい状況になることも考えられるということなんかもあるわけでして、それで私がまた話したら長くなるあれだから、昭和23年に伊仙小学校に入学したときに、ここの役場の中をずっと走り回って、その当時見たんですよ。そうしたらもう台風でその農協は崩れ、役場ももう何かその全部何もかもなくて、古机とそれから謄写版だけがあって、謄写版はある。その当時の役場の人が、真っ黒けになって謄写版を刷っておったのを覚えておるんですけども。そういう中からも努力して、今日こういうすばらしい町になったというようなことであります。

そういうことで、とにかくこの伊仙町の将来に対して、非常に責任を持つのが今の伊仙町町長を初めとする町執行部と、今課長の皆さん、あるいは役場の職員です。そしてとりわけこの伊仙町議会の議員が、その全責任を負っているわけですから、そういうことで頑張って、いろいろ知恵を出して、そして将来の子供たち、あるいは役場の職員に希望が持てるような町の町財政にしていかなきゃならないといったようなことで、そういうような前向きの姿勢で、どうしたらちょっとそういう厳しい時期を乗り越えていけるかと。そして、さらに前向きに前進できるかといったことについて、皆さんで、きょうはこの執行部から、今後の将来見通しを説明していただいて、そしてその中で質問を、わからないところは質問したりして、みんなが共通認識を持って、そしていけるように、これからやっていきたいということでもありますので、そういうことでぜひご理解を願いたいと思います。

それでは、まず最初に財政課のほうから、ここ10年ぐらいの町財政の見通し等について、一応説明をいただきます。お願いいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

行財政特別審査委員会に先立ちまして、町の財政の見通しということの説明でありますけれども、お手元に配付いたしました今後の財政状況の見通しについて、若干ご説明申し上げたいと思います。

説明する前に、一つだけお断りを申し上げておきます。平成22年度（決算）という欄が縦にござ

いますけれども、その歳入合計、73億8,800万、同じく下のほうの歳出合計71億600万、この数字につきましては、決算書と食い違いがあって、なぜだろうということをおられるかも知れませんが、この数値は決算統計上の数値であり、実質の決算とは若干異なるものでありまして、その内容としましては、歳入歳出につきまして、決算上は一般会計と「ほーらい館」特別会計という形で別になっておりますけれども、決算統計上は、これが一緒になり、そしてさらにまた歳出面においては、包括支援等にかかる経費等は除くというふうになっておりますので、あくまでもこの表の数値的なものについては、将来的にこういう流れがあるということのご説明であり、この数字一つずつの説明ではないということをもた念頭に置いてご説明をお聞き願いたいと思います。

そこで、特筆すべきですが、歳入の面におきまして、繰入金の欄でございますけれども、平成27年度、28年度、2億2,000万、28年度に1億8,100万円、繰入金、これは財調を基金取り崩しで補わなければ歳入が足りないということのお示しでありますけれども、この事業につきましては、国営ダムの負担金返済が始まるということで、基金を取り崩し、賄うというものでございます。その歳出のほうで、青と青の枠の中の真ん中あたりにありますけれども、普通建設事業費、単独事業費、26年度におきましては2億2,100万円でありまして27年度、6億4,800万円、28年度につきまして5億7,800万円、そしてまた28年度は2億2,000万、例年に戻るという形で、27年度、28年度、特殊としておりますけれども、これにつきましては国営ダムの負担金の発生ということでお示ししてあります。

こういうことで、基金を取り崩さなければ、この事業ができないという一つの今後将来においての将来負担の説明でございます。

そして一番特筆すべきは、一番下の欄の真ん中あたりでございますけど、「実質公債比率」という欄がございますけれども、平成21年度14.6%、22年度、今回決算を括りまして14%、その後14.3、15.9、25年度には16.8、26年度におきましては18.4%、27年度に18.4%、28年度に至っては19.2%、そして29年度は18.5%と上昇していくという見通しが示されているわけでありまして、18%を超えますと、許可制度から協議制度に移行したこの町債の制度が、18%を超えると許可制度になってくるということで、またさらに事業したくても限度額が約4億という限られた起債しか借りられないというふうな状況に陥り、町民の要望する事業がニーズに十二分に答えられるという状況がつかれないという表のお示しであります。

これを抑えるために今後どうするかということ、今私たち執行部としましては、事業実施の効率化、そしてより効率の上がるような少ない予算で大きな効果が出せるような事業計画等を実施しているわけでありまして。

この実質公債比率をどう出すかということで、歳出のほうの「公債費」という欄がありますけれども、うち「元金償還分」という欄がございます。これは毎年公債費償還金として予算計上しているわけでありまして、21年度におきまして6億5,500万、22年度の決算で6億9,400万、そして26年度から8億1,100万円、そして27年度8億2,100万円、8億1,800万円と高い、利息合わせると

約9億、10億に近い借金返済をしなければならないということになっています。

この公債費の元金償還分が、先ほどの実質公債比率の分子に来ると、この数値が上がれば上がるほど実質公債比率が高くなるということの、連結して上がっているわけであります。算出方法としては、そういう関連性があるわけでありまして、じゃあこれを実質公債比率をどう抑えていくかということにおきましては、実質公債比率の算出方法が、今申し上げました元金償還分を分子にして分母に標準財政規模として、一口で言えば普通交付税と自主財源基準財政収入額ということになりますので、分母を大きくするということが数値が下がるというわけでありますけれども、普通交付税につきましては国の算定によるわけでありますけれども、私たち自主財源の確保をもっともっと高めていかなければいけないという結果だというお示しであります。

償還金につきましては——ちょっとお待ちください。公債費の元金償還分が年々上がってくるというわけでありますけれども、年度年度で特出しているところがありますけれども、これは過去に事業実績として町民のニーズにこたえるためにいろんな事業を行ってきたわけでありますけれども、各小学校、面縄小学校、犬田布小学校、伊仙小学校の建設、並びに面縄犬田布中学校の建設、さらにはまちづくり交付金事業として17年度から始まってきたわけでありますけれども、ほーらい館、百菜、その他住宅関係の建築、そして喜念浜・瀬田海等の公園整備等、そして光ファイバー事業のということで、もろもろハード的な事業を行ってきたわけでありますけれども、それにかかる公債費の元金償還が発生してくるということでございます。

25年度から26年度が7億1,700万から8億1,100万円に上がっているものにつきましては、犬田布中学校の建設費の償還が始まってくるということで、数値が上がっているような次第でございます。

このように、元金償還については、過去に行った事業の償還ということで、これは動かしがたい数値であります。ゆえに、今後さらに実質公債比率を上げないために、あるいはまた借金を重ねないために事業をより選定し、そして効率のいいような形の事業執行が望まれるということになっております。

それで先ほども言いましたけれども、実質公債比率の算出方法が、元金を分子にして、分母に標準財政ということで、普通交付税と、それから自主財源、基準財政収入額と申しますけれども、自主財源の確保が重要になって来るということで、今後、自主財源の取り組み等もさらなる通り越して取り組んでいかなければいけないと思っております。

一応大まかに説明いたしましたけれども、疑問にありましたところ、また質疑いただけましたら、また答弁をしたいと、ご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

ただいま財政、流れについて説明がありましたが、何か質問ありませんか。

#### ○6番（樺山 一君）

町長に一つだけお尋ねしたいと思います。

今、総務課長が説明ありましたように、平成26年度から財政管理団体、18%超えるということ

説明がありましたが、こういう状況で決算書の成果説明の63ページを開いていただけませんか。

小学校の児童生徒数調べという欄がありますけども、伊仙町内の小学校で、各学年、1年生が54名、そして2年生69名、67名、77名等、まあ70人、70人、50人から70人規模という状況になっておりますが、1学年で70人しか児童がいないのに8小学校があるということに、私はいつも疑問に思っているんですけども、町長が言う人口をふやすまちづくり、統廃合したりすれば人口の減につながる可能性ももちろんあります。しかし、それを統廃合するしないは別にして、こういう財政状況に陥っていくわけですから、やっぱり統廃合の議論を立ち上げる、するしないを別にしてそういう議論を立ち上げる考え方はないのかお尋ねします。

#### ○町長（大久保明君）

行財政委員会の中で将来の見通しについての説明がございました。この10年間において、「ほーらい館」、「百菜」、そして面縄小、伊仙小、犬田布中、犬田布小という形の学校の建設を中心にやってまいりました。またいろんなセリ市場統合とか選果場の改築とか、現時点で伊仙町がこれからどういう形になっていくかという中で、新規の公共事業、建物に関しましては、ほぼ終了した状況でございます。今学校の統廃合の議論に関しましては、これは地区の方々を含めて、統合するかしないかにかかわらずやっていくほうがいいというのは私もそのように考えております。

このシミュレーションは、シミュレーションですから、今後伊仙町の税収がどのように伸びていくかということを考えていかなければなりません。そのための人口増によるいろんな交付税調査による交付税算定をさらに伸ばしていくとか、もちろん徴収率を完璧に近いまでに住民の方々の意識改革も含めてやっていくという、歳入をふやしていくという方法を今後考えていくと。そのための一つの手段として農業生産額をさらに伸ばしていくと。そのためにはこれは厳しいけれども、サトウキビの面積を今より減らして行って、生産性の高い、反収の高い品目にかえていくなどの政策を進めていくということが大事であります。

そういったことを含めて、税収をこのシミュレーションよりは、ふやしていかなければなりません。そうすれば、この実質公債比率18%は、これは20%を超すと、もう国が制限して、予算措置も国県が管理しますので、そこまで行かないような状況にしていかなければいけないと思います。

学校の統合に関しましては、いつも述べているとおり、極力統合はなくしていきたいと思っております。ただこの今樺山議員が話したような財政状況などを踏まえて、そういう議論は統合に関する委員会等を設けていくということが大事ではないかとは思っております。

以上です。

#### ○6番（樺山 一君）

ぜひ委員会等を設置して、統合するしないにかかわらず議論をしていただきたいと思います。

また現在の小学校、結局小規模校、糸木名小学校、そして阿権小学校、馬根小学校、鹿浦小学校、そして喜念小学校、ありますので、糸木名小学校は別として、他の学校はやっぱり今校舎の老朽化も進んでいますし、これから新しい学校が建設できなかつたらどれだけ毎年修繕費がかかるか、や

っぱ教育委員会にシミュレーションしていただいて、そしてまた統廃合した場合には、教員の数がやはり減になりますので、それによる町の財政に与える影響ですね、そういう数字的なものを議論をして、そういう委員会をつくって議論をして、そしてやはり財政の削減と、全体的な削減等を考えていっていただきたいと思います。

そういう面で、ぜひ町長のほうには、町長はもうしない方向をやはり重視しているわけですが、そういうするしないと別に、協議会をぜひ立ち上げていただきたいと思います。

以上です。

**○行財政調査特別委員長（上木 勲君）**

他に質疑ありませんか。

**○5番（明石秀雄君）**

今学校の問題が出ましたので、保健福祉課で五、六年前にさかのぼって出生人数がわかりますか。教育委員会でまとめてありませんか。今後入学される、5年ぐらい前の。

**○教委総務課長（窪田良治君）**

ただいまの五、六年前にさかのぼっての出生率というのは、見通しとしてございますが、ちょっと手持ち資料としてございません。

**○保健福祉課長（松田一郎君）**

窓口のほうで随時調べているのがあったと思います。あとでまた、ちょっと調べてすぐ出します。

**○5番（明石秀雄君）**

大体私が知ってるのは70人いるかいないか。いいときで70人上がると思いますが、やはりこの10年、私も保健センターにもおりましたんですが、この10年は70人前後だと思います。ただ悪いときは60人を割っていたと思います。

そうすると、やはり学校を維持していくのも大変だと思います。この問題をやっぱり真剣に、統合を今すぐやれというんじゃなくて、そういった議論をしておかないと、恐らく馬根から糸木名、あの辺は入学生がゼロなど、2年ぐらい続きますと、やはり学校を維持していくのは大変じゃないかなと思ったりしております。

だから、早目にももちろん対策があればいいんですが、できなければまたそういう話が出たときに、そういうときになったときに慌ててするんじゃなくて、今からそういった部分を計画的にどれぐらいになってるのかなというのを、やはりシミュレーションするなり、教育委員会あたりでもそういったものは議論はする必要はあると思います、今すぐやれでなくて。やはり財政を考えるときに、どうしても歳出を抑えるひとつの手立てを考えておかなければ、シミュレーションもできないと思います。

歳入は恐らくこのままでしばらく推移すると思いますが、交付税については、また補助的なもの、補助事業となると東北関係、まだ災害が多いです。今までの特別交付税などが来るか来ないか、そういうところも考えられますので、やはり歳出、抑えられるところはどこにあるのか最終的、最

後にはできない場合はそういったことを考えなくてはいけないと思いますので、今から教育委員会でもやはり議論はしておく必要があるかと思いますので、そういうところはこれから教育長、考えられないですかね。

○教育長（亀山喜一郎君）

学校の統廃合は、全県的にはこれが大分進んでいる状況で、今年度は25校の減というような報告、調査が出ております。

本町の場合も28年度までは児童生徒数微増、少しずつふえていきますが、その後の出生状況等はまだはっきり数字をつかんでいませんが、財政等考えますと、本町でも今ご質問がありますように、教育委員会でも話題にして検討していかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

ただいまの年齢構成についてですが、町民生活課のほうでそれぞれ年齢構成につきましてはすぐ出ますので、後ほど資料として提出をいたします。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。どうぞ。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

まず今後の財政状況の見通し等を見てみますと、私にはこれは10年計画ですか、もう少し真剣味がないかと、学校統廃合の件やいろいろ出ているわけですが、町の総合計画と、それと見合わせた財政計画というものを、ぜひこの1枚じゃなくて、状況の見通しということじゃなくて、今後の町の全体的のことを考えると、財政計画を私は策定するべきだと思うわけですが、そういう予定はないのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

総務課長、時間がもう限られておりますので、短くお願いします。どうぞ。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かに杉並議員のご指摘のとおり、この資料につきましては、現在の財政状況の見通しでございます。今後これを踏まえて、そしてさらなる事業の事業選択、効果の有効な事業選択等を行っての財政計画、事業計画と長期計画というのは作成は必要だと思います。今後、取り組んでまいりたいと思います。

○10番（杉並廣規君）

財政計画も、作ったらそのとおりやるんじゃないかと、それは年度年度財政の状況によって違ってくと思うんですが、見直しをしながらぜひしていただきたい。なぜこのようなことを言うと、この地方税、決算年度22年度が28億1,000万、前年度より減になっている。そうすると、ずっと同じ金額が来ている。全く計画性がない。一般質問からいろいろと徴収について、こう努力していきな

いと、議員の皆さんが言っているんだけど、その熱意が全然見えない。

それと今日本じゅう台風から災害、地震、起こっているわけですが、交付税等も今後の人口増になってると言っておるんですが、人口増になる災害、あるいは津波等の被害、交付税等は私はこの特別交付税等は余り期待できないんじゃないか。国の財政の事情もあるでしょうけれども、我が町もそういうところまで真剣に考えていただきたい。この中でですね。それと使用料手数料についても同じことが言えるのではないかとということです。

先ほど総務課長が繰入金を、国営ダムの償還が始まるからということだったんですけども、あるのを取り崩して使うのはたやすいんですよ。積み立てをしていこうと。私は一般質問でも皆さんに言ったんですが、類似町村の2倍の借金があるということをやったと思うんですが、またこの基金等を見ても、積立金のほうを見ると、今度は類似町村の半分しかない、そういうことも含めて今後努力をしていただきたい。もう少し積み立てをして、こうあるんだと。債務負担行為でも類似町村の3倍の、こういうところの数字等も詳しく見て検討していただきたいし、それとこの財政状況の見通しの中で、職員給与等もそのままになっている。今後、年齢、年度別、職員、高給を取ってる方が退職をして、そういうところも見直して、町のお金でありますので1円たりともしっかりした見直しをしていく。

先般、新聞に載っておったんですが、議員の定数の問題、あるいは報酬の問題、こういう削減をしてはどうかというような町民課の要望等も出ているんですが、こういう職員減はなくて給与そのまま。議員も職員もそのままじゃなくて、やっぱりその年度年度、給与等も見直していくところは見直して減額していく、そういう努力も必要じゃないかと思えます。

それと今国保会計の問題、それから「ほーらい館」の繰り出しの問題、水道の問題、抜本的に解決していくにはどうしたらいいか、手に血がにじみ出るぐらい、やっぱり「ほーらい館」の問題でも将来的には指定管理者制に持っていくということですけども、何が必要かという、例えば知恵がないと思ってるんですよ。高齢者の方が何人か来ている。例えば80歳以上の方が来ている。

その人たちを表彰してあげる。こういうふうにして健康づくりをしているんだと。

町民にアピールする、町長がいつも言っているアピールが足りないと思えますよ、職員にも。

どうして足を運ばすか、そういうことも必要じゃないかと思えます。

この建設事業ですが、今類似団体とかいうけど3倍の仕事をしている。こういうこともいいことも町長、建設業者の皆さんにも、こうして今3倍の仕事をしているんだと、類似団体と、これでやってるんだけど財政状態がこうなってくるから減額していかなければならないんだと、そういうことも業者の皆さんにも知っていただく、アピールしていく、そういうことも必要だと思えますが、そういう努力を今後していただきたいと思う。要望だけを申し上げて終わります。

#### ○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。どうぞ。

#### ○11番（琉 理人君）

杉並議員の要望と少し重なる点もありますが、今後の財政状況の見通しということで資料をいただいて、本当にこの資料だけでは、なかなか現状があと10年後についても、数字だけを信頼しているのかというところがございます。

また、市町村、財政、比較分析表も今いただいておりますが、伊仙町におきましては、この数字は各課全体からのやはり上げられた数字をもとに、総務課のほうでまとめて指数を出しているかと思うんですが、今分析表なんかを見ますと、財政力指数が徹底した歳出削減を実施するとともに、今後とも滞納額の圧縮などさらなる徴収業務の強化を図る、または経常収支率におきまして、本町においては単独事業の用意が多く占めており、今後事業等の見直しにより補正を行う、その上、実質公債比率も過去の起債抑制により、現在は類似団体を下回っているが、今後は平成18年から22年度にかけての普通建設費の償還に伴い、増加する見込みである。

今後繰上償還や大規模な事業計画の整理を行い、起債の発行額を抑制するというふうにまとめてございますが、各課でこういった分析をもとに課内会議をし、また、先ほどの計画書を出す必要があるということにもつながりますが、各課でこういった対策について話し合っておるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまのご指摘でありますけれども、各課と申しますか、課長会等でその年度年度、その都度都度、資料出して、一応勉強会という形で行っているわけでありまして。もろもろそれぞれの課で対応ということにおきましては、事業執行、説明もいたしましたけれども、より効率のいい事業執行ということで、PDCAサイクルという形で言いますけれども、やはり計画の、そして実行の、そしてチェックの、そして見直しという形を繰り返すことによって、無駄が省けていくのじゃないかなという取り組み等、各課それぞれ行っているところであります。

そしてさらには、自主財源の確保ということで、一般質問でも杉並議員のほうから出ましたけれども、町税の滞納に対する行政サービス等の制限措置等も含めて、やはり義務と権利を、やはり町民の方々にもご理解いただいて、今後の対応を全町民で対応していかなければいけないと思えますので、今後ともまた努力をしてみたいと思えます。

#### ○11番（琉 理人君）

これ委員長にお伺いをいたしますが、この本日の会議の中で、時間がないということでなんですが、今後特別委員会をいつぐらいまで持つてするのか、またこうした、せっかく分析比較表が示されておりますが、議員各どれだけ理解をしているのか、また各課長とも、またこういった指数の見方、分析の仕方をどれだけ確実に認識しているのか。でないと、なかなか見方もわからなければ論議にならない状況でございますが、こういった具体的に一つ一つ分析していくのかということで今委員会でもどこまで突っ込んでいるのか。

#### ○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

これ、今は財政課のほうで今までの町の実際は数値で分析して立てたのが、この財政見通しなん

です。そこで、この委員会で数値の出し方のいろんなことを論議するというのは、ここではできません。また新たにみんなで勉強会をするとか、そういう機会を設けたいと思います。

○11番（琉 理人君）

それでは、この分析をもとに各課で計画書を出していただいて、こういった財政見通しも真剣に取り組んでいかなければ、総務課のほうで取りまとめた数字を並べていただいても、実際に働くのは各課長、また我々はそれをもとに議論して進めていきますので、各課の計画並びに取り組みを強化していただきたいと思います。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

他に質疑。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

すいません、先ほどの明石委員の年齢構成について、ご説明をしたいと思います。

本年の9月1日現在ですが、0歳児が70名、1歳児が63名、2歳児が67名、3歳児が71名、4歳児が67名、5歳児が66名、6歳児が81名という推移でございます。今後も70名前後で推移していくものと考えられます。

以上でございます。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

以上で報告終わりました、質疑ありませんか。

○7番（永岡良一君）

今先ほど、杉並議員また琉議員からの要望等があったんですけども、これについて、私ちょっとこの人件費について、総務課長の考え、そして副町長、町長に3人の方々はどういうふうなお考えをしているのか、お伺いしたいと思うんですけども。人件費は22年度で27.7%、21年度が31.7%と、22年度は類似団体は24.4%と、割と高い人件費になっておりますけども、この人件費、役場職員の給料だけではなくて、我々、町長、副町長、また教育長、我々議会の定数削減、そしてまた報酬減等、また農業委員会にも関しましても、後ほど議論等あると思うんですけども、定数と、そして各種のいろんな方々の報酬等についても、見直しをそれなりにはやっばやっばしていかなければ、毎年年度の収入未済額調べで20年度が3億1,000万、21年度が3億、22年度が2億7,000万ということになっておりますけども、毎年20年度に3,700万の不能欠損、21年度に610万の不能欠損、22年度に3,200万の不能欠損ということで、全然この徴収対策についても進展が見えないような気がします。やはりそのまま炊いて、職員の皆さんはやはり考えていただきたい。そして我々自体も考えていかなければならないと思いますので、総務課長のこれからの考えと、副町長、町長のお考えをお尋ねいたします。

以上です。

○町長（大久保明君）

まず町長のほうから答弁をしてきます。人件費に関しましては、この見通しの中では同額であり

ますけども、今後の具体的な数字に関しましては、まず定員は今140名という職員定数に関しましては、これは県の指導もあって減数にしたんですけれども、これ以上は当分の間、減らす必要はないと思います。

一つは、雇用も含めて、地方分権の中で自治体の業務量がかなり増えてきたということもあります。また職員担当制度を設けまして、議員の方々が視察した姫島村のようなワークシェアリングという形もつくっていかねばなりません。以前、町議会に職員の定数を2%カットを提案したときに、残念ながらこれは否決されました。そのときのことの反省も踏まえて、より議会との議論を深めながら、職員給与削減は必須だろうと私は思っております。

その一つの理由は、このように財政が厳しくなっていく中で、どうしても町を町民の方々も、職員が先ほど杉並議員が話したように、この血のにじむような努力をしているとは町民は認識はしていない状況ですので、そこまで頑張っていくためには、まず自ら身を削るということを示していかなければ町民を説得することもできないし、職員がそこまで危機的、危機感を持ってぎりぎりの状態まで行って、初めて職員のあるべき姿ということを自覚するし、責任は持っていくということもあります。これは海士町が、隠岐之島の海士町が職員みずからの給与を半額にしたという、職員自らですね、そこまで追い詰められた状況の中で、職員もやはり町民の公僕としてやっていかなければいけないという形での、自らの給与削減でありました。

伊仙町においては、まだまだそこまで職員が責任と自覚を持ってる状況ではないと思いますので、今いろんな議会のことも公表しながら、そしていかに財政が厳しいものであるか、これは個々の職員がまだ認識はしていませんので、課長会の中においてもさらに現状、財政状況などを説明していきたいと思っております。

それでは、ここまで財政状況が悪化したということの説明をしたいと思えます。

まず、先ほど申し上げたように、伊仙町がこれから独立した町として、合併はなかったわけですから、その中でこの地域が発展していくための政策として健康増進施設を「百菜」などを設置して、それから議会の方々が今提案していただいた大島養護学校の分校を農業高校の跡地につくっていくということなどを総合しながら、今回また伊仙町が毎年人口がふえてきたということで、奄美大島信用金庫がこの前理事長も来て、伊仙町にまた支店をつくりたいということなど申したり、出生率が高いと、今具体的数字で先ほど局長も話したように、微増でありますけれども、この犬田布校区を中心に、まずは町外におる若い子供がおる人たちを優先に伊仙町の住宅政策を進めていくとか、それは各地区で随時行ってまいります。そしてまた民間の方々に町有地に住宅をつくっていただいている。

伊仙町の教職員は全職員町内に住んでもらうということ、この前から先生方にも何回もお願いをしております。そういうことなどをやっていくと。

また伊仙町が、今先ほど扶助費が高いと書いてありましたけれども、それは話は長くなりますけど、とりあえず終わりますけど。そういったあらゆる政策を杉並議員が話している知恵を出してい

けば必ず実現できると思います。ですから、この学校統合委員会も設置し、そして各課での計画を統合して、財政計画をより精度の高いものに年次ごとに分析しながらやっていくということに対して提案していただいたことに感謝申し上げるといったら、私たちがそこまでまだ真剣味が足りなかったことを反省してやっていきたいと思います。

職員給与削減に関しては、私は職員自らが責任と自覚を持つために、必要だと思っております。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

永岡議員のご指摘のとおり、人件費等については経常収支の中での比率が、努力は32.5、31.7、27.7%と努力してまいったわけでありますけれども、金額的にも21年度はまず3,000万、そして22年度においても4,200万、66万8,000円と削減してきたわけでありますけれども、しかし、一般町民の方々から見れば、確かにこれでは足りないだろうと。今町長がおっしゃったとおりであります。

今度どういうふうな形で、国のほうも人件費削減ということに来ておりますので、それにのっかって町のほうでもやはり人件費の削減には努力をしてまいりたいと思います。

#### ○副町長（中野幸次君）

人件費の削減についてありましたが、もう町長のほうから話されたとおりでありますし、やはりただ下げるということではなくて、今朝ほど町長との打ち合わせ会議の中でも話してたんですけれども、人事と給与と評価というのは非常に密接な関係があるわけで、それらを我々としてはどう実践に移していくかということが、いわゆる緊張感を持ったことにつながるわけですし、町の中にもありますが、勤務評定の規定があるんで、それにあわせて今勤務評定をもって当たるということが、いわゆる人件費削減の第一歩だろうと、そういう考えで一応勤務評定の案もつくってございます。

だから、今度そういうことで、これをただ単に下げるというのじゃなく、政策の中に総合的にどういう場にしていくのかという、一つはそういう総合的なバランスを考えてやっていくということと、いろいろきっちりしていくということ、人事のあるいは給与あるいは評価、これに基づいて、これらの構想、総体的な関係と申しましょうか、そういったことを重視した助成の進め方をしていかなければならないだろう。そうすれば、いわゆる人員削減等の効果も生きてくるし、職務の使命感等もさらに生まれてくるのではないかと、こういう考え方を持っております。基本的には町長からあったとおりでございます。

#### ○7番（永岡良一君）

町長、副町長、総務課長のご意見ということで聞かさせてもらったんですけども、だけど別に役場職員の給料を下げなさいとは言いません。その点ですけども、いろんな面で建設関係もずっと道路とかいろんな町民に使うものに関しては削減しながら、なぜその人件費だけが諮らないかというのは、町民の皆さんが本当ははっきり言って納得なさってないんじゃないかなと思います。

いろんなところで、酒飲み話等でも、例えば、「あんたたちはいいじゃないか、月々これだけもらって」とか、そういうのはよく聞かされます。私たちも、また役場職員の皆さんも一生懸命やっておられるとは思うんですね。やっておられると思います。ですけども、やはり町民の声がある

以上、それなりのことはやっていかなければいけないんじゃないかなと思います。

以上です。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

他に。

○13番（美島盛秀君）

自主財源の非常に少ない中で、今後事業が縮減していくと、さらに雇用の場が少なくなってくるということ等も考えられますし、また町長のほうで職員の危機意識がまだ足りないのではないかという話もありました。

そこで、実は阿権の水道問題なんです、水問題なんですけれども、非常に水の質が悪くなったり、あるいは断水をしたりということで、もう何回もなく区長さんや私に苦情が来て、もう「お前議員をやめろ」とか言われるぐらい、町民や地域の人から怒られたんですけれども。

そこで私も水道課に何回か立ち会って、予算もないと、水問題の調査特別委員会などありましたけれども予算がないからできないということで、何とか最小限の予算で何かできないかということで、つい最近一般会計から予算繰り入れして、水道課で、今度水が非常にもとの水に戻って、みんなから今喜ばれております。そういう職員の努力した結果も出ておりますので、そこで水道課長にその経緯と予算とどうすればできるかということをお願いをしたいと思っておりますけど。

○水道課長（中熊俊也君）

阿権地区の方にはかなりご迷惑をおかけしていましたが、やっと漏水調査と同時に、その修理もしまして、やっと地下水じゃなくて漂流水のみを供給することができました。これ経費、漏水調査も80万ぐらいの見積もりが来ていたんですが、水道課職員で、何とか路線というか系統を絞れないかということで、夜中に漏水の音を聞くのがあるんですけど、それを持って歩いたりしてしたら30万ぐらい漏水調査費も安く抑えることができました。そういうことをしながら、やっぱり夜昼なくと言ったらまた大げさかもわかりませんが、努力したおかげで町民にいいサービスを与えることができ、今後また水道課の滞納等ありましたら、胸を張って「よろしくお願いします」という要望ができるんじゃないかなと思っていますところでもあります。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

こういうふうに努力すれば、わずかな予算でおいしい水が飲めると、地域の人からも喜ばれるということがありますので、今後他の課でも極力努力をしていただきたいと。

ちなみに、阿権集落で水を亀津で買って飲んでいる人が7割ぐらい。もうほとんどお年寄りや車のない人とかあって行けなかったものですから、ほとんど買って、月に2,500円から3,000円じゃないですかね、契約しているのが。もうそういうことを考えれば、この30万ちょっとでおいしい水が飲めると、こういうことでもありますので、この10倍ぐらいの水道料は阿権は払っても見合うことを努力してくれたなど、本当に努力すればできるということがわかりましたので、他の職員の皆さん

も頑張っていたきたいと思います。

それと、厳しい国の財政状況、さらにはその影響が地方にも起こると考えられるわけなんですけれども、今までやっていましたふるさと雇用再生特別基金事業とか、あるいはその他緊急雇用創出事業とか、いろいろ事業を取り入れて、交付金で人件費等も払って雇用を創出していたわけなんですけれども、これが23年度末で切れると。今後この若者定住促進、こういうことに向けて見通しが立つのかどうか、それぞれの事業を持っている課の担当にお伺いをいたしたいと思います。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

お答えの事業なんですけど、国においても震災とか、つい先日の和歌山地方の台風の被害とかいろいろありまして、厳しい点もあろうかと思いますが、今後またこの事業等についても極力国・県とも折衝して、町に事業が取り入れることができれば、可能な限り努力していきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

#### ○13番（美島盛秀君）

国や県も、共生・協働のむらづくりということで、これは今後自立していきなさいということじゃないかと思います。そういうための一時的な措置の交付金事業じゃないかと思いますが、やはりこういう事業を推進していく上では足元を見直して原点に立ち返ることが最も大切なことではないだろうかという気がしてなりません。

ですから、こういう事業の結果が今後どういうふうに伊仙町の財源、あるいは自主財源等に結びついていけるのか、また雇用の場がふえていくのか、町長が人口が増加しているとしょっちゅう言うんですけども、人口がふえたらこの人たちの働く場所はどうすればいいのか、今私も周囲を見ているときに、若者が非常に多くなっているのではないかなという気がいたしております。

そういう若い人たちが今こういう事業を取り入れた中で就労していると。これが23年度で切れるとなれば、相当の人たち、若者があふれてくると、どうして今後生活をするのだろうかというこういう心配等を考えたときに、やはり先ほど杉並議員のほうからもありましたけれども、財政計画を立てて、きちんとした5年後、10年後はどうするんだということを原点に立ち返って取り組んでいただきたいと思いますが、今後そういう定住促進にかかわる雇用の場の創出ということをどういうふうに考えられているのか伺います、町長に。

#### ○町長（大久保明君）

雇用創出に関しましては、これは大変厳しい状況でありますけれども、ただこの成長戦略というのは町でも考えていかなければなりません。これは長期的な視野で考えていくということで、一つは福祉関係の施設ということで、農業高校跡地に養護学校を設置すると同時に、この今回土日に全国離島医療サミットを開催しますけれども、その中で医療体制が確立されるという保証があれば、この町に養護学校だけでなく、いろんな検査施設とか、最終的にはこの町が出生率が高いと、長寿であるということを経営的に産業として生かしていくということを考えていかなければいけないし、それだけの資格がある町だと思います。

ですから、これはこの前も申し上げた一つの例として、厚生労働省関係の事業、障害のある子供たちのケアハウスとか、そういう施設が全国的にないわけですので、そういうことを打ち出していく足がかりにしたいとも考えておりますので、今度11月に北海道まで視察に行くことを含めて、これからは健康と長寿、癒しということが、そこに人が集まってくると、施設、検査施設があれば、ここに来て検診もできると。外国の金持ちがあっちこっちに今日本の大学などで検査してますけども、ここは立地条件としては東南アジア、東シナ海周辺からこの町が長寿世界の島だということは大変な宝だし、そこに行って長生きの秘訣を学びたいとか、そこに行けば長生きできるんだとか、これは夢みたいと思うかもしれませんがけれども長期的にそういうことを考えていくということを戦略的に皆さんと議論をしていきたいと思えます。

もう一つは、「百菜」を中心にいろんな島内で付加価値の高い地産地消という形が進んでいますので、この今若者がふえてきていると、それは例えば島豚などもありますけれども、新しくまあざくをつくってくる方々がふえてきたと。それからコーヒーも、今回の塩害に対してコーヒーの力を、大体可能性があるということがわかってきましたので、そういう産業を興していくと。

そうすればこの町がいい町だというふうになれば、そこには、例えばコールセンターを誘致するとか、新しい企業を、例えば与論町がエターンの人たちと力を借りて、この航空会社のコネクターの会社を誘致したようなことをやっていける可能性はあると、そういう夢みたいな話かもしれませんが、それは絶対に実現するんだという強い意志を持っていけば実現するわけですから、農業生産額も細かく分析してて、今伊藤議員がやっている、また美島議員がやっている豚とかスッポンとかゴマとか、そういうこともより深く農家の方々も考えるようになってきたというふうな気がいたしますので、そういうことを総合的に考えていくと。

具体的に今は、まずは教職員を町内に住まわせるとか、それから若者を、学校に行ってる子供たちを町内に住まわせるとか、そういう政策をしていながら自主財源を確保しながら、医療、福祉、農業という形を具体的に計画の中で進めていくという作業がこれからは必要だと思います。

私は、それこそ基幹的に財政厳しくなって伊仙町破綻するとかそういう否定的なことを言い出すと、否定的な方向に行くんですね。だけれども、前向きにこうなんだ、よくなるんだということでもみんなが行けば、必ずよくなるほうに行くという、大変楽観的かもしれませんが、楽観的に物事は政治をしていかなければよくなるというふうには思ってますので、そういうことをご理解いただきたいと思えます。

### ○13番（美島盛秀君）

先ほども金がなければ知恵を出しなさいということで、町長は非常にいい知恵を出しているんですけども、手となり足となる人たちがそこまで動いてくれるかどうか、それを動かせるだけのリーダーシップがとれるかどうか、とっているのかどうかということも考えるわけなんですけれども。今医療問題で将来的に非常に有望な、そういう職場等もふえるだろうということでもありますけれども、これには資格等も必要になってきましよう。またそういう資格をとらせる努力もしなければな

らないだろうと思います。

しかし、喫緊の課題は、今いる、働いている若者が継続して仕事があるかどうか。

非常に若者が増えてきている。それで仕事がなくなれば何かトラブル等が発生してくるということ等も考えられるわけなんですけれども。そういう人たちに進められるのは、やはり原点に立ち返って、この島は農業の島だと、これだけの豊かな農地があるんだというようなことを進めていく。そしてまた町として、50億達成という大きな政策のもとでやっていますから、これをもう1回見直して、早急に若者がこの島で働けるんだという夢の持てるような農業計画を、何かこう町で政策を打ち出していきたいものだと思います。

たまたま夕べ、東京から来たお客さんと話をしていたら、非常に島の若者は夢がないと。

朝10時からパチンコをしているのが多いという話でありまして、この人も島のために何とか協力をしてあげたいということで、以前、亀田興毅を連れてきた社長なんですけれども、何とか若者に夢を持たせることをやらなければいけないと。もうパチンコ屋には10時から若者が来なくてもいいと。

もうけた金で5時以降に来てくれたら嬉しいと、そう言ってるというような話等もありましたけれども、やはり町の職員、それぞれきょういる課長の皆さん、そして町長を中心にして、今後最善の努力をして、若者が本当にこの島に定住して家族を守っていける、生活ができる、そういう事業等を考えて計画をしていただきたいということをお願いを申し上げて終わります。

#### ○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

他に質疑ありませんか。

#### ○14番（常 隆之君）

2件だけ、このようにしたらよくなるのではないかとことを申し上げたいと思います。

日ごろより町長、空き家対策ということをしているんですけれども、なかなか実現に向けて一向に行かない。そこでぜひ駐在員、職員、議員さんも1回は調査票を出したんですけどもなかなかできない。そこでぜひこれからは全員で取りかかって、空き家はどこにある、どういうことをすればできるかということ職員並びに駐在員で全員で取りかかって、空き家対策をぜひ実現してほしいと思います。

それと町長が提案した伊仙町民間資金活用住宅条例を出したわけですが、最初のうちは2件ほどあったんですけども、いろんな機会に会って聞いてみますと、銀行の融資は受けれるんですけども担保が欲しいと。そこで町長として、この担保を20年建設すれば払い下げできるわけですので、ここら辺の町長としての融資を受けられる方に、町として担保に同意できないのか、そして民間の活力をもっと引き出すことはできないか、町長、ここら辺の決断があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○町長（大久保明君）

具体的に今、具体的には3業者がこの話を今進行中ですけども、融資機関が土地の担保が欲しいということで、これはその町有地が20年したら条例の中に譲渡と書いてますよね。それが譲渡が有

償なのか無償なのかということが書かれていないということで、そのことは議会の方々とも話をしたときに、私はその辺、ちょっと細かい知識がなくて、無償だと思い込んでいましたので、いろいろ調べてみたら有償か無償か分けなければいけないということですので、無償にしていくということで条例を改正しなければいけないと今考えております。そういうことを融資機関と町がしっかりと確約書を持てば、無償譲渡ということでいけば条例改正しなくても契約できるのではないかと今考えていますので、そここのところが各業者さんが融資機関と話したときの問題点だったそうですが、そこは町と融資機関との信頼関係のための契約を実施すれば可能じゃないかと思っております。

#### ○14番（常 隆之君）

ぜひ融資を受けられるようであれば、ぜひこれは執行部として議会にも提案、すぐできるわけですので、融資が可能であれば担保としても町有地を担保してあげて、民間資金が活用できれば、私はスムーズに町に大きなメリットがあるわけですので、ぜひ活用していただきたいと思います。

空き家対策について、今後全員でとりかかれるように、執行部も私たち議会も一生懸命努力しているわけですので、駐在員さんが各集落に優秀な方がおられますので、やっぱり駐在員さんも巻き込んだ形でやっていけばスムーズに行けるといいますので、そこら辺をまたどのように考えているのか、総務のほうでもよろしくをお願いします。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

この空き家については、おっしゃるとおりでありまして、昨年から駐在員とともに空き家のダイヤルマップを使いまして調査をしてありますが、これについてやっぱり家主のほうから家財道具を置いてあるとか、盆正月には帰ってくるとかいろいろな条件がございまして、またトイレについても昔のポットトイレのままとか条件がありますので、今後こういった議員さんの皆さんと力を合わせて進めていきたいと思っております。

今のお話とは余談になりますが、つい先日東京に行きましたら、ある方から伺いまして、この財政のことを今話している途中で、皆さんにも勉強になるということで話しますが。ふるさと納税というのを小泉内閣が打ち出したわけですが、これについてある方と東京でお会いしましたら、それは全く県の東京事務所から説明が来まして、県にお支払いしますと6割が県が取るわけでありまして、これを全く知らなかったと。

こういうことで説明、町のほうもアピール不足だということをお叱りを受けたわけでありまして、今後農家に対しても、ことしは、キビも台風で不作でありますし、園芸についても今後どうなるかわかりませんが、こういった議員さんも含めて私たち職員も含めて、都会に親戚、知人が活躍しておられる方がいっぱいおるわけですので、東京、大阪、鹿児島あたりに。こういう方を通じて、ふるさと納税をしていただくと、こういう方策をもっともっとアピールすることが町のこの財政の増加につながるんじゃないかと私的に思っているところですが、もし今後農家、取り立てをしようとして、分担金でも税金でも取ろうとしても、食べるのが精いっぱいという農家もいっぱいいるかもわかりません。こういった方向に力を入れたら、今後ますます財政的にも有利な展開するんじゃない

いかと思いますので、議員さんも含めて職員も含めて、こういうことに力を入れたらいいんじゃないかと思ったりしております。余談でありましたが、こういうことでした。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

ここでしばらくいたします。また1時から再開をいたします。

休憩 午前 11時59分

---

再開 午後 1時00分

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

午前中に引き続き、行財政調査特別委員会を再開をいたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1時05分

---

再開 午後 1時15分

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

○10番（杉並廣規君）

大島地区の農業委員等見てみますと、徳之島3町、和泊、知名とこら辺が委員の数がちょっと多いみたいですが、町長は農業生産額50億を目指しているわけですが、どうも農業委員会の活動の実績が見えない。次回では農業委員会の会長を呼んで、農業委員会の現状について説明をいただきたいし、また農業委員会等に関する法律の所掌事務の中には、第6条3項においては地区内の農業に関する事項について意見を公表する、その公表が見えない。他の行政町の審議、またはその諮問に応じて答申することができるということですが、私はこの問題についてもう少し町長と肩を寄せ合った農業政策が、農業委員には見えないような気がします。

見てみますと、議会推薦のない町村もありますし、1名のところもあります。第12条には、農業委員の所掌に関する事務につき、学識経験者4人ということですが、我が町もしてきたようですが、これを1名に、財政の事情等を考えますと、1名あるいはゼロにしてはどうかと思いますので、次回にでも農業委員の会長さんと呼んで現状等について説明を求めます。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

皆さんにもうちょっとあれしますけども、まだ今行財政が、このあれがまだ途中でありますので、一応ここで委員長交代しますので、そして……

○10番（杉並廣規君）

今の話を、先、農業委員会の事務局にでも答弁をいただいて、かわってからまた委員長の質問もこれはあると思いますので、質問させるようにしてください。

○農委事務局長（仲 武美君）

ただいまの件ですが、報酬等については大島郡12町村の会長の平均は4万6,383円、伊仙町は4万2,000円となっています。

また定数に関しましては、徳之島3町、和泊、知名がほぼ同じ定数となっていますが、徳之島3町においては、農地面積については徳之島町が農家数が1,350、面積が2,100ha、天城町においては、農家数が1,288、面積が2,300ha、伊仙町においては、農家数1,690、面積が2,430haとなっています。また伊仙町において農業委員1人というのも農家調査数は約100件となっております。

定数または報酬については、当分の間はこのままでお願いをしたいと思います。

以上です。

#### ○町長（大久保明君）

行財政特別委員会と関係すると思いますので、今農業委員の定数等の話がありましたけれども、今回伊仙町の農業委員会選挙、そして推薦等において、約8名以上の方が新人という形になったと思います。ですから、この農業委員のあり方については、農業委員会の中でも終始、先ほど杉並委員が話したように、農業生産を50億に持っていくための農業委員会であるのが正しいというふうな説明を何回もしてきました。

今までの農業委員会のあり方に関しましては、土地の譲渡、それから地権者との交渉などが中心でありまして、伊仙町の農業政策をどうしていこうかということに関して、農業委員会の中ではほとんど議論がない状況でしたので、今後の農業委員会のあり方は、農業政策をどうしていくかということも含めて、農業の委員であるわけですから、土地の貸し借りの委員ではないわけですからということは何度も説明いたしまして、今回は新しいメンバーはそのような考え方で、今後農業委員会の中で議論をしていくようになると私は期待をしています。

#### ○10番（杉並廣規君）

今町長がおっしゃったように、私がさっき言ったように、所掌事務の中に6条第3項に区域内の農業及び農民に関する事項について、意見等公表しなければならないわけですから、その活動が見えないから、次回でも会長を呼んで中身について説明をさせていただきたいということを今私は言っているわけですから、事務局は報酬はそのままに下さいとか、郡内どうのこうの、そういうことじゃなくて、私が言っているのは、農業に関する農民の増加に関する事項について、町民に広くわかりやすく説明、そういうのがあってほしいということです。何をしているのかわからないから、今町長がおっしゃったようにぜひそういう幅を広く、ただ一筆調査、そういう調査だけではなくて、農業委員なら農業委員の仕事に従事してもらわないと何をしているのかわからない、私たちにその響き来ないからこういうことを私は言っているわけですから、ぜひそのところ委員長、理解していただいて、よろしく願いをいたします。

#### ○農委事務局長（仲 武美君）

ありがとうございます。それで今総会等の後には、農業委員会だよりというのを発行することになっていますので、来月の総会が15日前後にありますけれども、その後に全農業委員と事務局と総会

の後に話し合っ、2カ月に1回農業委員会だよりを発行することになっております。よろしくお願ひします。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

それでは、次回、この委員会で再度この問題を取り上げて、委員長に来て、今の何というんですか、農業委員会としての農業施策の提言とかそういうこと等に活動について、また説明をしていただくと、こういうような段取りにいたします。

ここでしばらく休憩します。委員長を交代します。

休憩 午後 1時30分

---

再開 午後 1時35分

○行財政調査特別副委員長（永岡良一君）

休憩前に引き続きまして、委員会を始めさせていただきます。

上木委員長のほうから意見、質問等があるということで、かわりにさせていただきます。

それでは、質問ありましたらお願いいたします。

○12番（上木 勲君）

先ほど来からの今後10年間ぐらいの——10年間というんですか、7年ぐらいの間の正式には7年ぐらいの、6年か、24年から5ぐらいの町財政について、あり方について、いろいろ各委員から各方面からわたって質疑等がありました。

そこで私は今それだけでも明らかになったように、今国の財政状況も非常に厳しく、地方交付税とかそういうふうな国の施策も非常に厳しくなる。そういう時期にこの伊仙町では来年あたりから実質公債比率が上がって、そして26年度には18.4、起債を起こすのは県知事の許可になるといったことで、これは当時の徳之島町も天城町もそれを体験しておって、何か4億ぐらいしか起債しかなかったというようなこと等もあって、それでいろんな道も何もしなかったといった話もあって、大分それで起債残高は改善されたようであります。

そこで、こういうふうに26年度に18.4となるというわけでありますので、その中で非常に窮屈になると。これはとにかく是が非でも避けねばならないと私は考えるんです。国がそうならんようにしなければならぬと。それにはもう来年の予算措置からそういうようなことをしなければ、大体これは3年平均の実質公債比率のあたりが出るわけですから、そういうふうにして、今まで事業は確かにいい事業、いろんな今まで積み残しもしとった事業もやって、事業はそれぞれ今回の事業、やってきているわけでありますけれども、それでもやっぱり財政と相談してやらなければ、まあそれは金があれば借りまくってでも、あるいは高利貸しから借りるとかどうにでもしていろんなものができるんでしょうけども、もうこの後がきちっと健全財政で持続可能なみんなが余り苦労しないでこの予算措置とかできていけるように、あとの人を考えて、やっぱりいろいろ僕らはやらなければならぬと。

私らもこれ、この今の議員も26年のあれですかね、任期が終わるんですけど、任期が終わったら何もあれだといったことでは通らないわけでありまして、それなことにしますと、この今の若い役場職員とか、あるいは町民に大変な迷惑をかけることになります。後年度のあれにですね。

そういうことで、よく私も金を借りていろいろ事業をするほうが好きで、個人的にもあれしよう、これしようやっているんですね。あと、それで金返せるかと。借りた金を返せんのは馬鹿ですよということを言われておるわけです。

そういうことで、健全財政の面から来年あたりから先ほど議会議員も各いろんな事業の見直しとか、あるいはコスト削減とかいろいろ話がありました。また、これから農業問題、50億上げるようにとか、いろんな前向きにするわけです。前向きということが実際子供たちに希望を持たせ、役場職員に希望を持たせて、前向きにする、役場職員の給料を切るとか、どうかということじゃなしに前向きに健全財政に努めるということが結局は僕らの今責任と、町民に対する役目だと、こういうふうに思っておりますので。

そこで、これは僕らもそういうの努力して、いろいろこれから町財政を上げるようにみんなで努力をしていくわけだけれども、その先頭に立つのはやっぱり町執行部ですので、町長以下総務課長、役場の課長の皆さんも後々の、自分の後を継ぐ人のためにも町の将来考えて、この18.4とか19とかいう18以上の数字等を出さんようにできるかという1点と、それからそれがためには、この今6億ですか、今年の決算の入れて6億だったと思うんですけども、この財政調整基金、いわゆる基金はもう基金は取り崩さないで、そうしてこの18以上という公債比率になさんような行政運営をできるかどうかということでお答えをいただきましたらと思います。

#### ○町長（大久保明君）

先ほどからあるように、財政健全化に対しましては、歳入を増やしていくと、自主財源をふやしていくとう方法と、それから今まで「ほーらい館」なり学校建設なりいろんな事業で大きな事業はほぼ終了しているわけですから、これから新たに大きな事業ということは、学校の建設は執行部の間はできない状況ですので。あとは農業高校跡地をいかに改修していくかということぐらいでありますので財政出動は少ないと思います。

ただ先ほど美島議員からも話があったように、雇用の問題がありますので、公共事業が極端に減ってきますと、それだけまた雇用にも影響を与えるということなどのバランスを考えていく中で、18.4%を超えないようにすると同時に、この国営ダムの返済に関しまして基金を取り崩さないようにというふうな目標は掲げて健全化に向けていくのは当然であります。

来年度からということ、手を打たなければなかなか厳しい状況にはなりますので、今後はさらなる自主財源の確保等について厳しくやっていくと、そのことは町民もこれは町税の公平性ということとは理解しているわけですから、断固推進していきたいと思うし、先ほど申し上げてお約束申し上げた職員給与に関しても、職員に自ら身を削るということも一時的には必要であるということも説得をしていきながら、50億達成に向かって、また農家の方々にさらなる希望を持った形での奮起を

促していきたいと思っております。そうすれば、基金を取り崩すこともなく、18.4%以上になることもないようにできることは十分可能だと思います。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

基金取り崩しなく今後運営をしていくためにどうすればいいか、あるいはまたその努力が必要ではないかということでありまして、今ただいま町長が答弁されたとおりでありまして、今現在も起債の残高が若干数値が上がっているということにおきましては、先ほど来、町長が答弁したとおりであります。というのが、町長のマニフェストもほぼ達成を見、そしてまた先ほどから小中学校等の学校、それからまちづくり交付金事業とバレイショ選果場、地方道路、それでは光ファイバー事業等、大きな事業がことごとく完了を見たわけでありまして、さらに今後はどう取り組んでいけばいいかということに対しましては、個々の事業の見直し等を徹底して図っていくということが一つ大事ではないかなという思いがあります。それにつきましては、町からの補助事業、補助金、各種団体等の補助金もそうでありまして、例えば子育て資金の祝い金のあり方、敬老祝い金のあり方とか、町単独で行っているものにも見直しをしていかなければいけないのではないかなという思いがあります。

しかし、ただ町民が望んでいることに対して、町民のニーズに対して、ただできないというのはまた行政としていかなるものかということで、町長の方針といたしまして、子育て祝い金については効果の上がるように、効率のどうすれば上がるかということで、今回5分の1を商工会の商品券で給付をすれば、町内に必ずそれだけのお金が落ちるという方法を取り、さらに残りの祝い金につきましても、未収金のある方については相談をして納金していただいているという効果を上げるために、同じ祝い金等の支給でありまして、ひとつより効果の上がるような対応策をとっているわけでありまして、今後とも各種事業一つ一つの見直しを図って、より効率のいい効果の上がるような、成果の上がるような事業実施をしてみたいと思います。

それから自主財源の確保ということでありまして、先ほども申しましたとおりで、杉並議員の一般質問でもありましたけれども、町民の方々全体で取り組まなければいけないということで、やはり納税の義務を考えていただきたい。さらには町としては滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例等をもって、やはり承知をして、先ほど永岡議員からもありましたけれども、22年度残高での未収金が2億7,000万ございます。やはりこれを確実に徴収できるような体制づくりというものが需要ではないかなという思いがあります。

それから先ほどのご質問ありましたが、各課課長がどう取り組んでいるかということでありまして、これにつきましても23年度の当初予算、さらには来月、再来月から24年度の当初予算の編成が取り組んでいくわけでありまして、この中にも今年度もそうでありましたけれども、過疎辺地等の起債事業についてはゼロベースで行くと、これは24年度も継続してまいりたいと思います。新規事業は、なるべく避けると申しますか、町民のニーズに合わせた事業導入を図り、その他もろもろについてはやはり見直しを図るという徹底した対策をとってまいりたいと思います。

そして、もろもろいろんな事業等ありますけれども、23年度の当初予算編成に当たり、各課課長の、職員含めて課長の取り組みということで、最後に各課長においては、要求課長である前に、まずは査定課長として概算要求に当たり、無駄遣い根絶に改めて全力で取り組むこととすると、職員一丸となって今後とも財政健全化に向けて取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### ○12番（上木 勲君）

今の、町長、総務課長の話でもありましたんですけど、これは後年度にずっと目的意識的に目標を決めて、目的意識的にもうそろそろこういうふうにこれを回避するように急ぐように来年度からやっていかなければ、これは達成できないと思うんですよ、ちゃんと。それは本当に厳しいあれで、何て言うんですかな、やらなければ、中途半端なことではできないと思います。

それで、もちろんこのことに対しては、今の課長初め執行部の皆さん、町民、さっき町長がお話ししましたように、町民のための政治をやっているわけだから、町民に極端に言えば、それはいろいろ町民に便利になる仕事は一応せんにやいかんけれども、もう払い切れない借金を背負わせて、それで知らん顔をするということはこれはできないわけですので、もう議会としても、もういわゆる、本当に身を切っても、これする責任があるわけですので、それでも健全経営というのが当たりまえでありますので、この県知事の金貸す貸さないとか、許可相談してもらおうとかどうとかということだと、そのようなことはとにかくこの先祖から裕福な土地をもらって、癒してもらってこうしてなったのに、それは先祖に対して申しわけないと思いますので、町長、あるいは総務課長、執行部がとにかくこれからの子供たちの未来とか、あるいは伊仙町の将来とか言うけれども、ところがまあそれは結局もう僕らでもそうだ、子供に借金を残さない、あんた死んで借金を残すのかと僕も子供に言われているから、そういうような、それは町の場合はずっと続くわけだから、それはある程度の借金も必要なんですよ。この標準財政規模ぐらいのあれは持っていくということはあれですのであれなんですけれども、オーバーして、人に、県知事に言って頭を下げて、別でこれ言われておって、いろいろしなければ金は借りられんといったことを避けるために、再度それを皆さん、そういうふうな今の基金は絶対取り崩さない、基金は。断言できますか。基金は取り崩さない、それから18以上の許可団体になるようなことはしないと、来年から。議会に対しても、議会も協力してくれと、これこれと言ったら僕は全面協力、私はやります、他の人は知りませんが。そういうことで、そのお答えをいただきたいと思います。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

その点についてご説明申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、実質公債比率という分子なるものは、償還金ですね、返済金は過去の事業実績によって年度年度の返済金額が決まってくるわけでありましてけれども、それについてあと分母をどれだけ、つまり自主財源の確保でございますけれども、地方交付税でありますけれども、地方交付税は県国の裁量ということで、こちらのほうから致し方ない。

致し方ないということでもありませんが、一言ご説明申し上げますと、地方交付税を上げるというためには、やはり町長が一番掲げております人口増、交付税の算定に人口が基礎となった数値ありますので、人口増を図ることによって交付金も上がってくると、ふえてくるという流れになっておりますので、もろもろ含めて自主財源の確保ということでもありますけれども、自主財源の確保は先ほど申しましたとおり、全職員全霊全力を挙げて取り組んでいきたいと思いますが、基金の取り崩しを絶対しないと言えるかということでもありますけれども、基金には今言ったような事業を実施する財政調整基金と、それから急きょこのような時期にあわせて公債比率等を下げるために繰上償還等行うための基金、減債基金というのがありますので、これを全く取り崩さずに対応ができるかどうかというのを非常にちょっと疑問があるところでもありますけれども、こういう18%を超えないような対応ができるかというときに、基金の活用も必要であるかとは思いますが、しかし、安易な取り崩しというものについては、もちろんやってしかるべきことではありませんので、そのものについてはなるべく基金を取り崩さないような、何とか崩さないような対応ができたらということで全職員一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

よって、絶対に崩さないとは、大変申しわけないんですけど約束はしがたいと。しかし、崩さないような努力は、最善の努力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○町長（大久保明君）

この国営ダムの返済に関しましては、3町で協議をして一括で返済するというふうに決定したわけですね。そうしたほうがその利子を考えてみたら一括で返済したほうが良いということですので。これに関しましては今総務課長が話したように、こういうことはめったにあることではありませんので、減債基金という形でということにもなり得るというふうに理解をしていただきたいと思います。ただしそれは最大限の健全化の努力をした中で、どうしてもという場合にはということでのこの基金の取り崩しでございますので、これは2億2,000万、1億8,000万ということですけども、この額をこれだけ出すということではありませんので、そのときの状況によって、この額をゼロに近づけていくという努力をしながら、やむを得ない場合には崩さざるを得ないということになると思いますので。ただそう言ってしまうと、努力をしないということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

#### ○12番（上木 勲君）

今のような気持ちでぜひ財政のこの難局を乗り切っていくように、またともに努力もしなければならぬと。それに対しては議会も今いろいろ先ほど質問ありましたように、できておりますし、またみんな協力して頑張っていかにやいけない。そしてやっぱり弾力性のあるということは、結局は貯金が余裕がある、そういうような財政状況でなければ人間は落ち着きもなくなりますので、そういうことを将来の子供たち、あるいは引き継いで、ちょっとでも貯金を引き継いでいけるように、そして健全財政でいけるように、ともに努力するということが一応この質問を私、終わりたいと思

います。

○行財政調査特別副委員長（永岡良一君）

以上で、上木委員の質疑を終わらせていただきます。ぜひ先ほどから言われているんですけども、執行部の皆様、こちらに来られている幹部の方々が一丸となってやるということでお約束をお願いしたいと思います。

それでは、本日この行財政調査特別委員会を以上で終わりますけれども、先ほどからいろんな意見等が議員他議員から出ておりますので、執行部の皆さんはしっかりと受けとめていただいて、これからの伊仙町の町民のために行政をお願いしたいと思います。

以上で、調査特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 1時50分

△開 会（開議） 午後 2時00分

○議長（常 隆之君）

これから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 同意第2号 伊仙町教育委員の選任について

○議長（常 隆之君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から、同意第2号、伊仙町教育委員の選任が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。同意第2号、伊仙町教育委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成23年第3回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました同意第2号について、提案理由の説明をいたします。

教育委員のうち1名が平成23年10月8日に任期満了となりますので、次の教育委員を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により選任いたしたく、提案してございます。

ご審議賜り、同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（常 隆之君）

これから、同意第2号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、同意第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号について、採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、同意第2号、伊仙町教育委員の選任については、同意することに決

定しました。

△ 日程第1 議案第33号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第33号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第33号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第2 議案第34号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第34号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第34号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △ 日程第3 認定第1号 平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第4 認定第2号 平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第5 認定第3号 平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第6 認定第4号 平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第7 認定第5号 平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第8 認定第6号 平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第9 認定第7号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第10 認定第8号 平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

## ○議長（常 隆之君）

認定第1号、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から、認定第8号、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの8件を一括して議題とします。

本案8件について、平成22年度決算審査特別委員長の報告を求めます。

## ○決算審査特別委員長（杉並廣規君）

ご報告を申し上げます。

当決算審査特別委員会に付託されました、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他7特別会計歳入歳出決算について、去る9月の20日に決算審査特別委員会を開き、審査した結果についてご報告申し上げます。

まず、開会直後に執行部より決算書の内容について詳細説明を求め、それを受けて各委員よりあらゆる方向から質疑があり、財政難の中にあって予算が有効かつ適正に適用されているのか審議をいたしました。

一般会計においては、病虫害防除に対する具体的な効果、不能欠損額、収入未済額、土地売却収入の中身等についての質疑がありました。

また要望として、1つ、成果説明書の中身について、具体的な成果、今後の展望、課題等、建設的な成果説明書に来年度から改めること、2つ、事業をする際は、早く、計画的に執行すること、3、予算計上は1年分を精査して編成すること、4、不用額が余りにも大きいので今後は不用額を少なくして、その分を町民のために使うこと。5、畜産振興のための経済課を中心に、3町の改良委員会とも連携して研修会等を実施すること、6、ふるさと雇用再生特別基金事業の決算報告をすること、以上の要望がありました。

続いて、「ほーらい館」については、民間委託指定管理者制度に移行する考えがあるかとの質問

に対し、執行部からは、近い将来、民間委託したいとの答弁があった。

また、成果説明書は、数字の羅列のみではなく、具体的な説明を入れるようにとの提言があった。

採決の結果、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、全会一致で認定することと決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（常 隆之君）**

これから、認定第1号平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（常 隆之君）**

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（常 隆之君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第1号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

**○議長（常 隆之君）**

起立多数です。したがって、認定第1号、平成22年度伊仙町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第2号平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（常 隆之君）**

質疑なしと認めます。

これから、認定第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（常 隆之君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第2号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成22年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第3号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成22年度伊仙町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第4号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成22年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第5号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成22年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第6号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成22年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第7号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

これから、認定第8号、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第8号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、認定第8号について、採決します。

この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、認定第8号、平成22年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算につい

ては、認定することに決定しました。

#### △ 日程第11 陳情第6号 町道ハナサキ線の排水処理について

##### ○議長（常 隆之君）

日程第11 陳情第6号、町道ハナサキ線の排水処理について、付託してありました経済建設常任委員長の報告を求めます。8番。

##### ○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

陳情第6号、町道ハナサキ線の排水処理について、委員長報告をいたします。

経済建設常任委員会に付託されました陳情第6号、町道ハナサキ線の排水処理については、9月13日、議会委員会室において経済建設常任委員7名の出席のもと、建設課長から意見を聴取し、調査した結果、現在、この地区は、生活排水等を自然落下方式で処理しており、雨天時には排水が道路に溢れ出し、歩行にも支障を来しているとのことであった。しかし、排水路には合併浄化槽で浄化した排水しか流すことができません。

よって、合併浄化槽設置を推進しながら、速やかに対応すべきとの意見で一致しました。

このことにかんがみ、当委員会に付託された陳情第6号、町道ハナサキ線の排水処理については、採択をすべきものと決定いたしました。

##### ○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第6号について、採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号、町道ハナサキ線の排水処理については、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

#### △ 日程第12 陳情第7号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について

○議長（常 隆之君）

日程第12 陳情第7号、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について、付託してありました経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

陳情第7号、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について、報告をいたします。

経済建設常任委員会に付託されました陳情第7号、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択については、9月13日、議会委員会室において経済建設常任委員7名の出席のもと、慎重に審議した結果、原発災害はいまだ収束のめどが立たず、放射性物質が放出され、多くの人々が放射能の被害へさらされています。

また、これからは原子力発電中心のエネルギー政策ではなく、地球に優しい再生可能エネルギーが求められているとの意見で一致しました。

よって、陳情第7号、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択については、採択し、意見書を提出することに決定しました。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第7号について、採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第7号、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択については、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

△ 日程第13 陳情第8号 陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第13 陳情第8号、陳情書について、付託してありました経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

陳情第8号、陳情書の委員長報告をします。

経済建設常任委員会に付託されました陳情第8号、陳情書については、9月13日、議会委員会室において経済建設常任委員7名の出席のもと、総務課長、耕地課長、関係職員から詳細な説明を受けました。

現在、伊仙町の地籍調査のみの進捗率は6.19%と極めて低く、農村整備事業にも影響が出ているとの説明でありました。

当委員会においても、地籍調査進捗率を上げて、1日も早い農村整備事業等の完了を目指すべきとの意見で一致しました。

よって、陳情第8号、陳情書は、採択すべきものと決定しました。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第8号について、採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第8号、陳情書については、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

△ 日程第14 陳情第9号 T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第14 陳情第9号、T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書について、付託してありました経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

陳情第9号、T P P（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書、委員長報告をいたします。

経済建設常任委員会に付託されました陳情第9号、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書は、9月13日、議会委員会室において経済建設常任委員7名、経済課長出席のもと、慎重に審議した結果、例外なき関税撤廃は農業を主産業としている我が伊仙町にとって致命的な政策であり、断固反対すべきものであるとの意見で一致しました。

よって、陳情第9号、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書は採択し、意見書を提出することに決定しました。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第9号について、採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第9号、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する陳情書については、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

△ 日程第15 発議第8号 川内原発増設計画の中止などを求める意見書

△ 日程第16 発議第9号 TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書

○議長（常 隆之君）

日程第15 発議第8号、川内原発増設計画の中止などを求める意見書、日程第16 発議第9号、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書の2件を一括して議題とします。

意見書については、皆様のお手元にお配りしているとおりです。一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、発議第8号、発議第9号の2件を一括して討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、発議第8号、発議第9号の2件を一括して採決します。

お諮りします。発議第8号、発議第9号の2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第8号、川内原発増設計画の中止などを求める意見書、発議第9号、TPP（環太平洋連携協定）交渉参加反対に関する意見書の2件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 発議第10号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書

○議長（常 隆之君）

日程第17 発議第10号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

したがって、発議第10号について議題とすることに決定しました。

意見書第3号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書については、皆様のお手元にお配りしているとおりです。

提出者の趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉並廣規君）

発議第10号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書についての趣旨説明をいたします。

1つ、総合的な離島振興策を強力に推進するため、離島振興法を改正・延長すること。

2つ、国庫補助負担金の一括交付金化に当たっては、離島への補助金、交付金等は一括交付金の対象から外し、国の責任において必要な額を確保すること。

3つ、平成23年度に実施された離島ガソリン流通コスト支援事業については、暫定的な予算措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること。

4つ、離島医療の深刻な事情に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行う対策を講じるとともに、ドクターヘリ等緊急移送体制の整備を積極的に進めること。

5つ、離島僻地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実すること。

以上のことにかんがみ、地方自治法の規定により、意見書を提出いたします。

○議長（常 隆之君）

これで趣旨説明を終わります。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、発議第10号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、発議第10号について、採決します。

お諮りします。発議第10号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第10号、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書については、原案のとおり可決し、関係先へ提出することに決定しました。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてありました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

△ 日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第19 総務文教厚生委員会及び経済建設常任委員会の閉会中の特定事務の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付託された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成23年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 杉 並 廣 規

伊仙町議会議員 琉 理 人